

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

令和3年9月13日（月曜日）

予算・決算委員会

日時 令和3年9月13日（月曜日） 午前9時 開会  
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第98号議案

「質疑」

出席委員（16名）

委員長 滝川健司 副委員長 鈴木長良  
委員 竹下修平 齊藤竜也 佐宗龍俊 澤田恵子 浅尾洋平  
柴田賢治郎 小野田直美 山崎祐一 村田康助 山口洋一  
長田共永 中西宏彰 丸山隆弘  
議長 鈴木達雄

欠席委員（1名）

山田辰也

傍聴者 4人

説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、監査委員、副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 阿部和弘 書記 後藤知代、請井悠人

**開 会 午前9時00分**

**○滝川健司委員長** ただいまから本日の会議を開きます。

本日は、9月8日の本会議において本委員会に付託されました議案のうち、第98号議案令和2年度新城市一般会計決算認定から第121号議案 令和2年度新城市下水道事業会計決算認定までの24議案を審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

なお、質疑者、答弁者とも決算審査の趣旨に添って、簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、本日山田辰也委員より欠席の届けが出ておりますので御報告申し上げます。

**第98号議案** 令和2年度新城市一般会計決算認定を議題とします。

初めに、歳入1款市税の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

**○山口洋一委員** では、ただいま議題となっております第98号議案 令和2年度新城市一般会計決算認定について、通告に従って内容を確認させていただきたいと存じます。

まず、1款市税、市たばこ税、市たばこ税の資料は12ページであります。これはあくまでもこの資料は一般・特別会計の決算附属書からの資料を用いておりますのでお願いしたいと存じます。

予算現額が2億4,266万円でありました。ところが、調定額が大きく上回った要因についてお尋ねします。

**○滝川健司委員長** 栗田税務課長。

**○栗田真文税務課長** お答えいたします。

市たばこ税について、予算現額に対して調定額が大きく上回った要因につきましては、当初予算額積算の際に、令和2年10月1日からの税率の引上げも見込んでおりますが、健康志向等により毎年度4%後半から7%の減少率であった過去の実績から販売本数を押さ

えて積算をいたしました。

しかし、令和2年度実績では対前年度比で3.9%の減少となり、当初予算額積算の見込み数より実績数の方が多くなったためによるものでございます。

**○滝川健司委員長** 山口洋一委員。

**○山口洋一委員** 今、令和2年の10月1日からということですが、このときにたばこ税については県に対しては0.070円、それから市に対しては0.430円の税率が上がったと理解をしますが、その部分が調定額に反映をしてきたということでもよろしいということなのか、再度確認をさせていただきます。

**○滝川健司委員長** 栗田税務課長。

**○栗田真文税務課長** 市たばこ税につきましては、税率改正によりまして令和2年9月30日から千本当たり5,692円が6,122円、430円上がっております。それに伴っての増額になります。

**○滝川健司委員長** 山口洋一委員。

**○山口洋一委員** それについては、理解をさせていただきました。

また、本年も10月から上がるということでもありますので恐らく似たような事象が発生するだろうと思います。

そして、1款市税、入湯税、同じく資料は12ページであります。

ここも、予算現額を調定額、今度逆に下回っておりますが、その要因についてお尋ねします。

**○滝川健司委員長** 栗田税務課長。

**○栗田真文税務課長** 入湯税につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言が令和2年4月から5月にかけて発令され、市内の温泉施設への入場者数が激減したことによるものが大きく、その後、夏には一旦回復し、入場者数が伸びた時期もございましたが、年間では対前年度比で492万5,450円の減額ということで、当初見込んだ予算現額を大きく下回る結果となったもので

ございます。

○**滝川健司委員長** 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、澤田恵子委員。

○**澤田恵子委員** それでは、歳入1款市税、ページ数は6ページ。

(1) 固定資産税・軽自動車税が増加した原因をどう捉えているか。

(2) 市民税、市たばこ税、入湯税、都市計画税が減収となった個々の原因についてどう考えるか。この中の入湯税については、先ほど山口委員への答弁で分かりましたので。

(3) 市民税の収入未済額が前年度に比べ2,911万円と大幅に増加となった原因は。

以上、お願いいたします。

○**滝川健司委員長** 栗田税務課長。

○**栗田真文税務課長** それでは、私からは1点目、2点目について答弁させていただきます。

固定資産税は現年課税分の収納率は0.57%減少をしておりますが、企業団地等への工場建設等により、家屋の新增築により課税標準額が伸びたことによりまして、当初調定額が増加となったことによるものと考えております。

軽自動車税につきましては、令和元年10月から自動車取得税の廃止に伴い導入された軽自動車税環境性能割の金額が令和2年度より1年分になったことによる増額、また、種別割につきましても四輪軽乗用車等への買替えの需要というものが伸びたことによる増額となっていると考えております。

次に、2点目になります。減収となった個々の原因について、個人市民税につきましては、令和元年度に比べ、課税対象となる給与所得者数の顕著な減少が見られております。それに伴い所得割額の納税額が大きく減少したことによるものです。

法人市民税の主な理由といたしましては、令和元年10月1日からの法人市民税の税率引

上げの影響によるもの、さらにコロナウイルス感染症の影響を受け、主要企業の業績悪化の影響を受けたことによるものと考えております。

市たばこ税につきましては、令和2年10月1日から税率が引き上げられ、また健康志向等により年々販売数量が減少しております。令和2年度は対前年度比で3.9%の減少となっております。

入湯税につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおりでございます。

都市計画税につきましては、当初調定額の対前年度比では164万7,800円の増額となっている状況でございますが、現年課税分の収納率が1.3%減少したことにより、収入済額が減少となっております。

○**滝川健司委員長** 柴田税務課債権管理室長。

○**柴田和幸税務課債権管理室長** 3問目の市民税の収入未済額が大幅に増加した原因につきましては、令和2年度に地方税法改正により創設されました新型コロナウイルス影響による納税が困難となった方の納税を1年間猶予する徴収猶予の特例によるものでございます。

この特例により納税が猶予された個人市民税743万4千円、法人市民税2,671万4千円、合わせて3,414万8千円が令和2年度に納税されず収入未済額となった次第でございます。

○**滝川健司委員長** 栗田税務課長。

○**栗田真文税務課長** すみません。先ほどの答弁の中で1点修正をお願いいたします。

法人市民税のところの法人市民税の税率の引上げと申し上げましたが、引下げの間違いでございます。申し訳ありません。

○**滝川健司委員長** 澤田恵子委員。

○**澤田恵子委員** まず、(1)番からですけれども、こちらは税率の変更等もあるということで、そのことは要因として増加をしていたということが分かりました。

それから、2番目の市民税、市たばこ税、

入湯税、都市計画税、これについてもやはりコロナの影響、たばこについてはやはり健康面を考える人たちの販売の減少、そういった内容が分かりました。

あと、市民税の収入未済額、これについても納税の1年の猶予というものが影響したということで、減額になっているということも分かりました。

以上です。

○**滝川健司委員長** 分かりましたの場合は、繰り返していただかなくても結構です。

○**澤田恵子委員** これは、やはりコロナウイルス感染症の影響というのが大きいということも考えられますけれども、市としてもそういうものに対して今後も続いていくのかどうか、今年度の決算においてもそういう影響が出てくるのではないかと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○**滝川健司委員長** 栗田税務課長。

○**栗田真文税務課長** まず、個人市民税につきましては税額が前年度分の所得によって影響が出てまいりますので、そうなりますと個人市民税については令和3年分の税収が影響されるところでございます。

法人市民税等につきましては、少しずつ回復、これでしてくるのではないかと見込んでおります。

○**滝川健司委員長** 澤田恵子委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○**丸山隆弘委員** それでは、順を追って質疑をします。

まず、最初の1款の市税、市民税、個人についてであります。

2点、ございます。

現年課税分の不納欠損3万8,202円、それと収入未済額、先ほど少し説明がありました、2,791万8,022円、この内容、また要因及び対策についてお尋ねします。

それから、2点目、滞納繰越分についてで

あります。不納欠損が856万7,673円、それから収入未済額が2,871万4,876円とございます。この内容、それから要因、また対策について、お尋ねします。

○**滝川健司委員長** 柴田税務課債権管理室長。

○**柴田和幸税務課債権管理室長** 1問目の不納欠損額の内容、要因及び対策につきましては、内容であります、個人市民税の現年課税分は、処分停止即欠損によるものが5件、滞納繰越分は、時効完成によるものが686件、処分停止期間満了195件、処分停止即欠損が43件となっております。

要因につきましては、これは後の全ての市税に共通する答えとなりますが、時効完成につきましては、督促、催告、臨戸訪問等により納税折衝を行ったものの5年間の時効期間を経過したことによるものであります。処分停止期間満了につきましては、滞納処分をすることができる財産がない、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがある、あるいは滞納者の所在が不明であるなどの理由で執った滞納処分の執行停止が3年間経過したことによるものであります。また、処分停止即欠損につきましては、滞納処分の執行停止をした場合でなお相続人不存在、法人が解散、会社更生法による免責などにより徴収することができないことが明らかであることであります。

対策につきましては、時効完成を理由とする不納欠損を生じさせることがないよう、継続した納税折衝と、納税折衝にもかかわらず納付に応じない滞納者には財産調査を行い、納付資力が判明した場合には、東三河広域連合徴収課への移管も含め、滞納処分による徴収を行うことに尽きると考えております。

次に、収入未済額の内容、要因及び対策であります。個人市民税の現年課税分が1,215件、滞納繰越分は3,471件、いずれも期別の件数でございます。合わせて、実人員は1,011人となっております。

この要因につきましては、督促、催告、臨戸訪問、面談による納税折衝にもかかわらず納税に至らなかったこととなりますが、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となった方の納税を1年間猶予する徴収猶予の特別な要因がございました。具体的には、個人市民税については現年課税分で743万4千円が収入未済となっております。

対策につきましては、不納欠損額の説明と同じになりますが、継続した納税折衝と納税折衝にもかかわらず納税に応じない滞納者には財産調査を行い、納付資力が判明した場合には、東三河広域連合徴収課への移管も含め、滞納処分による回収を行うことと考えております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 不納欠損の関係でございませけれども、3万8,202円ということで不納欠損が出ておまして、先ほどそれぞれ地方税法上の不納欠損の条件に当てはまるということで件数も述べていただきましたが、件数と不納欠損額とどういふふうに見ていったらいいのかなと思うんですけれども、もう少し具体的に教えていただけますか。

○滝川健司委員長 柴田税務課債権管理室長。

○柴田和幸税務課債権管理室長 今、申し上げた件数につきましては、それぞれ納付書を発行したときの期別の件数ということになります。その中で、当然最終的に納められなかった、処分をしたというような件数が金額となって表れているということでございます。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 今の最後のところでですけど、不納欠損額3万8,202円になった、今の流れでいきますと件数、何件ぐらいあられるのか、また主要たる中身、もう少しそのところ説明をお願いしたいと思うんですが。

○滝川健司委員長 柴田税務課債権管理室長。

○柴田和幸税務課債権管理室長 この3万

8,202円につきましては、現年課税分の不納欠損ということで即欠損したものであります。これにつきましては、会社が事実上解散したという2件のものにつきまして、これをもう徴収することが明らかに困難であるということで欠損をしたものでございます。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 ということは、この2件の会社が廃業されたとかそういうところで、地方税法上の条件に当てはまって措置をされたということによろしいですね。

それでは、2点目に入っていきます。

2点目の市民税の法人についてであります。

同じく現年課税分の収入未済額3,088万4,500円の内容について、また要因、対策、これについてお尋ねします。

それから、2点目、滞納繰越分の不納欠損額が30万円と、収入未済額が492万800円の内容、また要因及び対策についてお尋ねします。

○滝川健司委員長 柴田税務課債権管理室長。

○柴田和幸税務課債権管理室長 不納欠損額の内容及び対策であります。

法人市民税の滞納繰越額は、時効完成によるものが5件、それと処分停止期間満了によるものが1件であります。

要因につきましては、先ほどの説明と同じとなります。

それから、対策につきましても徴収については同じ手続ということになります。

次に、収入未済額の内容、要因及び対策であります。法人市民税の現年課税分は15件、滞納繰越分は40件ということで、実人員で25人という状況でございます。

要因につきましては、これも通常の督促、催告、臨戸訪問、面談による納税折衝にもかかわらず納税に至らなかったことであります。法人市民税につきましても、コロナウイルスの1年間の徴収猶予、これによりまして、2,671万4千円が収入未済の原因ともなっております。

対策につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 最後のところで、コロナ猶予の関係以外の収入未済、もう少しちょっと、今さらって言うていただいたんですけど、逆の以外の部分について教えてください。

○滝川健司委員長 柴田税務課債権管理室長。

○柴田和幸税務課債権管理室長 収入未済につきましては、令和2年度いろいろな諸税を徴収してまいりまして、ただ本人の申し出がない限り、税につきましては古いものから充てていくという形になってまいります。その結果といたしまして、古いものから充当してこれを収納して、その結果といたしまして残ったものがこの件数ということになりますので、収入未済額につきましては、特段大きなこれという傾向というものがあるわけではございません。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 次へ進みます。

市税、固定資産税の部分に入ります。

現年課税分の収入未済額が5,578万2,323円、これの主な内容、それから要因、対策についてお尋ねします。

それから、滞納繰越分の不納欠損額が大きな額になります、2,896万5,341円、それからあと収入未済額が7,104万4,900円となっております。この内容、要因、対策についてお尋ねします。

○滝川健司委員長 柴田税務課債権管理室長。

○柴田和幸税務課債権管理室長 固定資産税の不納欠損の内容、要因及び対策であります。

固定資産税の滞納繰越分は、時効完成によるものが627件、処分停止期間満了が78件、処分停止即欠損が51件でございました。

要因につきましては、先ほどの説明と同じでございます。

それから、対策につきましても先ほどと同じということになります。

次に、収入未済額の内容、要因及び対策であります。現年課税分が1,353件、滞納繰越分は4,179件の合わせて実人員で708人ということになっております。

要因につきましては、固定資産税、これは都市計画税と合わせて徴収しておりますので都市計画税も含めますが、1,565万1千円の徴収猶予を受けておりますので、それも収入未済の原因となっております。

対策につきましても、先ほどの説明のとおりでございます。

今回、固定資産税に関しまして、大きく金額が増えているということですが、今回不納欠損額、これに昨年度より1,237万9,465円上回っておりますが、実はこの上回った原因にもなりますが、多額の滞納のあった一法人の不納欠損がこの固定資産税、それから不納欠損全体に大きな影響を与えております。この一法人なんですが、平成25年度に第三者による民事訴訟手続により資産が競売されまして、その後破産手続などを経て、事実上の事業廃止となり滞納処分ができる資産も皆無となったことから、平成28年度に滞納処分の執行停止の措置を取ったものであります。その後の状況も変わることなく滞納処分の執行停止が3年間継続したため、地方税法第15条の7第4項の規定により、この法人の納付義務が消滅した市税を不納欠損としたものであります。この1者の不納欠損額、これはほとんど固定資産ということになりますが、その額だけで2,359万8,203円ということでございます。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。

続けていきます。

今度、市税の軽自動車税のほうへ入ります、種別割のところでありましてけれども。

現年課税分の不納欠損額が2万5,800円、それから収入未済額が222万7,600円、この内容、それから要因、また対策についてお尋

ねします。

2点目であります。滞納繰越分についてありますが、不納欠損額が82万8,400円、収入未済額が608万2,265円、この内容について、また要因、対策についてお尋ねします。

○滝川健司委員長 柴田税務課債権管理室長。

○柴田和幸税務課債権管理室長 軽自動車税種別割の不納欠損額の内容、要因、及び対策であります。

現年課税分は、処分停止即欠損によるものが2件、滞納繰越分は、時効完成によるものが157件、処分停止期間満了が13件、処分停止即欠損が19件でありました。

要因及び対策につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので省略させていただきます。

次に、収入未済額の内容、要因及び対策であります。

軽自動車税種別割の現年課税分が311件、滞納繰越分は999件、実人員で370人でございます。

要因につきましては、こちらも特別な要因といたしまして、収入未済額にコロナの特例猶予の部分が6千円でございますが収入未済となっております。

対策につきましては、先ほどの説明のとおりでございます。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 これも、件数、それから、不納欠損の件数もお知らせしていただきました。それから、収入未済の件数も今、教えていただいたんですが、全体的に件数が非常に多いですね、ほかの税もそうですけれども。

先ほどもコロナの特例の部分も説明ありましたが、まだ後ほど幾つか質疑がありますが、コロナの特例以外の部分、そのところ、先ほども言いましたが、教えていただきたいと、こういうことであります。その分、お知らせできるような資料がありました、ひとつお願いしたいと思っております。お願いします。

○滝川健司委員長 柴田税務課債権管理室長。

○柴田和幸税務課債権管理室長 不納欠損につきましては、こちらも現年度の不納欠損がございます。こちらも先ほどと同じ2つの法人、市民税のほうでも説明しましたがそちらの2者が事実上廃業したということでの不納欠損の処理をしております。

滞納処分の不納欠損につきましては、時効完成によるものが157件ということですので、実態として市外に転出してしまったり、それから実際に調査をしても手持ち金が見られない、預金が見られない、それから資産については、質権や抵当権等そういったものが先についている等でその回収がなかなかできなかったというところで、このような件数の結果となっております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 それでは、次へ入ります。

入湯税のところに入ります。12ページであります。

現年課税分の収入未済額26万5,100円の内容、要因、対策についてお尋ねします。

それから、大幅な減収に入湯税はなっておりますので、その主な原因、対策についてお尋ねします。

○滝川健司委員長 柴田税務課債権管理室長。

○柴田和幸税務課債権管理室長 入湯税の現年課税分の収入未済額の内容、要因及び対策でございますが、入湯税の現年課税分は7件でございます。実事業所は1者ということになります。

こちらの要因といたしましては、令和元年度の滞納繰越分については徴収を令和2年度中に行うことができましたが、こちらに関しては引き続き滞納処分を含めた差押え等含めて、今、納税折衝中ではございますが、令和2年度について現年度分、徴収に至らなかったというものでございます。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 この2点目のところの減収、



対策というところをもう少し具体的に欲しかったんですが、まず最初の1点目のところの収入未済7件分、1者分ということであります。これ、大体中身は把握はしておりますけれども、対策について、これは入湯税そのものの、納付していただく1件について150円分、これに対する対策ということで、今度は捉え方を変えて、入湯税そのものについての有効な活用、入湯税そのものについての中身というのは、使途については決まっておりますのでそれに対して、明らかな、きちんと明白に分かるような対策というのは取られなかったのか。

この収入未済になったこの1者のところに対してはどういうような措置が行われておるのか、対策というのは前向きな対策ですね、温泉活用しつかりとできるような、こういう入湯税を生かすような対策ができないのか。これはぜひとも考えていただきたいなど、そのところ。プラス、それに大幅な減収となるがための原因というところに結びついていくわけですね。

そのところで、何らかの地域観光の対策というのが、税をしっかりと生かすような対策ができないんだろうかと。こんな思いしておりますけれども、いかがでしょうか。

**○滝川健司委員長** 柴田税務課債権管理室長。

**○柴田和幸税務課債権管理室長** 税を生かすという部分での答えということでありますが、まず、先ほど入湯税の2問目を私、失念しておりましたので、ここで改めて答えさせていただきます。

入湯税の2問目で、大幅な減収の原因と対策ということをお願いしておりますが、原因につきましては、澤田委員への答弁と重複いたしますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための緊急事態宣言等発令に伴う施設の営業時間短縮や人流の抑制による入湯客数の減少が主な要因であったと推測しております。

対策につきましては、新型コロナウイルス

感染者がある程度抑え込まれることが前提ではございますが、その上での入湯客数増加につながる関連する施策の推進になります。

先ほどの今回の入湯税につきまして、1事業者のほうからの徴収がということですが、先ほども申し上げたとおり、差押え等そういったところの手続きはしておりますが、実態として取れる資産もないというところがございます。

その市税の活用につきましては、市税の活用というよりも、市全体として、先ほど申し上げましたとおり、入湯客数の増加につながる関連施策、こちらの推進という取り組みが必要ではないかと考えております。

**○滝川健司委員長** 丸山隆弘委員。

**○丸山隆弘委員** 2点目のところは、落とされたこと、承知はしておりましたが。

まず、コロナ自体の今の情勢をしっかりと観光行政に生かしていくということが必要であると思うんですね。ですから、一昨年、令和元年と比べると約600万円ぐらい減収になってしまったと。決して、コロナ減ばかりではないと思うんですね。やはり、新城市が観光対策としてこの入湯税をしっかりと生かすような働きが必要であると思うんです。そうすると、この600万円という減収というのは、やる方向によってはこれは減収ではなくてプラスになるはずである。コロナ禍を生かすという今の新城市の観光行政、必ず生かせると思うんですね。それがやっぱり生かされていなかったというのがこの600万円の減収になったと思うんです。これを力強く、やはり政策として生かすべきだと。

決算から見てそう判断しますが、いかがですか、答えていただける方、お願いします。

**○滝川健司委員長** 加藤観光課長。

**○加藤宏信観光課長** 今、委員がおっしゃられたとおり、このコロナ禍において観光客は非常に、特に天竜奥三河国定公園地域内にお客様が大変来ておりました。

昨年度はこのコロナ禍を見越して、天竜奥三河国定公園の観光振興を図るために事業を進めていただきまして、地域の関係者と観光振興を図るべく施策を検討しまして、今年度は地域の事業者も自らが施設の改修等に取り組んでいただいております。先日御答弁させていただいたように、来年度は岡崎サービスエリアでの観光振興を図って、集客を見込めるように事業を実施してまいります。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 続けていきます。

都市計画税に入ります。

都市計画税、現年課税分の収入未済が380万6,377円、この内容、要因また対策について。

それから、滞納繰越分の不納欠損203万209円とございます。それから、収入未済が331万5,608円、この内容、要因、対策についてお尋ねします。

○滝川健司委員長 柴田税務課債権管理室長。

○柴田和幸税務課債権管理室長 都市計画税の不納欠損の内容、要因及び対策につきましては、都市計画税の滞納繰越分でありますけれども、都市計画税という税が固定資産税として課税されまして、固定資産税に案分率を掛けまして算出されるものでありますので、こちらについては具体的な件数を出すことはできません。金額につきましても、案分率から算出しておりますのでございます。

こちらの要因及び対策につきましては、先ほどの答弁と重なります。

それから、収入未済額の内容、要因及び対策であります。こちらにつきましても、都市計画税の現年課税分と滞納繰越分につきましては、不納欠損額の説明と同じ理由になり、具体的な件数は出すことができません。

なお、こちらの要因と対策につきましては、先ほどのとおりでございますが、同じように固定資産税の中に都市計画税の徴収猶予も含まれておりますので、固定資産税と合算され

た形になってしまいますが、固定資産税も含めまして1,565万1千円徴収猶予を受けておりまして、その分が収入未済となっております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 わかりました。

その1款について、トータル的に共通するところから再度全体的な面で確認したいと思います。

不納欠損そのものについて、要するに住所が不明になったとか、それから亡くなられたとか、いろんなケースがあるわけで、また換価する財産がない状態だとか、それから不納欠損処分停止、こういう中で、資力の回復というものがやはり望めないものというのが時代にすごく反映されておるなというのを感じておりますし、一方、そうではない、時代に反映されない、一貫してお支払いしていただかないという方もおみえになる、こういう言い方いけません。また、あと資産に乏しい方とか、それから有効な徴収手段を取り得ない状態が今、続いているということです。件数をお聞きしただけでも、大変な件数だなと感じております。

そういう中で、今日のこういう厳しい経済情勢の中で、コロナ禍における経済情勢の中で、納税されている一方、市民の皆さんの立場、これも一方ではありますし、全体としてこういう件数が公表されるにしたがって、行政に対する不信感、不公平感、不信感という言い方はきついかも分かりませんが、不公平感というものがすごく出てくると思いますね。

そういう意味で、今回の収入未済、本当にしっかりと努力はされておると思いますけれども、さらにこの気配りをされた市民に対して、気配りをされた調査、また交渉というのが必要だと思うんですが、このあたり全体を通していかがでしょうか。そのあたり、明確にちょっとお伝えしていただければありがたいです。

○滝川健司委員長 柴田税務課債権管理室長。

○柴田和幸税務課債権管理室長 委員、おっしゃられるとおりの部分が多いかと思えます。

徴収に関しては、資産があるのにもかかわらず払わない、資産がなくて払いたくても払えないという2つのパターンがあるかと思えます。そのところ、資産がない方に関しては、まだしっかりとなぜないのかということも含めてその納税折衝等でその実情を把握しながら、これは資産のある方も含めてですが、財産調査というものをしっかりと、そのデータを基に本当に払えない方については適切に、法的に猶予等そういった緩和措置を取っていく必要があるかと考えております。

それに対して、調査をしっかりと、資産がありながら払っていない方、これについてはしっかりと徴収をしていくということでありますので、調査権限をしっかりと執行していくということが何よりも重要だと思っております。

ただ、現状といたしまして、調査権限をしっかりと執行できるだけの体制がまだなかなか難しいところがございますので、その部分を今しっかりと構築しているところでございます。

それから、不納欠損につきましては、先ほども説明したとおりの時効完成によるもの、それから処分停止期間の満了によるもの、処分停止即欠損によるものの3つがありますが、後半の2つ、処分停止期間満了とか処分停止即欠損につきましては、法律上または事実上徴収することができない滞納市税を不納欠損にするものでありますので、これについてはやむを得ない部分もありますし、市民の理解は得られると考えております。

一番問題であるのは、時効完成による不納欠損ということになります。これについては、徴収権を5年間行使していないことによる債権消滅ということでありますので、これについては、きちんと対応はして、これを減らし

ていく努力が必要だと考えております。

なお、過去3年間でありますが、この時効による債権の不納欠損ですが、平成30年度は3,100万円余り、令和元年度は1,900万円余り、令和2年度は1,300万円余りということで、令和元年、令和2年ということで3割以上これを減らしてきております。ということでありますので、今年度大きな事業所の1社の2,000万円を超える大きな不納欠損があったという事情がありまして、不納欠損額全体は増えておりますが、あってはならない時効による不納欠損、これについては先ほど申し上げたように、この2年でも3割以上減らしてまいりますので、不納欠損は増加しておりますが、内容といたしましてはいい方向への改善傾向にあるものだと考えております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳入1款市税の質疑を終了します。

次に、歳入14款分担金及び負担金の質疑に入ります。

質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 14款分担金及び負担金のところ、負担金、民生費負担金に入ります。18ページ。

児童福祉費負担金の不納欠損額13万6,180円、それから収入未済が226万4,450円となっておりますが、内容、要因、対策についてお尋ねします。

○滝川健司委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 不納欠損額の内容につきましては、保育所保育料過年度分が11件13万6,180円となります。

要因としましては、既に園児が卒園し、保護者とも転出し連絡が取れなくなり、時効となったため不納欠損としたものです。

対策としましては、滞納初期段階で納付を促し、粘り強く対応をしております。

収入未済額の内容につきましては、過年度分を含めた保育所保育料が113件226万4,450円となっております。

要因としましては、失業等による収入減、子育て世帯の家計の経常収支の悪化等が考えられます。

対策としましては、定期的な通知で保護者へ納付を促すとともに、児童手当からの天引き、お迎え時間に合わせたこども園での納付相談、臨戸訪問の回数増、集中して回収を行う月間の設定、滞納初期段階での対応等の対策を講じてまいります。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 了解しました。できる限りのことをやっておられるということで、この決算については理解しました。

終わります。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳入14款分担金及び負担金の質疑を終了します。

次に、歳入15款使用料及び手数料の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、15款の使用料及び手数料、使用料、商工使用料についてお伺いします。資料22ページでございます。

1点目、収入未済額が調定額に対して非常に不思議な数字65.32%ということですので、その要因について。

そして、調定額が非常に当初年度の額よりも非常に多い部分でありますので、ここら辺の監査に当たって監査委員はどういう見解を持たれて、実務監査をされたのか。

以上、2点お伺いします。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 1問目、収入未済額が調定額に対し65.32%の要因ですけれども、湯谷温泉源の使用料の過年度分が大半であります。

内訳といたしましては、湯谷温泉泉源使用料の現年度分未済額が462万40円、過年度分の収入未済額が3,339万3,820円となっております。

要因につきましては、未納者に対しまして、電話による催促や臨戸訪問による納付催促、また呼び出して催促等実施してまいりましたが、一部の納付にとどまっており、納付に至らなかったこととなっております。

○滝川健司委員長 櫻本監査委員事務局次長。

○櫻本泰朗監査委員事務局次長 2問目につきまして、お答えします。

御指摘の収入未済額につきましては、特定の事業者にかかる収入未済額が多額に残っている状況です。監査委員は今回の決算審査に当たりまして、徴収率の向上に努められるよう意見を述べたところであります。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、今、加藤課長からお伺いをしました。多くの債務を抱えたところのものが調定額としてオンしたということでもあります。当初の予算に、差額が3,407万5千円ほどあるわけでありまして、調定額がその人がくれるであろうということを想定して調定をされたのか、再度。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 そのほかに、湯谷温泉の泉源使用料以外にも、板敷の使用料等未納分がございます。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 先ほども、税の関係、市税等の関係、また都市計画税との関係でも同様の事象があり、この資料から察するにそれに類似した方の事業者の方ではないのかなとい

う予測をするわけでありませんが。

やはり、かなり御努力をされる中で「無理だよ」ということがあるならば、調定額というのはいたずらに加算をするというのはいかなるものか。やっぱり、決算資料として出てまいりますので、当初予算を100円で立てて調定したら160円でした。ところが、実際縮めてみたら3,800万円、オンした部分が丸切り未納になっているということをやると、これはただただ1からゼロの数字のいたずら、語呂合わせをしているようなものであって、実際に回ってお願いしていただける、そうしたことによって収入済額が物すごくふえた。これは調定額に対してすごく努力をされたんだねという評価をされるだけだ。

その辺も、実は監査委員になぜお聞きしたかということ、どこまで見ているのかなということなんです。見てないということで、ただ単にこれは現場に指示をしたということだけでは、これはいつまでたっても直らないわけでありまして、処分ペイしてあるとか、時効が完成したから3,800万円、これ駄目だよということに済ましてしまうということが、大きな禍根を残すことにならないかということでありまして、そういったことを併せお聞きしておるわけでありまして、いたずらに調定額をいじっていくというのはいかなるものかと思いますが、その点について再度確認させていただきます。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 先ほども債権管理室の室長からも答弁ありましたが、善良に納めておるとか、きちっと源泉使用料を納めていただいている方もいらっしゃるのと、昨年山口委員からも指摘がありましたように、誓約書も取らせていただきまして、時効の成立にならないように努め、今まで以上に納付していただけるように努力してまいります。

また、再三の催促にもかかわらずなかなか納付に至らなかった場合には、今後配湯を一

部停止する等のことも踏まえて徴収を行っていきたいと考えております。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、先ほど監査部局から現業のほうに指示をしたということでありまして、多額の債務があるものについては真に徴収をしていただきたいということをおっしゃったということでありまして、これについて現場からはどのような対応、「分かりました」だけでは多分いつまでたっても駄目でありまして、具体的にどのように、どうして進めていくか、どうしたらこれを回収できるんだというようなことについて、現場から回答、意見を頂いているのか、ただ、意見を申し述べただけで済んでしまったのか。

恐らく意見を述べるということは、8月18日付の決算審査意見書を提出と同時に、市長が受けますので、それをもってじゃあこういう指示を下さいということをやったのか、監査中にこの状況についてはこうだから、当然担当者呼びますので、そういうときには、それを言ったのか、その辺担当者呼んでやったのか、出向いてやったのか。そして、この監査は担当者が対応していたのかどうか、併せてお願いします。

○滝川健司委員長 櫻本監査委員事務局次長。

○櫻本泰朗監査委員事務局次長 決算審査におきまして、各部署のヒアリングを行いまして、その席で様々な課題について御意見しているところではございますけれども、全部署にわたるものでございますので、今、具体的にそのときの状況というものが思い出せませんが、こちらとしてはこういった意見を述べさせていただきまして、それぞれの部署で努力していただけるようお願いしたところでございます。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 この案件だけではないわけでありまして、それぞれの部署で努力していただけるようお願いをした、これ、はつき

りした監査指摘のものをそれぞれの関係部署が処理をしていて、定期異動があって、実はこういう重大な問題がある、だからこれについては次のスタッフに正確に引き継いでいくんだということをしているのかどうか、そこなんですよ。

定期異動でかわった、前のいろいろな事象の案件もなかなか引継ぎができない部分があったりすると、いつまでたってもこうなってしまうので、その辺は監査部局というのは、やはり追跡監査をしていく必要があるということもありますので、それで初めて何年度の決算は審査をした結果、意見書としてこうであったが、非常に関係部局が努力をしていただくおかげで何年度についてはその部分が成果が出たというのが監査の実際だと思うんですよ。

多岐にわたった部署があるから難しいというお考えは捨てていただきたいと思いますので、よろしく願います。最後、それどうでしょうか。

○滝川健司委員長 櫻本監査委員事務局次長。

○櫻本泰朗監査委員事務局次長 今、委員がおっしゃるとおり、それぞれの部局において努力していただくということは申し上げましたけれども、決算に当たりましてこの意見したことを次年度においてどのように行われたかということにつきましては、次の年のまた決算のときにおいて確認させていただくというようなことで事務を執り行っていきたいと思っております。

○滝川健司委員長 続けてお願いします。

山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、同じく15款の資料26ページをお願い申し上げます。

ここでは、同じく清掃手数料についてお伺いします。

収入未済額が58万4,420円であります。この内訳についてお願いを申し上げます。

○滝川健司委員長 林生活環境課長。

○林 弘一生活環境課長 し尿くみ取り手数料の現年度分、令和2年度分ですが、35件321,510円と、令和元年度以前の過年度分22件262,910円が収入未済となっております。

未済の理由は様々で、全てを把握できておりませんが、対策といたしまして滞納額が高額、慢性的になる前に、電話による納付催促や臨戸訪問をするなど収入業務の強化を図っていきたいと思います。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 し尿くみ取り料ということでありますので、当然生活を営んでいればこの部分はいくみ取りをしてもらうことが前提となりますが、先ほど源泉、給湯の関係でありましたけども、給湯中止をしてでも対応していきたいというお話も伺いましたが、これも極端な話であります。こういった方へのくみ取り依頼が来ました。「あなたはかくかくこうでありますので、この不納額のお支払いをしていただかない額のせめて3分の1でも払っていただければ御要望に応じてくみ取りに伺いましょう」というような対応をしているのか、ただ単に、受付があったから「はい、Aさんのところへ行きますよね」ということでそこに行くくみ取りをして料金の積算のデータをお渡しする。あ、またふえてしまったよね。こういうことが続いているのかどうか、その利用者の方にとどこまでそういったことのお話をして、「このままだと実はうちの市としてもお宅のくみ取りを対応することができません」というまでお話をされてみえるのかどうか、その点だけお伺いします。

○滝川健司委員長 林生活環境課長。

○林 弘一生活環境課長 くみ取り依頼が電話でこちらのほうに来た際には、滞納者については「今、滞納額が幾らある」ということで「この滞納額をお支払いいただけないとくみ取りに行くのが困難だ」ということで滞納額を払っていただくようお願いをして、今、対応しております。

○滝川健司委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

~~~~~  
ここで、再開を10時15分として休憩します。

休 憩 午前10時04分

再 開 午前10時14分

○滝川健司委員長 休憩前に引き続き、質疑を続けます。

~~~~~  
次に、2番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 15款の使用料及び手数料、使用料、総務管理使用料について入ります。

総務管理使用料の収入未済額が4万5,677円とありますが、この内容について、また主な要因、また対策についてお尋ねします。

○滝川健司委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 行政財産の目的外使用としまして、市の土地を賃貸借しておりますが、支払いが滞っておりましたので、納付のお願いを電話でたびたびさせていただきました。

使用料は、5月31日に金融機関に納付をされましたが、公金日が6月1日となったため収入未済額として計上されたものです。

対策としましては、一度での支払いが困難ということであれば、分割して納付していただくなどの対応をしていきたいと考えております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 了解しました。

次に入ります。

民生使用料に入ります。20ページであります。

児童福祉使用料の不納欠損額、これが11万860円、それから収入未済額が42万7,900円となっておりますが、この同じく内容、また要因、対策についてお尋ねします。

○滝川健司委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 不納欠損額の内容につきましては、保育所使用料過年度分が5件110,860円となります。

要因としましては、既に園児が卒園し、保護者ともに転出し連絡が取れなくなり、時効となったため不納欠損としたものです。

対策としましては、滞納初期段階で納付を促し、粘り強い対応をしております。

収入未済額の内容につきましては、保育所使用料過年度分が22件32万7,100円、過年度分を含めた一時保育使用料が7件10万800円となっております。

要因としましては、失業等により収入減、子育て世帯の家計の経常収支の悪化等が考えられます。

定期的に電話、通知及び家庭訪問で納付を促し、納付困難等の相談があれば、児童手当からの徴収や分割での返納を案内し、確実に納付につながるよう対策を講じてまいります。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 それから、あと5件分の11万円何がしかというこの不納欠損の額になっておるわけですがけれども、収入未済についても、いろいろ生活困といえますいろいろな事情があるかと思えますけれども、やはりこういう使用料においても、公平性というのが保たれる面が一方ではございますので、何らかの形で、また引き続きお願いしたいと思います。

次へ入ります。

次の今度は衛生使用料に入ります。

保健衛生使用料収入未済額が5万2,988円となっております。これについての主な内容、また要因、対策についてお尋ねします。

○滝川健司委員長 林生活環境課長。

○林 弘一生活環境課長 火葬施設使用料6千円が収入未済となっております。これは、令和3年3月29日に執行した市外に住所を置く外国人の人体の一部の火葬でありましたが、

火葬執行時は県内の病院へ入院中であったため、同じく市外在住のめいに当たる方、この方も外国人になりますが、この方が新城斎苑に人体の一部を持ち込み、火葬を執行し、火葬後に納付書をお渡ししました。火葬執行日の15日後の納期限を過ぎても納付がなかったため、納入義務者である人体の一部を火葬した方に電話連絡したところ、片言の日本語しかしゃべれず、コミュニケーションが取りづらいう状況でありました。このため、納付書を再発行し納付を期待しましたが収入未済となってしまいました。

その後、めいの方とは日本語でのコミュニケーションが取れることが分かりましたので、この方を通じて現在滞納整理を進めております。

○滝川健司委員長 鈴木地域医療支援室長。

○鈴木英乃地域医療支援室長 保健衛生使用料の収入未済額のうち、地域医療支援室に関係するものとしましては4万6,988円、訪問看護医療保険収入と訪問看護介護保険収入、それぞれ1件となっております。

要因及び対策としましては、訪問看護を利用していた方がお亡くなりになってしまった場合、またその後の相続が決まるまでの間、あるいは決まらないまま収入未済となっております。関係者への連絡をできるだけ早く、また継続して行っていきたいと考えております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 内容は分かりました。理解するところもありますので、引き続きまたよろしく申し上げます。

15款使用料及び手数料の商工使用料に入ります。

商工使用料の収入未済が3,888万4,736円となっておりますけれども、この内容、また要因、対策についてお尋ねします。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 収入未済額の内容と要因であります。先ほど山口委員に御答弁さ

せていただいたとおりであります。

対策につきましては、今後も料金等の回収、電話による催促、臨戸訪問、呼び出しによる納付の催促等行ってまいります。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。

商工使用料の、特に温泉源使用料についてでありますけれども、大きな額であります。過去一度、確か見直しが行われたと思うんですね、使用料の改訂といえますか。この作業も行われたと思いますけれども、その後の状況、そのときの改訂理由も何となく私も記憶しておりますが、その後の改善というものなかなか見受けられないという現状もあります。

それからまた、温泉源の使用料というのはそもそもこの使用料をもってしっかりと貯金をして、また次の温泉源を掘削するという状況が必ず来ますので、そういうがために準備をするお金なのかなと、私はずっと考えておったんですが、どうも貯蓄も見られない、基金としてあまり積まれてないというような現状も見ますと、なかなかこの温泉源使用料そのものについては維持管理のほうへかなり回されて、今はとにかく維持管理のほうへ力を注がれておるのかなと感じますが。

将来的に見ても、今の要因、それから今後の対策については、もう少しこれは明らかな線を出していかないとまずいのではないかなと、大変なことにならへんかなと思うんですね。ひょっとして湯谷温泉源、手放すかも分からないような事態が起こる可能性もあり得ると思っております。

ですから、このところを将来にわたってこの温泉源そのものについての維持管理も含めた将来構想というものを位置づけながら、この使用料についての位置づけをもう少し明らかにしていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

それと、もう1点、ついでに板敷が先ほど



未収入となっておりますということになっておりますが、これはどういうことかもついでに、申し訳ないです、お願いします。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 まず先に板敷の使用料の件でありますけれども、板敷使用料は使用の許可を与えた事業者の方が過年度分に関しまして、市と賃貸借に関しまして調整が不十分だった部分があるものですから、収入が未済になっておりますけれども、そちらのほうは徐々に納めていただくという話ができておりますので今後納付されていくと考えております。

もう1つですが、湯谷温泉の話ですけれども、委員がおっしゃるとおり、確かに維持管理に大変お金がかかっております。また、料金の見直しも、先ほど委員が言われたときから見直しもしていないのが現状で、基金のほうでゼロ円が残っておるといことですが、こちらはゆ〜ゆ〜ありいなも建てて30年たちます。泉源使用料の未済も多かったり、また維持管理に大変お金がかかっていると、毎年いろんな委員から御質問いただいているわけなんですけれども。

それを踏まえて料金も湯谷温泉を利用されている方と話し合っ、また加温の方法、個別に加温を一部していただく、時間的にこの時間はしていただくとかいうような話し合いも設けながら、維持管理費を抑えつつ、料金を確実に収入をふやしまして、前回7号泉を掘ったときの基金もまた積み上げていけたらと考えております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 最初に答えていただいた板敷の件であります、過年度分ということをおっしゃられましたけれども、現在管理をされている方、そこの方々ではなくてその前の部分ということでもよろしいですか。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 いま現在、管理されて

いる方の令和元年度分になります。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 また、しっかりと話し合いをしていっていただきたいと思います。

あと、温泉源使用料の問題についてでありますけれども、過去に私、日本の中の温泉源のあるところを、新しい新城市になってから委員会で視察したことがありました、そこは、城崎温泉なんですけどね。

城崎温泉というのは役所が観光部門、温泉部門については丸ごとあそこの城崎温泉の中核のところに事務所を設けて、そこで運営を回っておられると。入湯税も億単位に入っておられるところでもあります。そこについての維持管理について、過去の議員の、亡くなられた議員さんもいらっしゃいましたが、かなり熱心にして、新城市にうまく当てはめられないだろうかというそんな広い構想をたたえたことがありまして、特にこの商工使用料、温泉源使用料についての取扱いも含めて、城崎温泉にはしっかりと学ばさせていただきました。

それ以上に入湯税がかなりうまく活用されて、業者さんたちとのタイアップがうまくできておると、こんなところも見てまいりました。ぜひとも、この温泉源使用料の改善も含めて、それぞれ事業者の皆さんと話し合いをする中で、将来の新たな掘削をせざるを得ないような時期が必ず来るといことも踏まえながら対応していってもらいたいと思うんですが、もう全体としての構想というのはあるんでしょうか。使用料そのものがここまで滞っておると、先が見えないような事態になってくる可能性もありますので、いかがでしょうか。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 表立って出せる計画ではありませんが、部内では調整して、今後各施設等の維持管理をどうしていくかということとは話をさせていただいております。

また、料金の見直し等につきましても、今年度の初め、緊急事態宣言が明けたときに少し事業者の方とも話はさせていただいていますが、今、こんな時期になっておりますので、またコロナの緊急事態宣言が明けたら、話合いの場は持っていきたいと思っております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 次に入ります。

今度は、土木使用料に入ります。

土木使用料の道路橋梁使用料、不納欠損が12万3,228円ございます。それから、収入未済が6万6,000円とありますがこの内容、要因、対策についてお尋ねします。

2点目であります。都市計画使用料収入未済が658万1,028円と大きいものがありますが、この内容、要因、対策についてお尋ねします。

○滝川健司委員長 河村土木課長。

○河村英樹土木課長 それでは、まず(1)からお答えさせていただきます。

道路橋梁使用料の内容につきましては、通路として使用するために普通河川等に管渠等を設置したもの、及び店舗案内のために看板を道路敷に設置したもので、件数といたしまして、不納欠損額の件数が過年度分9件、それから、収入未済額の件数が過年度分4件となっております。

要因といたしましては、申請者と使用者が異なり、双方の使用料の負担方法が明確にされていないため、結果として収入未済となっております。また、時効が到来したものについては不納欠損としております。

対策としましては、申請者と使用者が異なるような申請がなされた場合には、内容等についてしっかりと確認することはもちろんのこと、使用料が発生する場合の納入者について明らかにするよう申請者に求めることとし、収入未済、それから不納欠損が生じないように対応してまいります。

○滝川健司委員長 吉林都市計画課長。

○吉林和久都市計画課長 続きまして、(2)の都市計画使用料収入未済額でございますが、こちらにつきましては、市営住宅の使用料として、内訳といたしましては過年度分が179件で552万4,778円、令和2年度の現年度分が29件で105万6,250円となっております。

要因といたしましては、令和2年度中に初めて未納者となった方はおられませんので、未納者は以前から滞納を繰り返している入居者であることから、他の債務を抱えた生活が困窮していることや支払意識の低さなどが主な要因であると思います。また、未納者の中には新型コロナウイルス感染症の影響により仕事が減ったと言われる方もみえますので、新型コロナウイルス感染症の影響も一部ではあるものと認識しております。

未納の原因は様々でありますので、今後も地道に電話による納付催促や臨戸訪問を行うとともに、一括での支払いが困難な未納者の方におきましては個別に面談をさせていただき、個々の状況を考慮しながら、滞納額が増えることのないように支払計画書を提出していただき、これに基づき支払を促してまいります。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 最初のこの道路橋梁使用料の件でありますけれども、これは使用料の時効ということをおっしゃられましたけども、時効はこれはどういう状況になっていきますか、何年だとかその辺の決まりも含めてお願いします。

○滝川健司委員長 河村土木課長。

○河村英樹土木課長 時効は一応5年となっております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 法律的な義務としてはどういう位置づけになっているのでしょうか。

○滝川健司委員長 河村土木課長。

○河村英樹土木課長 法律のほうとしましては、道路占用料等につきまして道路法の第

73条第5項、それから河川占用については河川法第7条第4項、それから公共用物使用料ということで地方自治法第236条第1項の規定によるものでございます。

○**滝川健司委員長** 丸山隆弘委員。

○**丸山隆弘委員** 道路法と河川法ということでございました。分かりました。ただ、こういう市のものについての不納欠損というのは、非常に過去もあったと思いますけれども、それこそ本当にやり得という言い方いけません、非常にこれは皆さんからの公平公正な部分からすると、目立つ部分でありますので、しっかりとした対応を今後お願いします。

それから、あと都市計画、これは住宅の使用料ということでございますけれども、これについて昨年、一昨年でしたか、法律が途中変わりましたね。住宅法が変わって、保証人の関係でしたか、変わったんですけれども、これに該当するような方はいらっしゃるなかったということですね。この枠の中に入るような、分かりますか、お願いします。

○**滝川健司委員長** 吉林都市計画課長。

○**吉林和久都市計画課長** 緊急連絡先ということに法律改正でなっておりますが、答弁の中でも述べさせていただきましてとおおり、もともと滞納がちな方が多いものですから、これらについては法律改正前の連帯保証人の方がついている方々でございます。

○**滝川健司委員長** 丸山隆弘委員。

○**丸山隆弘委員** 分かりました。

次の15款使用料及び手数料、衛生手数料については、先ほど山口委員から質疑がありましたのでこれで終わります。

○**滝川健司委員長** 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**滝川健司委員長** 質疑なしと認めます。

歳入18款使用料及び手数料の質疑を終了し

ます。

次に、歳入18款財産収入の質疑に入ります。  
最初の質疑者、山口洋一委員。

○**山口洋一委員** では、18款財産収入、財産運用収入、財産貸付収入、資料44ページをお願い申し上げます。

2点。

土地・建物貸付収入の収入未済額が2万8,684円あります。この内訳について。

そして、その滞納されてみえる方、未済になった方の相手方は個人であるのか、法人であるのか、また加えて回収の見通しについてお伺いします。

○**滝川健司委員長** 松井鳳来地域課長。

○**松井康浩鳳来地域課長** それでは、お答えします。

平成30年度分から土地の賃貸借料の未納が発生しております。令和2年8月から分割により計画的に納付をしていただくようになりました。これによりまして、平成30年度分、令和元年度分は納付が完了しましたが、令和2年度分の一部である2万8,684円は、収入未済となってしまいました。

収入未済額につきましては、令和3年8月13日に納付を完了しております。

対策としましては、一度での支払いが困難ということであれば、引き続き分割して納付していただくように対応していきたいと思えます。

○**滝川健司委員長** 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○**丸山隆弘委員** これも、ただいま質疑がありました回答で終了させてもらいます。

○**滝川健司委員長** 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**滝川健司委員長** 質疑なしと認めます。

歳入18款財産収入の質疑を終了します。

次に、歳入22款諸収入の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

**○山口洋一委員** 22款諸収入、雑入、雑入についてお伺いします。

1点目であります。備考欄にありますように、過年度支出返還金22万2,100円があります。この詳細についてお伺いします。

2点目であります。同じく備考欄の学校法人穂の香学園施設改修費負担分が収入になっております。過年度分として445万5千円、この詳細。

そして3点目、同じく備考欄、学校法人穂の香学園施設改修費負担分収入として62万1,500円の内訳、詳細。

そして4点目、集会所等火災保険料が7,624円の歳入であります、これについて。62ページであります。

それから、5点目が同じく備考欄、集中購入物品売払収入53万4,814円、この詳細。62ページ。

同じく6点目として、備考欄にあります政務活動費返還金過年度分13万8,920円、62ページ。これについては、アからオまで個別にお願いします。

ア、発生年月日。

イ、用途の実態。

ウ、相手方。

エ、返還すべき正当な理由。

オ、政務活動費返還は昨年度、令和元年度決算認定においても15万1,763円が計上されている経緯があります。ここらを含めて、監査部局はどのような監査をしたのか。また、それに対して監査委員の見解をお伺いします。

そして、7点目、備考欄、農業集落排水使用料返還金の過年度分3万184円の詳細。資料62ページ。

以上、7点お願いします。

**○滝川健司委員長** 牧野秘書人事課長。

**○牧野賢二秘書人事課長** 1点目の22万

2,100円の詳細でございます。

過年度支出返還金は、令和元年度に支給しました職員手当に過払いが発生したため、職員から返還をいただいたものになります。内訳ですけれども、新型コロナウイルス感染症対策にかかる防疫作業等手当19万7,100円と住居手当2万5千円になります。

**○滝川健司委員長** 杉浦企画政策課長。

**○杉浦達也企画政策課長** 私からは(2)と(3)についてお答えをさせていただきます。まず、(2)のほうです。

この収入につきましては、令和元年度に実施をしました穂の香看護専門学校の南側講義棟屋根の防水工事における穂の香学園側の費用負担分でございます。新城市と穂の香学園の間で締結をしております賃貸借契約書第11条第2項、それと貸付物件の改修等の施行及び費用負担に関する覚書の第2条第1項に基づきまして、施設の改修等に要した費用の2分の1ずつを負担するということになっております。今回の場合ですと、工事総額が891万円の2分の1の金額としまして445万5千円が穂の香学園の負担となりまして、穂の香学園から市へ支払われたというものでございます。

続いて、(3)です。

こちらにつきましては、令和2年度に実施しました穂の香看護専門学校の校舎棟屋根及び外壁等の防水工事におけます穂の香学園側の費用負担分でございます。費用負担の算出根拠につきましては、先ほどの(2)でお話ししたとおりでございますが、今回の工事につきましては工事総額が124万3千円でしたので、そちらの2分の1の金額62万1,500円が穂の香学園から市の会計へ支払われたというものでございます。

**○滝川健司委員長** 松井鳳来地域課長。

**○松井康浩鳳来地域課長** それでは、(4)番の集会所等火災保険料7,624円の詳細ですが、地域に無償貸与しております旧連合保育

園及び旧黄柳野保育園の建物総合損害共済保険料相当額を使用者から納入をいただいております。

内訳としましては、旧連合保育園が4,374円、旧黄柳野保育園が3,250円となっております。

○滝川健司委員長 柴崎会計課長。

○柴崎俊成会計課長 5点目の集中購入物品売払収入の詳細につきましては、集中購入物品は市の封筒のほか庁内で統一している印刷用紙等を会計課で一括発注し、各課に払い出しているものです。

売払収入の詳細につきましては、封筒が角形、長形合わせまして7万8,549枚、金額が39万483円、賞状用紙がA3・B4の大きさ合わせまして273枚、2万949円、給油伝票が111冊、2万4,420円、納入通知書用紙が3万1,400枚、9万8,962円となっております。

○滝川健司委員長 阿部議事調査課長。

○阿部和弘議事調査課長 それでは、(6)政務活動費返還金過年度分につきまして、私からアからエまでお答えさせていただきます。

お答えする内容につきましては、ア、発生日は修正報告書の提出日につきまして、イ、使途の実態につきましては返還金額について、ウ、相手方は対象議員について、エ、返還すべき正当な理由につきましては報告書の返還理由の概要についてお答えをさせていただきます。

まず、平成28年度分といたしまして、お一人目は長田共永議員で、令和2年9月17日に修正報告書の提出があり、金額は3万2,890円で、理由は要請・陳情活動費の研修参加にかかる旅費等について、政務活動費の活用から除外するためであります。

2人目は下江洋行前議員で、令和2年9月24日に修正報告書の提出があり、金額は3万3,330円で、理由は要請・陳情活動費の研修参加にかかる旅費等について、政務活動費の活用から除外するためであります。

3人目は中西宏彰議員で、令和2年9月24日に修正報告書の提出があり、金額は3万2,890円で、理由は要請・陳情活動費の研修参加にかかる旅費等について、政務活動費の活用から除外するためであります。

4人目は柴田賢治郎議員で、令和2年9月24日に修正報告書の提出があり、金額は3万2,890円で、理由は要請・陳情活動費の研修参加にかかる旅費等について、政務活動費の活用から除外するためであります。

平成28年度分といたしまして、合計で13万2千円となります。

次に、平成30年度分としまして、こちらはお一人で長田共永議員です。令和2年9月17日に修正報告書の提出があり、金額は6,920円で、理由は研修費の研修参加等について、政務活動費の活用から除外するためあります。

こちらは、1件のみで6,920円となり、以上、5件を合計いたしまして13万8,920円となります。

○滝川健司委員長 櫻本監査委員事務局次長。

○櫻本泰朗監査委員事務局次長 それでは、(6)のオについて、監査委員の見解はということですのでお答えします。

政務活動費の使途につきましては、本市においては各議員においてその使途を判断され使われるものと理解しております。また、今回の返還につきましては、それぞれの判断により返還が行われたものであり、監査委員としましては、事務手続においては適切に処理されているものと判断しております。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 7番目の農業集落排水使用料返還金過年度分につきましては、作手小学校とつくで交流館の支払いに対する返還金となります。

内容につきましては、令和2年2月期の農業集落排水使用料が過納であったため、令和2年6月に返還を受けたものです。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、それぞれ回答を賜りましたので、順次再質疑させていただきます。

まず、(1)点目であります。過年度支出金であります。今、御答弁いただきましたように、コロナの関係で防疫対策をやられたという中であります。そして、そこに払った賃金が若干多過ぎたよ。そして、もう1点は住宅手当だということですが、これはお仕事をさせていただいた方に対する賃金だということですが、誰が、まずこれほどどこでやりましたよというのは自己申告なのか、上席が見えてこれでAさんとBさんとCさんがやってくれたよね、というのを、例えば3時間というのを4時間にしてしまったから発生したのか、その点をまず最初お伺いをしたいと思います。

○滝川健司委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 まず、この防疫作業手当でございますが、この新型コロナウイルス感染対策にかかる防疫作業手当につきましては、令和元年度は1,080円で実際支給しておりました。しかし、令和2年6月の定例会で御承認いただいたとおり、ここの特殊勤務手当に関する条例の中で一部法改正を行った関係で、法改正による修正になります。

それにつきまして、1,080円だったものが令和2年1月27日に訴求して3千円だとかあるいは4千円に支給するということになりましたので、もちろん誰が何件どれだけやったということの申請に伴うものなんですけども、もともとは法律が変わったというところでお金を一旦返していただきまして、支給し直したような形になります。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ありがとうございます。内容が確認できましたのでお願いしたいと思います。

今、おっしゃられたとおりだと思いますし、82人の対象者がみえるということだったわけ

であります。

では、(2)点目ではありますが、穂の香学園のお金を契約書に基づいて、また貸付の覚書に基づいて双方2分の1ずつ負担をしますよということであったわけですが、この2番、3番のものについて事業がいつ完了し、そしてその分担相当額を学校側からお返しただいたのはいつなのか、その点だけお願いしたいと思います。

○滝川健司委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 まず、(2)でございます。穂の香看護専門学校の工事につきまして、工期は令和元年6月20日から9月の20日となっております。

その分にかかる負担金の2分の1の額、445万5千円につきましては、令和2年になりまして6月に入ってきたとなっております。

それから、(3)令和2年度の校舎棟屋根、外壁等の防水工事における工事につきましては、工期が令和2年9月10日から10月9日までとなっております。

その後、令和2年度中に2分の1の負担金分が市に入ってきたという経緯でございます。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、お伺いします。

(2)ではありますが、工期が令和元年の6月20日から3か月後の9月20日であったということでありまして、そして契約に基づく2分の1相当額が令和2年の6月、要するに越年をして入っているということではありますが、過年度分ということではありますが、なぜそうなったのか。

そして、契約並びに覚書にはいつまでに支払うのか、例えば工事が完了した後のどのぐらいの程度で払うのか。それは当然工事費については新城市が払います。払った明細に基づいてこのように係ったから契約に基づいて2分の1ちょうどよねということなんです。こういった契約上の決め、そして今回の(2)であるところの900万円余の金額に対

する資金の流れ等について確認をさせていただきたいと思いますのでお願いします。

○滝川健司委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 それでは、(2)の工事に関わります手続上の流れということでお答えをさせていただきますが、まず契約書、それから覚書につきまして、双方で2分の1の負担をするという部分、いつまでにといつまでという決め事はそちらのほうには記述としては掲載をしていませんので、通常であれば年度内に2分の1の負担分を頂くということになるかと思えます。

この令和元年度の工事につきましては、9月20日に工事が終わっております。その工期が始まる前に、手続的には工事にかかる概算費用について新城市と穂の香学園とでこのぐらゐの工事になるよという協議をさせていただいております。協議に基づいて相手方、穂の香学園側から2分の1の負担をしますよという同意をいただいております。その後、9月20日に工事が終わりました、通常であればその後2分の1の負担をいただくということになるかと思えますが、今回の場合、市と穂の香学園双方に確認漏れがあったということで、手続上の漏れになります。年度をまたいで2分の1の分が過年度分として収入を受けたという流れでございます。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 あってはならないことを今、お聞きしてしまいました。確認漏れということでもありますので、やはりせっかく工事会社について協議をした、そして工事を発注した、工事は済んだ、9月20日に。そうすると、工事業者からは請求行為があつて、お金を払った。ところが、契約覚書に基づくことを遵守しなかったために、何と越年をしてしまった。それで済んでいいのかなと思うんですよ。

払ったお金、900万円余は当然市民の皆さんから頂いた大切な税金であります。そして、本来であれば9月20日に工事が完了し、そこ

から請求行為があつて1か月以内に払ってくださいよというのかどうか分かりませんが、払いました、例えば10月に払ったとしましょう。ところが、10月いっぱい払ったとして、計算して、11月から、11月12月、6月まで、何と8か月はお金が入ってこないということは、今、金利安いですよ。安いですけど、これを所有する現有のお金は有効に利用するとなっているんですよ。それすらできていない。

じゃあ、その契約書の中に、今おっしゃられたように、これが済んだらいつ払うんだ、2分の1いつお支払いしましょう、お支払いくださいという、これ有償双務契約みたいなもんですよね。契約不履行なんですよね、逆に言えば。期日がうたっていないのであれですが、払いましょうということはそういう意味なんですよね。

それで、だったら、通常市民の皆さんが8か月も税金を滞納したら加算金がつくんですよ、追徴税が。そういうことはお考えになっておみえなんですか。

○滝川健司委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 令和2年度の過年度分として受ける際に、契約書、それから覚書等勘案しまして、内部でも加算金についての協議をしましたが、これについてはそのときに協議をし、加算金というものを上乗せするというのではなくて、すぐに2分の1の分を覚書や契約に基づいて収納いただくということで内部的には検討しまして、穂の香学園側に伝え、早急にお支払いをしていただいたという経緯でございます。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 こういった契約条項等に基づいて仕事を履行するというのが公務員として当然のものでありますし、地方公務員法というのは第36条にその旨が書いてあるわけがありますが、これ一般の企業でしたら8か月も放っておけば担当職員は、悪いんですけどあれですよ、人事考課でひどくペナルティーが

あるんですよ。

そういったことは、なかなか公務員として労働組合も持てないという中で、容認しておる部分がありますので、やはりそこはしっかりしていただく、これが人事の中で、しっかりとそういった諸契約等々について、こういった案件についてこういうことがあるよということを細かくマニュアル化したものに基づいて引継ぎがされていないということが原因になるのではないかなと思いますので、その点については十分に留意をされるのが大切かと思えますし、(3)点目では124万3千円、確かにそのうちの2分の1が入金をされておりますが、令和2年度の年度中ということであったわけでありまして。いつ頃入ったか、これは確認を先ほど御答弁いただければいいんですが、工事が10月に完了しています。そして、本市が支払いしました。お金が入ってきたのは令和2年度中ということでありまして、さてそれはいつ歳入項目に立てられたのかお伺いします。

○滝川健司委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 工事が完了をしましたのが10月9日でございましたので、早急に手続を行いまして、今、手元に公金日が分かる書類を今、持っていませんでしたので、その後早急にはお支払いをさせてもらったという記憶がございますので、年度内というか10月、11月にはお支払いをいただいたと記憶をしております。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、(4)に参ります。

集会所の保険料が地元のほうから返還をされたとお伺いしました。2か所のものが4,374円と3,250円ありますが、これは市の物件であってお貸ししているものを「保険料は先方負担ですよ」ということになって契約をされているのか、まずその点をお伺いします。

○滝川健司委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 建物自体は無償で貸しておりまして、保険料等通常の維持管理に必要な経費は借り手側、地域のほうでお支払いいただくことになっております。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 その無償でお貸しするという契約書の中に、かかる保険料だとか、そういったものについてはそこを契約した甲なら甲、乙なら乙が負担するものとする、当然そこで使った電気料であるとか、水道代だとかそういうものも含めていると思うんですが。

保険料だけは、本市が立て替えている、要するに、こういう言い方悪いんですが、全国の共済組合がやっている保険というのは比較的low額な掛金でやっていますので、その部分としては地域の方が御利用いただくには大変メリットがある部分であるわけでありまして、そういったものは負担をするという契約になっているんですよ。

○滝川健司委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 はい、そのとおりでございます。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、今言う保険付保については、便宜的に本市が契約をしてあげて、そしてそれに基づいて「幾ら幾らかかりましたよ」という通知を出して歳入へ打っていくという考えでよろしいんですか、要するに請求行為を正確にしているということ。

○滝川健司委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 はい。こちらのほうから請求をさせていただいております。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、(5)に入ります。

貴注の購入物品の売払いをしたということでもあります、53万4千円ということですのでそれぞれ封筒であるとか、印刷用紙であるとか、賞状もありました。それから伝票もありました。通知書もありました。これが、例えば封筒7万8,549枚、賞状273枚、伝票111冊、通知書



3万1,400枚という数字であります、膨大な数だと思います。

なぜ、多分これ恐らく使用できなくなった封筒諸書類を売却したと理解をしてもよろしいのでしょうか。

○滝川健司委員長 柴崎会計課長。

○柴崎俊成会計課長 この集中購入物品は、封筒ですとか、印刷用紙ですとかを会計課で一括発注しまして、それを保管管理しまして、各課は必要に応じて会計課に要求していただいて、それを会計課が払出しをしているものでございまして、在庫がなくなりそうになりましたらその都度入札によりまして発注して、業者からの納品という形を取っております。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 今のお話を伺うと、発注するということは歳出なんですよ、お金を払うんだから。この場合は、売り払ったんですよ。ということは、今のお話だと会計課が管理しますよ、在庫見て発注しますよ。そしたら、各課が封筒7冊ちょうだいねというように来るよということだと思うんですが、この場合は、集中購入する物品、例えばドーンと封筒をロットでいくと20万枚印刷しました。それで、前のやつがちよっと太陽に当たって色があせただとかいうこと、そしてまた賞状もよく管理しなかったから角が日焼けしてしまったということがあったものを、紙として売却、古紙なんですよ、古紙で売ったのかということを知っているんですよ。そうではないですか。

○滝川健司委員長 柴崎会計課長。

○柴崎俊成会計課長 すみません。

在庫を売ったという形ではなくて、市の庁内で統一しております印刷用紙を会計課で一括発注します。それを会計課のほうで保管しておいて、それを一括発注するということのほうが有利であると認める物品についてでありますので、その一覧表に記載された物品になるわけなんです、そうした今の物品を会

計課で一括発注後に保管で各課に払い出すという形なんです。

各課に買ってもらうという形になります。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 何か分からないけど。売払いというのは、そうなってますよね、勘定科目が、売払いって。今の場合は、本来は本市がまとめて、今、柴崎課長がおっしゃられるように本市がまとめて印刷に発注をします。そうすると、近くに見えますが商工観光課長や牧野課長や白井室長が、「この封筒、千枚ちょうだいね」って言って渡す。それを売るということではないでしょ。そういう管理なの、売払いというのは、庁内で、自家消費部分をそういうことをやる、要するに原価意識を高めるということのためにやっている、こういうことなんですか。

○滝川健司委員長 柴崎会計課長。

○柴崎俊成会計課長 集中購入物品という形を取っておるということは、一括して購入するということが有利であるという物品であります。

○山口洋一委員 それは分かっている。

○柴崎俊成会計課長 それで、それを集中して購入しておいて、それを各課に買ってもらうという形になりますので、各課が使ってそれが会計課の在庫がなくなってきました、それが少なくなってきたら、それをまた会計課が各課に売り払っているものがその53万4,814円ということなんです。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 何か複雑な、わざわざ難しい会計処理をしているように見えますが。

もう一遍行きますよ。例えば、会計課に加藤課長が行って、「うちの課で封筒が要るから100枚ください」「はい。1枚10円でこれだけになります」ということをしているということなんですか。

そうすると、今度は加藤課長のところはそこで費用として見ているんですよ。そうす

ると、今度は加藤課長のところは困りますよね、さらに。何が困るかという、商工観光だっているいろんな部門がありますよね。それ全部振らなくてはならない。そういうのを無駄な事業というんですよ、と思うんです。

それで、今度は「面倒くさいから一遍に千枚もらっておけや」といって、例えば加藤課長のところで余らせたとする。それで、日に当たってそれが日焼けして、「こんな使えないよね」って、毎週水曜日のシュレツダー入れて捨ててしまった。これを無駄遣いというんですよ。

だから、よく意味が分からないようなことをやるのではなくて、一括購入して、それは大体年間にどのぐらい各部署、課で必要なかということ積算して注文する。そうすれば、今まで千枚単位で頼んでいたのが4千枚になったら、今度は発注ロットが変わるから印刷屋さんもそれなりにお金を安くしていただけるということにもなろうと思いますので、何かこういう複雑なものを作って仕事をそれに集中しては全く他のことが、特に出納責任者のものを持っておる課長でありますので、大変御苦労をかけてしまうと思いますので、もう少し簡便化を図るということで対応すべきではないかと思えます。

これらについて、このことについて監査部局、もちろんこれ質疑していませんが、どういってお考えで「53万4千円は適正だね」という結果を出したのかお伺いします。

○滝川健司委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 集中購入物品売払収入という言葉になっていますので分かりにくいんですけども、売払いと申しますと市がどこかへ売払うイメージで捉えられたかなと思うんですが。

これは、集中購入物品、例えば市の封筒を一括でたくさん発注したほうが当然単価が安くなりますので、それを会計課のほうでまとめて発注しております。ある程度の在庫を

抱えておいて、それぞれの部署が千枚欲しいということになると、各課は千枚分のお金を、それぞれの各課の予算で執行します。その執行したお金の入り先がこの会計課が持っております集中購入物品売払収入というところに入ってくるということで、いわゆる市役所の中同士のお金の流れになります。

ですので、売払という言葉がちょっと市と外部との関係のような言葉の意味に捉えられて分かりにくかったと思いますが、そういうお金の流れで取り扱っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 庁内の内部取引だって言うていただければ一発で分かったんですが。そう言うてるうちに、行き着くまでが長かったですのでお願ひしたいと思えます。

では、(6)点目であります。

今回、これが歳入の大きな大きな大きな問題であります。先ほど、阿部課長からなる説明をしていただきましたし、資料要求をさせていただく中でそれぞれの発生の年月日であるとかいうのが載っております。そうした中で見てみますと、まず1番から4番の資料の中の返還をした議員、前議員も見えるわけですが。

ここで伺います。まとめていきますので、特にオの関係で聞いたところ、これについては適正な処理をされていたよという、実はお答えをいただいたわけですが、さて、昨年度も、平成29年3月、東京に行きました。そして、印刷局云々ということで、これはおかしいよねということで住民の皆さんから住民監査請求が上がり、そして却下したことによって地方自治法に従って住民訴訟を起こされました。そして、何と訴訟の結審をする前に返したという案件がありました。

そして今回、これは平成28年度の実態だと理解します。そして、先ほどお話をいただいた中でありますが、2人目の下江前議員は、当

時は役職が何であったのか、議長なんですよ。そして、3番目の中西議員、何だっけ役職、何と副議長なんですよ。正副議長が今になって活用から除外する。これは、何をもとに除外するに至ったのか。その辺を受付をした事務局の課長、異動で代わっておみえになりますのであれですが、課長は正しい返還の方法であったのかどうか。まず1点目、お伺いします。

そして、これ、見させてもらいますと、1番から4番については返還の理由が全て同じであります。返還の日時は17日と24日に分かれています。個人個人の議員が政務活動費を使う意思の中におけると、当然返還の理由というのが個々によって違うわけであり。これを全てが同じ文書で書いている。その点、2点お伺いします。

○滝川健司委員長 阿部議事調査課長。

○阿部和弘議事調査課長 1点目、正しい処理であったかというところでございますが、収支報告書の修正を提出されましたので、その内容について精査して受理したということで、処理については適正であったと認識しております。

それから、理由が全て同じであるというところでございますが、これは各議員の作成による書類でございますし、その辺のところは議員間で調整されたのかどうかそこまでは事務局としては把握しておりません。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 これ、精査をされたとお伺いをしました。どういった観点で精査をされたのか。そして、これいみじくも会計課に伝票を送付しますと、当然当該事業年度における正式な仕分けができないから、雑入勘定を使うというのが通常の原則であります。雑入勘定というのは一番危険性のある勘定なんです。それは皆さん御存じだと思うんです。自由に使えるんですよ。

そういうことでありますので、どういった

観点に基づいて精査をしたのか、お伺いします。

○滝川健司委員長 阿部議事調査課長。

○阿部和弘議事調査課長 当初の収支報告書で提出されております内容についての修正でありますので、どの部分をどのように修正するのか、今回の場合でございますと、平成28年度分につきましては、旅費と宿泊費の活用除外というところがございますので、その内容及び金額について確認したというところがございます。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 旅費と宿泊費ということであったわけでありましてあれですが、では、これを返すについて、前回の、令和元年度の中でもこれを不当利得による使途だという表現をされております。そのことについては、返還に当たって、これも、ましてや議長、副議長を歴任された議員が自己責任の中で返還をするということではありますが、それらについては「これでいいんですか」ということは確認ができていないということなんですよ。

○滝川健司委員長 阿部議事調査課長。

○阿部和弘議事調査課長 昨年度の決算の修正報告等の話が出ましたが、昨年度の修正報告につきましては報告内容の誤りということで修正をされて返還されたという経緯と記憶しております。

今回の令和2年度分の修正につきましては、報告誤りを訂正するというものではなく、政務活動費を活用するというところで報告を出したけども、その活用をやめますという判断を各議員がされたということで、その判断に基づいて事務局として書類的な審査をして受け付けたというところでもあります。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 お話をさせていただく内容は分かりました。

しかし、前回は内容の誤りであった。そして、今回は除外をする。言葉のあやや違うん

ですが、結果的には修正なんですよね。取り消すよということ。

そして、この中に、実は平成29年3月に東京に行って何をしたのか、これは実は我々内部の中の全員協議会の中で伺っておりますが、これは余談ですがお話をしておきます。皆さんははっきりしていないといけないので。

**○滝川健司委員長** 平成29年度の話はいいです。

**○山口洋一委員** 平成29年度の返還の話です。

**○滝川健司委員長** それは今年の決算とは関係ないです。今年の、平成28年度分の返還と平成30年度分の返還に対して。

**○山口洋一委員** とにかく返還をされたということは事実でありますし、ここには政務活動費の要望、陳情活動を活用して、平成29年3月28日、29日に東京の衆議院会館において、国会議員への要望活動、国交省、農水省、文科省による勉強会及び防衛省、まるごとにつぼん東三河アンテナショップでの視察研修に参加した活動について、政務活動費の活用から除外をすとなっております。

そして、この令和2年の9月にこの部分を返されたというわけではありますが、今は令和3年度ですので、当時この令和2年度中に内部の会の中ではこのように返された議員の一部の方はおっしゃってみえます。

ここに要望活動だとかはなっていますが、簡単に言いますと、これは実はある衆議院議員の方から、ある議員のところに来ているフェースブックのデータがかなり前にあったわけではありますが、その中には丸々議長ほか市議が来ていただきましたという見出しの中で書いてある。そして、実はこの件については、何遍も話もしてありますが、内部でお話をした中でありまして。そして、ある議員に「こういった案件でこういうふうにしたの」って聞いたところ、ある議員は、「実はレクを受けたんだ」という表現をされました。

**○滝川健司委員長** 山口委員、雑入の審査で

すので。政務活動費の審査ではありません。

**○山口洋一委員** 返還をしたことについて、なぜなのという理由を我々議会の中で話し合ったことがあるんです。その中で言ったときには、「レクを受けた」と聞いています。ところが、これを見ますと、「要望をした」と書いてあります。何もレクなんかしていないんですよ、そこに書いてない。

それで、4年も前のこと、平成28年度ですので、会計年度でいきますとかなり前ですよ。それを令和2年度に返還をした。

それを、問題はその次なんです。令和2年度の審査意見書を見ますと、「こういうふうになりましたから、市長に審査書を提出します」というのが令和3年8月18日、そこには監査委員の原さんと、それから監査委員を辞任し議員を辞職した下江前議員が並列で記載をされております。

要するに、これ、前にも申し上げましたけど、監査委員で当時あった下江議員は、自分の案件が入っているんですよ。これを監査して、先ほど課長は「適切であった」とおっしゃられました。本当に適切だったんですか。自身のことが記載をされていて、それも令和元年もそうだと。本年もまた、令和2年度もそう。こういうのは継続は力って言わないんですよ。

**○滝川健司委員長** 山口委員、雑入、返還金です。政務活動費の内容ですとか、それはまた違う次元でやるべき話です。

**○山口洋一委員** 政務活動費の返還について、監査の段階でどうであったのか。

**○滝川健司委員長** 櫻本監査委員事務局次長。

**○櫻本泰朗監査委員事務局次長** 決算審査におきましては、各課から上がってきております決算資料に基づきまして審査をさせていただいております。ですので、その内容につきましては個別に当たるというようなところまでは踏み込んでおりません。資料に基づいて見た結果が適正に処理されているという判断

をしたというところでございます。

○**滝川健司委員長** 山口洋一委員。

○**山口洋一委員** 先ほども申し上げましたように、雑入という勘定がどういう性質を持っているのか、どういう性格であるのか。その部分が十分に分かっておみえになるんならば、本来会計年度の中で雑収入を予算化するというのはおかしい話なんです、特に予算化されていないものが出てくるわけなんです。それを、やはり詳細をつかんで監査するのが監査の究極的な目的なんです。

そこで、これについては特に、地方公共団体の歳入については、多くの皆さんの税金なんです。そして、それを使う歳出においても、その税金を使わせてもらうということですが、今回過年度の税金を使ったものが返還されているんです。その部分は、今、個別に当たっていない、とんでもないですよ。そんなことってあるんですか。

特に、だからここに質疑通告書にもありますが、前年度もあったからどうなのっていうことを聞いているんですよ。だったら、済んだことでありますので、通告書の後ですから、だけど、個別に当たらなかった、雑収入の内訳見ていけば分かるでしょうが。

当然、返還した本人が入っている。自分がやったことを自分で監査すれば適切と言いますよ、そんな話。その辺、いかがか。

○**滝川健司委員長** 櫻本監査委員事務局次長。

○**櫻本泰朗監査委員事務局次長** 今回のこの返還につきましては、各議員さんが判断されて返還されたものであるということで理解しております。

です。それ以上の部分については監査委員としても判断はしていないという状況でございます。

○**滝川健司委員長** 山口洋一委員。

○**山口洋一委員** では、返還をしたのがここにありますように、5人の議員、5点目は別でありますので、4人の議員が返還をしてお

りますが、この返還をした議員以外にも同じようにこの政務活動費を使って東京に行った議員が見えたわけなんです、逆に言うと返還をされなかった議員も見えるわけなんです、そういうことはやっぱり個々のことなので議員個人の意思に任せてあるのでそこまでは調査をしなかった、調査権の発動を打たなかった、こういうことによろしいんですか。

○**滝川健司委員長** 櫻本監査委員事務局次長。

○**櫻本泰朗監査委員事務局次長** 政務活動費につきましては、それぞれの議員さんの判断というのが一番原則、基本でありますので、そここのところについては監査としては踏み込んでみるということはおしていません。

○**滝川健司委員長** 山口洋一委員。

○**山口洋一委員** 何度言っても同じなんです、だから、令和元年度もこういうことをして、そして、令和2年度もこういう形になってくる。要するに、全くそれらに基づいて、我々議会も令和元年度の事例をもって、令和2年度は駄目だよっていうことを反省していない部分もあるかもしれません。市長、よくおっしゃられるように、「政務活動費はあなた方内部できれいにしてください」ということをよくおっしゃられますので、悪いのは議会なんです、実は。議会なんです、そこで2年も同じ事案があったら、やはり監査部局としては完璧な指摘をすべきなんです、と理解します。

そして、特に、元議長であり、この監査を執行した当事者の議員選出の監査委員が名前が載っているんですよ。これでは監査の正当性がないということを思いませんか。

○**滝川健司委員長** 櫻本監査委員事務局次長。

○**櫻本泰朗監査委員事務局次長** あくまでも決算審査におきましては、提出された決算資料に基づいて審査しているものでありますので、その書類上不備がなく適正に処理されておれば審査としては適正であったという判断をせざるを得ないと考えます。

○滝川健司委員長 山口洋一委員、同じような繰り返しになってますので整理してください。政務活動費の中身まで審査はしていません。雑入の過年度繰入金について、事務手続上に瑕疵はなかったと答弁しております。

○山口洋一委員 詳細については、それぞれ入ってはいけないという、今、委員長の御指摘を賜りましたのであれですが、とにかくこうして令和2年度、もっとあるんですよ、これ。許されない行為を今、返還したメンバー以外にもいましたよということをよく御承知おきいただき、そしてこれが市民の負託を受けた公人であるかどうかということも判断をされると同時に、一部には返したからいいんだというようなお考えの方が個人の判断でと聞き及んでいる部分もありますので、そういうことは許されない行為だと思って、次へ参ります。

農集排の返還金についてであります、これについては作手地区のお話だということでありましたので、ごく簡単にいきますと、令和2年の2月分の過納、要するに余分に納めていただいたということでありましたが、なぜこうしたことが起きてしまったのか、それだけお伺いします。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 過納した理由につきましては、過納であったことを承知したのが令和2年4月17日付で上下水道部経営課長から令和2年2月期の作手小学校交流館の水道料金及び農業集落排水使用料について、検針誤りにより御請求があったということで還付をしたいという通知を受けたことから、承知をしたものであります。

○滝川健司委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

~~~~~  
換気のため、5分間休憩します。

休 憩 午前11時37分

再 開 午前11時44分

○滝川健司委員長 休憩前に引き続き、会議を続けます。

~~~~~  
2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 では、歳入の22款諸収入に入りたいと思います。

1点目、過年度支出返還金22万2,100円の内訳を伺うということですが、これは先ほどの山口委員の質疑で分かりましたので取り下げます。

2点目、政務活動費返還金過年度分13万8,920円の内訳を伺いますが、要点もしも捕捉があれば伺いたいと思います。

○滝川健司委員長 阿部議事調査課長。

○阿部和弘議事調査課長 先ほど山口委員にお答えしたとおりであります。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

返した議員が、長田議員、下江前議員、中西議員、柴田議員ということで理解をいたしました。

まず、この返した内容ですが、こちらの内容は以前住民裁判を起こされて、途中結審直前に返還をしたという出来事があったんですが、それに関わるお金なのか、そうでないのか伺いたいと思います。

○滝川健司委員長 阿部議事調査課長。

○阿部和弘議事調査課長 住民訴訟とは違う案件であります。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、今回返した内容について、どういった内容なのか教えてください。

○滝川健司委員長 阿部議事調査課長。

○阿部和弘議事調査課長 平成28年度の分につきましては、4人とも旅費と宿泊費になります。

それから、平成30年度分のお一人につきま

しては、研修参加費とその振込手数料になります。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 では、その中には滋賀県に行ったセミナーのこととか、あと東京に行った世田谷ツアーなどのお金などは入っているかどうか伺います。

○滝川健司委員長 阿部議事調査課長。

○阿部和弘議事調査課長 案件といたしましては、そのとおりでございます。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 こうした返還をすると、先ほどの山口委員の話でも重々指摘されていましたが、前年度もありました返還をするということで、前年度は住民訴訟があつて、結審前に返還したということで、今回もまた返還をしたということで、私、こういう住民の税金を出して、また使って、請求しておいて、また返還するということは、こういうことを起こすこと自体が僕はおかしいと思うんですよ。こんなことはあつてはいけないと思います。

そうした返した方々を見ると、下江前議員は議長とか、あとは中西議員は副議長だとか、あとは議運の委員だとか、各常任委員会の委員長、そうそうたる議会の構成員の役職を持った方々が返還するという、摩訶不思議な状況になっていると思います。

前年度のこういう指摘、また疑念を持たれて裁判を起こされてということもそれらの方々が対象になったわけですが、こういった反省点あるのかということをお聞きしたいんですが、今回も返還したということで、監査の中でそういった前年度踏まえてこんなことはあつてはいけないよねと、反省点等下江前議員が監査委員でしたので、そういったこと内部で述べられたのかどうか、またそういうことはあつてはいけないということで今回監査しようという内部の調査があつたのか伺います。

○滝川健司委員長 坂野監査委員事務局長。

○坂野公彦監査委員事務局長 先ほどの答弁と同じことになるわけなんですけれども、返還が行われたものに対しまして、事務手続において適切に処理されているものと判断をいたしました。

これにつきましては、各議員の判断により返還なされたものであるものとして、決算審査としましては市として雑入があつたことを確認したというものであります。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 淡々に事務手続でという答弁だと思うんですが、結局はそういった内部での前年度の決算の反対討論で指摘した利害関係があるのではないかと、あと市民への疑念を起こされて裁判になってしまったというこんなことはあつてはならないと、今後慎重にしなければならぬんだという反省点も別に話されず、今回決算をされたということで理解いたしました。

大変そういったことだと、何も成長がないといつてはならないんですが、こういったことがまた起こると、僕、思うんですよ。やはり、大きな市民への疑念、また裁判にかけられたということは本当に大きな痛恨のミスであつたと思いますし、オープンにしなければならぬ税金への疑義ということはあるので、しかもそういう元議長だとか、委員長、そうそうたる重役を持った人がそういったことになっているということは本当に危機的な状況だと私は言わざるを得ないと思って質疑をさせてもらっています。

本当にそういう反省点がない中で監査を行ったということで、非常に残念であります。

そこで、一遍は事務の話では、手続上問題ないと、それで政務活動費として認めると、支出として出したという中に、市ヶ谷ツアーというのがあるんですが、こうしたツアーの内容を伺いたいと思います。

○滝川健司委員長 阿部議事調査課長。

○阿部和弘議事調査課長 収支報告書の添付資料としまして研修の報告書が出ております。その中で、東京に行かれた要望活動ですとか勉強会、それから次の日の防衛省での活動等については記録をされておりますので、そちらで確認はしております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そのツアーは観光的なものだと、市民の方からの御指摘があったんですが、ツアー費用は幾らだったのか、伺いたいと思います。

○滝川健司委員長 それは審査の対象になってない。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そちらのほうの監査は行ったのか伺いたいと思います。

○滝川健司委員長 坂野監査委員事務局長。

○坂野公彦監査委員事務局長 そちらにつきましては、今回の決算審査につきましては事務手続上の処理を確認させていただいて適切に処理されているものと判断したものでありまして、そちらのほうについては確認はされておられません。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 詳しくやっぱり市民の大事な税金ですので、1円でも使う場所に、これはただの観光ではないかと言われないうように、そこは出せる、出せないということをしっかり判断をしていただくというのが当たり前だし、それをやっていただきたいと思っています。

そういう中で、この理由等もなぜ一度これ、支出いいよと、事務局もオーケーしたのに途中から取り下げますというようになったのか、本人の判断だと言われますが、その理由が分からないんですよね。そこがどういうことで今回取下げになったのかという大きな理由とか、事務局等は聞いていないんでしょうか、そこら辺分かったら教えてください。

○滝川健司委員長 阿部議事調査課長。

○阿部和弘議事調査課長 収支報告書の修正ということで活用から除外するという修正内容でありましたので、そちらのほうを事務的に処理をしたということで、そこに当たる理由については各議員の判断によるものと考えております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 22款の諸収入の雑入、総務費雑入のところで、3点お尋ねします。

収入未済額が198万8,948円、この内容、また要因、及び対策についてお尋ねします。

2点目であります。同じく総務費雑入の乗車券販売手数料77万9,829円ございます。この内容について、また減収要因、また対策についてお尋ねします。

3点目におきましては、これは山口委員の先ほどの御回答で理解しましたのでよろしく。

以上、2点お願いします。

○滝川健司委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 私からは、(1)についてお答えさせていただきます。

総務費雑入の収入未済額の内訳につきましては、3点ございます。まず1点目が光ファイバ伝送路等貸付料でございます。こちらが180万8,548円です。2点目としまして引込線施設の工事負担金でございます。こちらが9万9千円で18人分という形になります。3点目ですけれども、引込線施設工事負担金の過年度分ということでこちら15人分で8万1,400円、これら3件合計しまして198万8,848円となっております。

続きまして、要因及び対策についてですけれども、まず光ファイバ伝送路等貸付料につきましては、3月末に料金が確定いたしましたので、その際調定起票した際に金額の誤りがありまして、調定誤りとなったものでございます。なお、こちらにつきましては、正しい調



定を起こしまして、正規の金額は収入させております。

次に、引込線施設工事負担金につきましては、家庭への光ファイバの引込線の撤去にかかる個人負担分になります。一人当たり5,500円が18人分未納となったというものです。

対策としましては、督促状ですとか電話等で支払いを促しております。また、引込線施設の工事負担金の過年度分につきましては、先ほど同様の支払いが過年度分となったものでございます。内容としまして、国外ですとか、県外、それから市外が多く苦慮しておりますけれども、督促状や電話で支払いを促しております。

○**滝川健司委員長** 白井行政課公共交通対策室長。

○**白井 薫行政課公共交通対策室長** 総務費雑入の乗車券販売手数料の内容につきましては、市がJR飯田線の東新町駅及び本長篠駅にJR職員OBを配置し、切符や定期券の販売などを行うことにより、駅の利用者の利便性を確保しようとするもので、JRから切符販売額の5%、定期券の販売額の1.8%の手数料が市に入るものでございます。その金額が、令和2年度として77万9,829円だったということでございます。

減収要因としましては、新型コロナウイルス感染拡大による高校等の休校や外出自粛、在宅ワークの導入などにより、乗降客が大きく減少したことが挙げられます。

対策につきましては、ワクチン接種等が進むことで新型コロナウイルス感染者数が落ち着き、日常生活が戻れば、乗降客も増えて販売額も戻ってくるものと認識しております。また、Sバスなどの路線を見直して、駅までの移動手段を確保することも検討する必要があると考えております。

○**滝川健司委員長** 丸山隆弘委員。

○**丸山隆弘委員** まず1点目の光ファイバの

工事の関係でございますけれども、現年度分とまた過年度分等々まだ未収があるようでございます。

これに対しては、しっかりと原因追及、また明確な対応をしていかないと、これこそ本当に先ほどから言っている公平性というのは保たれないということでもありますので、改めてこれは確認したいと思います。どのような手法で、今後対応していくのか、改めてまた聞きたいと思います。お願いします。

○**滝川健司委員長** 松井行政課長。

○**松井哲也行政課長** 光ファイバ引込線の未収部分ですけれども、今後とも基本的には電話で督促しましたり、あと年に一度は全ての未納の方に督促状を送るなどして対応しております。

ちなみに、今9万9千円ということで、昨年度あるんですけれども、そこから4人ほど入れていただきまして、今、実際は14人分となっておりますということで、多少受け入れることもできております。

○**滝川健司委員長** 丸山隆弘委員。

○**丸山隆弘委員** また、努力をお願いしたいと思います。

それから、2点目の乗車券の販売手数料についてであります。JRのワンマン化によっての対応ということでいろいろ当時は不安、また地域からの不安の声がたくさん届きました、市長の下でこれは改善をしていただいたということで大変ありがたく思っておりますが、コロナの影響を受けてこのような減少要因ということが、今、明確になりました。

ただ、年々これずっと過去のものも遡っていろいろ見ておると、やはり少しずつ減っている、また現状この役所の中の切符の購買についてもどうも周知徹底されていない可能性もないかなというような、ちょっとその辺が心配しているところであります。

ですから、最低限この行政に携わるような切符の購入をするときには、極力東新町駅、

それから本長篠駅を活用できるような工夫というものが一つの反省点として出てくるのではないかなと思うんですが、現状行政内での切符の購入について、この令和2年度も見ても、振り返ってどのような対応をされてきたのか、これを確認したいと思います。

○**滝川健司委員長** 白井行政課公共交通対策室長。

○**白井 薫行政課公共交通対策室長** 周知の徹底というお話でございまして、過去には周知をしておりました。令和2年度としてはまだしていませんので、今後周知の徹底を図っていきたいと思っております。

○**滝川健司委員長** 丸山隆弘委員。

○**丸山隆弘委員** 次に、今度は民生費の雑入に入ります。

収入未済額が677万7,129円ございます。この内容と要因、また対策についてお願いします。

○**滝川健司委員長** 大橋福祉課長。

○**大橋健二福祉課長** 民生費雑入の収入未済額677万7,129円のうち、356万7,789円につきましては生活保護費返還金でございます。

これは、被保護者に資力がありながら受給した生活保護費にかかる返還金のほか、不正受給にかかる徴収金となっております。不正受給につきましては、収入申告を怠ったことによる保護費の不当な受給などがございます。

収入未済の要因につきましては、被保護者が臨時的な収入を得た場合などに、生活保護費を市に返還しなければならないことを認識せず、返還の対象となる生活保護費を消費してしまったことによるものです。このような場合、被保護者が当該返還金を返還することが非常に困難な状態となってしまいます。

対策といたしましては、被保護者が生活保護制度の仕組みを十分に理解していただくことが基本になるということから、保護申請時などにおける制度説明だけでなく、現業を行う所員が日頃から声かけを行い、周知に努め

る必要があると考えております。

○**滝川健司委員長** 浅井こども未来課長。

○**浅井直樹こども未来課長** 民生費雑入の収入未済額677万7,129円のうち、児童クラブ保護者負担金、児童クラブ保護者負担金過年度分、児童クラブ傷害保険保護者負担金、児童クラブ傷害保険保護者負担金過年度分、児童手当過年度分返納金、児童扶養手当過年度分返納金、幼稚園使用料過年度分、児童扶養手当返納金は計104件320万9,340円となります。

要因は、主なものとして57件113万3,400円の収入未済額がある過年度分を含む児童クラブ保護者負担金について、保育所保育料と同様、失業等による収入減、子育て世帯の家計の経常収支の悪化等が考えられます。定期的に電話、通知及び家庭訪問で納付を促し、納付困難等の相談があれば、児童手当からの徴収や分割での返納を案内し、確実に納付につながるよう対策を講じてまいります。

○**滝川健司委員長** 丸山隆弘委員。

○**丸山隆弘委員** まず、最初の民生費の生活保護の関係でございましてけれども、返還が困難な方に対する配慮、いろいろ相談に乗っていただいておりますように先ほどの回答の中でありました。

一方、不正受給という言葉が言われたんですけれども、不正受給の実態、これについてはそれなりに対応して法に基づいた形で動いておられると思いますが、現状どんなような状況で今あるのか、このあたりをもう少しお知らせしていただければと思います。

○**滝川健司委員長** 大橋福祉課長。

○**大橋健二福祉課長** 通常の返還金のほか、不正受給ということでございますけれども、こちらは収入があった場合に市に報告いただけなかった、言葉悪いですけれども収入を隠しておったということになってしまうんですけれども、こういった場合であっても、やはり御本人さんに返還する能力というのが十分あるわけではございませんので、通常の返還金の

例と同様、個別に分割納付など相談させていただいて、確実に納めていただくように、時間はかかりますけども納付をお願いしているというのが現状でございます。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。

次のところに入りますが、こども未来課からも回答をいただきましたが、先ほどもこういう使用料も雑入も含めてであります、また税金にも関わるような課題ではあります、子育て世代の方々がいろいろと困惑している今の時代なのかなというのが、令和2年度の決算の中では影響があるなというのが強く感じました。

こういう課題に対して、やはり令和3年度に向けての子どもさん対策、またその御家庭の対策、非常に困難な状況に置かれている家庭に対する温かい行政をつくっていかないといけないのかなど。一方、こういう支払いがまだされていない方々との相談というものがシステム上、やはりきちっとした明確なものをつくっていかないとどんどん取り残されていってしまう御家庭の方がいらっしゃると思います。

ぜひともこの辺は改善をされて、もっと大局的な意味でこれは捉えていただきたいと思うんですが、ちょっと抽象的な再質疑になりますが、このあたりの児童対策に向けての今回の雑入に絡めた御回答をいただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○滝川健司委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 滞納をされている御家庭には、様々な経済的な理由で事情がおりだと思っておりますので、個別に丁寧にこちらのほうも相談に乗らせていただいて、分割での返納の相談に応じるだとか、特に滞納初期段階での対応が重要だと思っておりますので、こちらのほうも個々に個別に丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 それでは、次のところに入ってよろしいですね。

22款、62ページの雑入のところに入ります。

政務活動費の問題であります。政務活動費返還金13万8,920円、過年度分の内容、要因、対策についてお願いします。

○滝川健司委員長 阿部議事調査課長。

○阿部和弘議事調査課長 政務活動費返還金過年度分の内容、要因につきましては、先ほど山口洋一委員にお答えしたとおりであります。

対策といたしましては、政務活動費について収支報告書の提出の際に、事務局へ内容等についてお問合せいただければ、それに対しまして政務活動費の運用指針や先行事例等を確認させていただくなど対応してまいりたいと思います。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 いろいろと過去の文書を拾っておりましたら、令和2年11月の17日に、議会全員協議会が開かれておまして、このときに平成28年度の政務活動費収支報告の修正についてと、こういうことで全員協議会へ持ち込まれました。このときには、私からすれば一方的な対象者となる方々、議員の皆さんの報告があつて、それに対する質疑何もなしという形で進められておりました。

その内容を少し紹介しながら、再質疑に入っていきたいと思うんですが、長田議員の場合、「平成28年度は市民と話し合つて平成29年度、平成30年度と同じように全てお返しをした」とはっきり明確に述べていただきました。下江前議員の場合は「反省しております。謝ります。政務活動費としては問題がなかった。しかし、研修の中身は問題があった」と。「平成29年は住民から訴えがあつて、手続の中でやったことだ」と、平成29年度まで触れられながらお話をされた。中西議員の場合は、「平成28年は問題なし。平成29年は迷惑をかけた。恥ずべきことであつたのでこ

のような状態になってしまった」と。また、柴田議員の場合は、「平成29年を踏まえて平成28年の税金の使い方に疑義があった。何を指摘されたか当時は分からなかった」というようなコメントを述べておられます。村田議員の場合は「所感の報告にそもそもうたっていない。平成29年度も指摘をされたということで、5つ全て返した」と、このときには言っておられました。山崎議員の場合は、「報告書にうたっていない。修正していない。研修は有意義であった」と、このように述べておられます。

この内容からしますと、この6人の対象となられた方々はそれぞれ立場、立場、主張がどうも見解の相違というんですか、いろいろ受け取り方も違ったり、報告の仕方も違っていた。そういう中で、今回このような平成28年度分についての返還が行われて、手続上、監査委員としては事務手続上問題はなかったと。確かにそうであります。きちんと書類上なっておるかどうか、そこまでの確認というのはされたでしょう。私がやったとしても多分そういうふうになったでしょう。

がしかし、監査委員というのは、それ以上の役割も当然ありますし、行政や議会に対しても物をいえる唯一の機関でありますので、きちんとしたもう少し精査をした突っ込んだお話をいただければ幸いであったと思います。

それから、こういった中で再質疑するわけでもありますけれども、公金。

**○滝川健司委員長** 丸山委員、今回の返還金の中には村田議員、山崎議員は含まれておりませんので御承知おきください。

**○丸山隆弘委員** 分かっておりますので。これは、もう一回言いますけれども、令和2年11月17日の全員協議会で述べられたことであって、修正に対してのコメントを述べたわけでもありますのでこれをまず御披露した中で次の質疑に入っているわけでもあります。

これに対して、監査委員は議員において判断されたものだと、また事務は適切であったとこのように申されておりますけれども、それ以上は踏み込んでいないというところで、それでは指摘はないのかということでもあります。

やはり、先ほども言いましたように、監査委員の立場からすると我々議会や、それから市長、交付をする側の市長であるそれ以上のことについては、今までのコメント、過去を振り返ってもなかなかそれ以上のことは言えない。そういうところでやはり指摘をするという唯一の権限を持っているのがこの監査委員であります。そのあたりをもう少し踏み込んで言えなかったのかどうか、ここを確認したいと思います。

**○滝川健司委員長** 坂野監査委員事務局長。

**○坂野公彦監査委員事務局長** 今の御指摘、ありがとうございます。

今回におきましては、事務手続上のことを確認はさせていただいたんですけれども、その裏にあるものについて確認をしたものではなかったものですから、こういうような意見を述べさせていただきました。

**○滝川健司委員長** 丸山隆弘委員。

**○丸山隆弘委員** それから後、交付金、これはあくまでも、我々議会側からすると、政務活動、要するに市民のためにいろんな調査研究をするためにもこの交付金制度がありまして、それが政務活動費の交付金申請となっております、中身は。

であるからこそ、この交付金という捉え方からすると、市長側からすると市長に申請をするわけです。市長は、「よしこれをお願いします」ということで、オーケーが出るわけではありますが、我々が申請して。それに対して、1年間の中で何を期待していくのか、それは議員さんそれぞれにお任せするという中身になっているんですね。それが、この流れの中で交付金を返還する、返金するその理由

がそれぞれの議会の中で指摘し合った中で、今回のこういう返還、返金という形になったわけですけどもね。

そういうものに対して、やはり市長たるべき責任者、交付をする側の責任者として何らかの手段は講じるべきだと私は思っております。

過去に、地域活動交付金で議員が絡んで、2年間返還したお金がありました。これも同じように、補助金とは違う、補助事業ではないんですよ、あれは。交付金事業ですから、3年間の事業をこれで私たちにお任せくださいという申請を出して、それに対して一部の議員が絡んで最終的に問題になったから2年間分だけ返したと。本当は全部返さないといけない中身なんですよ、交付金というのは、補助金ではありませんから。

そういうところからすると、今回の平成28年度の返還については長田議員がきちっと物を申しております。「平成28年度は市民と話し合っただけでお返しした」、こういう姿が本当は一番ありがたいわけですね、議員として、交付金制度としては。また、市長側も説明がこれだったらつくわけですよ、きちんと。説明がつくわけですよ、交付金はこういうわけでお返しをされたということで。

中途半端な形で、先ほども私、11月17日の全員協議会の中身を述べましたが、議員それぞれが言っていることが違うし、統一もしていない。こんな状態の中で、今回こういう決算の状態でお金が返されてきたわけですね。こんなばかなこと、普通あり得ないですよ、あり得ないです、本当に。

ですから、自らきちんと襟を正すためにも、やはりそれまでの言い分を明確に打ち出してやっていかないと、こんな監査の最終的な最後の最後のところでこんな惨めな、恥ずかしい決算の状態が起きてきたわけですね。ですから、私はこのところで物を何回も言わせていただいたんですけども。

とにかく、交付金このものについて、先ほど言いましたように、11月17日に全員協議会があって、こういう修正がされた。そして、そういう説明があった。そして、その中で結果的にこれで帳消しになって、なきものになったというんですか、結論的に言いますと。決してそうではないと思うし、そういうところで議会事務局がきちんとこれは精査して、その都度議長にも働きかけをして、全員協議会できちんとかような整理をしましょうよと、こういうこともやはり言うべきだと思うんですが、その辺について事務局としてはいかがですか、局長。

○滝川健司委員長 阿部議事調査課長。

○阿部和弘議事調査課長 今回、歳入の御質疑でございますので、今回の返還金については事務局で適正に申請に基づいて処理をさせていただきます。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 今回の問題については、これはこれで済みではないし、議員としての道義的な責任というものはずっとこれはつきまといまいますので、これ以上、私、質疑待ちませんのでお願いします。

○滝川健司委員長 次、お願いします。

丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 22款の最後の点、62ページでありますけれども、滞納処分費の差押え、公売諸経費が収入されております。詳細、経緯についてお尋ねをします。

○滝川健司委員長 柴田税務課債権管理室長。

○柴田和幸税務課債権管理室長 詳細につきましては、一般会計から支出をいたしました差押え動産の引揚搬出費1万7,600円、公売オークションシステム手数料7万4,283円の相当額となります。

経緯につきましては、令和3年1月に差押え物件をインターネット公売により売却しましたので、国税徴収法第137条の規定に基づき、当該差押え物件の滞納処分費である引揚

搬出費と公売オークションシステム手数料の相当額を滞納市税に先立ちまして公売代金から充当したものでございます。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳入22款諸収入の質疑を終了します。

次に、歳入総括の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 では、質疑通告に従いまして質疑を行いたいと思います。

市税の収入済額が前年度と比べると、1億9,144万5,391円減少している。特に市民税（個人・法人）、入湯税、都市計画税の減額があるとのことだが、主な理由を伺うと通告してあります。

内容については、先ほどの澤田委員やほかの委員も含めてやっておりますので理解をいたしました。

再質疑でお聞きしたいんですが、これらの減額になった大きな理由はコロナの状況だということで理解をいたしました。2億円近い減額ということですが、今後の見通しでお聞きしたいんですが、コロナが終息すればまたすぐに挽回ができて、この2億円が減額ではなくてまた上がってくるのか、徐々に緩やかに回復して戻ってくるという考えなのか、そこら辺の見極め難しいかと思いますが、いま現時点での見解、どういう分析をしているのかどうか分かれば教えてください。

○滝川健司委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 今後の予想ということでございますが、先ほども申し上げましたが、まず個人市民税につきましては、前年分の所得がその計算に基づいて算定されますので、来年度、令和3年度は令和2年中の所得ということになりますので、個人市民税の大きな

影響というものは令和3年度になるかと思えます。

あと、法人市民税につきましては、企業等の業績とかそういったことを見ながら、あとは自治体によっても産業構造だとかそういったものが違いますので、そういう内容によって異なるとは思いますが、少しずつ回復の見込みになるのではないかと予想をしております。

あと、入湯税、固定資産税等につきましては、やはりコロナの影響等のことを考えながら、そこにつきましては今後どういう影響があるかというのを見ていながら、市税の収入見込み等そちらのほうを検討していきたいと思っております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳入総括の質疑を終了します。

~~~~~

ここでしばらく休憩します。午後は1時30分から再開します。

休 憩 午後0時24分

再 開 午後1時28分

○滝川健司委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~

次に、歳出2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 それでは、歳出2款1項9目であります。企画費、新城公共商社推進事業、資料94ページであります。

この中で、事業の成果についてお伺いします。

○滝川健司委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 新城公共商社推進事業の事業成果につきましては、新城市の知名度を総合的に高めることにより新城ブランドを創出し、その付加価値を向上させることにより、全国・全世界に販路を開拓する取組に関し必要な意見交換を行うため、7回の新城公共商社準備会を開催し、新城公共商社の趣旨や目的を取りまとめた新城公共商社基本計画を策定したところでございます。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ただいまの御答弁は恐らく成果報告書の内容に合致しておりますので、間違いのないと思いますが、特にその中で、基本計画書をつくられたということですが、その内容についていかがなものか、それがいつから、今事業年度変わりましたが、令和2年度に計画書をつくられてそれを令和3年度に反映するということですが、その計画書の基本計画の内容というのはどういったものなのか、ごく簡単に結構でありますのでお願いします。

○滝川健司委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 新城公共商社の趣旨や目的を定めたこと、それからこの計画につきましては、まずは令和3年度から令和12年度10年間の計画とさせてもらっておりますけれども、今後事業進捗状況など等ございますので、それぞれ状況の変化に対応するためには見直しというのも随時行っていきたいとしております。

目的でございますが、新城公共商社は事業者とともに新城のいいものを次世代へ継承するというのを1つ目的にしておりますので、この計画にもうたわれておりますが、この計画に沿って令和3年度にはなりますが、審議会というものも設置し、今後公共商社の在り方等も検討していくといった状況になっておるところでございます。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 大変な仕事だと思いますが、

理解をさせていただきました。

続きまして、同じく2款1項12目、資料98ページであります。路線バス運行費としてあります。公共バス運行事業。

この中に、修繕料274万3,232円、保険料76万3,384円、自動車損害賠償保険料6万5,000円、自動車重量税の8万5,100円とありますが、どのような詳細であったのか。そして当該の運行車両というのは本市の所有のものかと判断しますがその点についていかがかが1点目。

2点目、事業成果として、市民満足度は高まったのかどうか。

これについてお伺いします。

○滝川健司委員長 白井行政課公共交通対策室長。

○白井 薫行政課公共交通対策室長 まず、修繕料につきましては、鳳来地区を運行する車両4台分で、運行上の安全を確保するためのエンジン、自動ドア、燃料系統や排気系統の修繕を行った金額でございます。

保険料につきましては、鳳来地区の5台、作手地区の2台の車両分でございます。

また、自賠責保険料及び自動車重量税につきましては、鳳来地区4台、作手地区1台の車両分です。

運行車両につきましては、全て新城市所有の車両でございます。

2番目の事業成果としての市民満足度は高まったかということですが、バスの乗降調査の際に行った聞き取り調査の結果によりますと、免許を持っていない方や車を運転できない方が、通院や買物といった日常生活に不可欠な移動手段として利用されているということが多かったことから、バスの運行による市民満足度は高いと考えております。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 理解をしましたが、本市の車両ということですので、バスの関係でありますので恐らくドライバーは委託され

ている部分だと思いますが、安全点検管理者というのが多分市内にも見えると思うんですが、その方もここに入られて一緒に委託しておる事業者さんが、例えばこのバス、今、ブレーキのライニングがおかしいよとか、フロントのブレーキのパッドがあれだから修繕しますよという連絡があって修繕をしているものなのか、運行している管理者の方に全てお任せをしているのか、その点だけお伺いします。

○**滝川健司委員長** 白井行政課公共交通対策室長。

○**白井 薫行政課公共交通対策室長** そういった調子が悪い、修繕が必要だという連絡があってから修理をするという流れになっているということでございます。

○**滝川健司委員長** 山口洋一委員。

○**山口洋一委員** 連絡をしていただきました。それで、あくまでも新城市の所有の車両でありますので、恐らく所有権はこちらについていると思うし、使用権もついていると思うので。自分の車と考えた場合、そういうふうと言われると、例えばスタンドなんかで「おかしいよね」と言われると現物車両見ますので確認して「いいよ」って言うんだけど、その車両を確認して、「分かりました」ということにはしてみえると思うんですがそれでいいんですよね。

○**滝川健司委員長** 白井行政課公共交通対策室長。

○**白井 薫行政課公共交通対策室長** 委託している業者さんに運転のやはり車の状況というのが一番分かっているから、そちらからの連絡、そして修理の確認、そして修理という流れと、その修理の整備管理、そちらを行っております。

○**滝川健司委員長** 山口洋一委員。

○**山口洋一委員** 安全安心な走行をするためにも、ドライバーさんだけではなくて、所有者である本市も十分現物を確認していただい

て、後から大きな事故に結びつかないということも考えられますので、ないようにするというのを考えていかないといけないのでよろしくお願いをしたいと思います。そうすれば、さらにさらに市民の満足度は上がるものと思います。

では、次に参ります。

同じく路線バスの運行費の中の高速バス運行事業についてお伺いをします。資料100ページであります。

まず1点目、実証実験を済ませて年度が替わったわけではありますが、令和2年3月25日のコンサルタントに基づく提案が10数回多分挙がっていると思います。それについて、項目ごとの取組と実践の状況についてお伺いする。

そして、事業成果として市民満足度は高まっているのかどうかについてお伺いします。

○**滝川健司委員長** 白井行政課公共交通対策室長。

○**白井 薫行政課公共交通対策室長** 令和2年3月25日のコンサルに基づく取組課題の実践状況はというところでございますが、既存の顧客の利便性に関する取組といたしまして、令和3年1月4日より11枚つづりの回数券の販売を開始いたしました。もう1つの利便性向上の定期券につきましては、今、運行事業者との協議を継続中でございます。

市民の需要喚起・来訪客の増加の取組につきましては、予算措置及び検討はしたものの、新型コロナウイルス感染拡大の影響を鑑み、実施しておりません。ただ、ダイヤ改正などの周知としましては、中日新聞の名古屋市民版、東三河版に広告掲載を行ったところでございます。

また、事業成果としての市民満足度は高まったかというところでございますが、こちらのほうは利用者アンケートを実施しております、そちらの結果によりますと、通学や帰省、仕事等で利用されることが多く、生活に



必要不可欠な路線であるという声も多く頂いておりますので、利用者の満足度は高いと考えております。

また、運転手さんからの聞き取り調査では、1度利用した方がリピーターになる傾向があるということでしたので、利用するきっかけづくりをしながら、利用者をふやして市民満足度を高めていきたいと考えております。

○**滝川健司委員長** 山口洋一委員。

○**山口洋一委員** コンサルの結果が、我々も見たわけではありますが、例えば、予約システムはこれではおかしくないのという、1つの例の質問ですが、コンサル結果があったんですが、今、お話いただいたのは、回数券に取り組んだよとか、定期は少し検討中ですよとか、そしてコロナの関係で十分なことができなかったよというのが結論だと思うんですが。

今、例としてコンサルの結果として出てきた予約システム、かなりのお金がかかっていたんですね。どういうことをやっているのかということは、コンサルのあれから見ますと実はこれではなくてこちらのほうがいいよというようなことも結果として載っていたわけなんですけど、例えば、細かく何項目に分けてきた中の今の予約システム等々についてはどのような形で今進んでみえるのか、どんな形の中でそのコンサルの結果を反映させてきたのか、お伺いします。

○**滝川健司委員長** 白井行政課公共交通対策室長。

○**白井 薫行政課公共交通対策室長** こちらにつきましては、運行事業者の豊鉄バス株式会社との協議を進めておる段階でございますけれども、こちらといたしましては豊鉄バス株式会社のいま現在運用されている予約システムのほうに山の湊号も共用していくとお願いをしているところでございまして、こちらとして協議中というところでございます。

○**滝川健司委員長** 山口洋一委員。

○**山口洋一委員** 協議中というのが、大変多

いわけでありますので、協議をするというのは結構だと思いますが、やはり焦らなくてもいいとは言っていませんが、市民の関心が高い事業については、結論的には早く進めて、その結果を「よかったね」という報告ができるようにしていただきたいと思います。

では、次に参りますが、2款2項2目につきましては、補正予算の中で栗田課長からのお話をいただきましたので、法人税率の下げによつての費用支出だということですので本件は取り下げます。

○**滝川健司委員長** 山口洋一委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、佐宗龍俊委員。

○**佐宗龍俊委員** それでは、引き続き歳出2款であります。1項1目一般管理費、人件費、74ページです。

この人件費の中の退職手当について、当初予算額2億6,923万5千円に対し決算額3億1,946万963円ですが、大幅に増額されていますがその要因と見解を伺います。

○**滝川健司委員長** 牧野秘書人事課長。

○**牧野賢二秘書人事課長** お答えします。

退職手当の当初予算額につきましては、予算編成時に見込むことができる定年退職者分を計上しております。そこで、その後、早期退職などにより退職者数がふえたため、増額になったものでございます。

早期退職などは年度当初に見込むことが困難でございますので、今後も補正予算等で対応してまいりたいと考えております。

○**滝川健司委員長** 佐宗龍俊委員。

○**佐宗龍俊委員** 分かりました。実はこれ、昨年も同じような傾向がありましたので、全く同じ質疑をさせていただいて、全く同じ御答弁だったと記憶しておりますが。

私、もちろん予算編成時にまずは確定できる定年退職者のみで積算をするということは分かるんですが、予算額に対して決算額が毎年、今回5千万円近くですけれども、増額さ

れる、これが何年か見ていくと、やはり同じような傾向があるとするならば、ある程度早期退職者の見込み額を何年間の傾向を見ながら上乘せした上で予算編成をしたほうがいいのかなどという思いの中で、2年続けて質疑をさせていただいているんですが、そのあたりのお考えを伺いたいと思います。

○**滝川健司委員長** 牧野秘書人事課長。

○**牧野賢二秘書人事課長** 早期退職の者につきましては、一応定員管理上の制限がありますので、人数的に、一応人数は5名以内ということでおしておるんですけども、どうしても普通退職者というものが年々多くおまして、そこまで見込んで数値化、予算計上するのかがどうかといったところがあります。

確かに、昨年と比べて普通退職者等、早期退職も合わせれば大体同じぐらいの数字が出ておるんですけども、こればかりは各御家庭の職員の都合等もあるものですから、そういったところから補正で計上させていただきたいと考えております。

○**滝川健司委員長** 佐宗龍俊委員。

○**佐宗龍俊委員** 分かりました。今後、例えば早期退職者があまりにも大勢毎年出るような形が出たとすれば、やはり一考していただきたいなと思います。

それでは、続きまして、2款1項5目の人事管理費、職員研修事業、86ページであります。

こちらは、当初予算額445万1千円に対して、決算額151万6,260円というものが大幅に減額、およそ3分の1程度に減額されておりますが、その要因と、この職員研修が十分行われたかどうかという見解を伺いたいと思います。

○**滝川健司委員長** 牧野秘書人事課長。

○**牧野賢二秘書人事課長** それでは、お答えいたします。

当初予算額に対しまして決算額が大幅に減額された主な要因ですけれども、やはり新型

コロナウイルス感染症拡大防止のために、外部研修機関への職員派遣を控えたこと、あるいは一部の研修が中止あるいはオンラインでの実施に切り替えられたことによる旅費だとか、あるいは負担金等の減少によるものです。

外部研修機関での受講機会は減少いたしましたけども、庁内で行う研修のうち、課長等を対象とした研修でしたが、安全な受講環境を確保できると判断したのものにつきましては、特に感染症対策を十分行った上で実施してまいりました。

○**滝川健司委員長** 佐宗龍俊委員。

○**佐宗龍俊委員** 分かりました。当初予定していた研修については、多少その研修の数は減ったかもしれないですけども、オンラインに切り替えたり、外に出ていくのを中ずるということ、これは令和2年度主要施策成果報告書の15ページでした。こちらのほうにも実績値80%（92%）とありますので、当初計画から多少は研修自体が減ったものもありますけれども、十分計画に基づいた研修ができて、成果も上がっているという理解でよろしいでしょうか。

○**滝川健司委員長** 牧野秘書人事課長。

○**牧野賢二秘書人事課長** おっしゃるところでよろしいかと思います。

当初予定しておりました研修の、佐宗委員言われたとおり、3割強が中止だとか辞退という形になりました。前年比で比べると全体的には縮小したものの、計画した研修は今言ったオンライン等で実施できたと考えております。

ただ、オンライン等による、弊害と言っては変ですけども、やはり職員間の交流だとか、あるいは他市町村の職員との会ってお話をする機会だとかそういったところではちょっと欠けてしまったのかなと評価しております。

○**滝川健司委員長** 佐宗龍俊委員。

○**佐宗龍俊委員** では、最後にしますが、今回コロナの影響が非常に大きくて、このよう

な形で費用を抑えた形である程度の研修ができたということで、今やっぱり直接いろいろと外部の人と会って交流をしたり、研修をするということも非常に大事だというお話がありましたけれども、ある程度今回のオンライン等を含めてこれだけの抑えた費用で研修ができたということも踏まえて、来年度以降もしかしたら今までと同じような予算編成をせずに、オンライン等旅費を抑えたような形の研修を念頭に入れて予算編成がなされていくのかどうか、もし今のところどうお考えか分かればお聞かせください。

○**滝川健司委員長** 牧野秘書人事課長。

○**牧野賢二秘書人事課長** 研修計画につきましては、確かにこの先やっていくところでございます。このオンラインということで、大分費用等は削減できたとは踏んでおりますが、やはり全てが全てそうすることがいいのかどうかということも、何ともいえないところがあつたりいたします。

そういったところをもう一度精査いたしまして、来年以降、研修の効果は最大にやはり上げたいと思いますので、そちらのほうは中身を濃く、費用は抑えてという形でできる限り進めていきたいと考えております。

○**滝川健司委員長** 佐宗龍俊委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、小野田直美委員。

○**小野田直美委員** では、歳出2の1の1一般管理費、ニューキャッスル会議共同声明実現事業、76ページです。主要施策成果報告書は4ページです。

教育の交流活動について、コロナ禍でも行えるオンラインでの直接の交流や、小中学生が加盟都市に関心を持つための事業は行われましたか。

お願いします。

○**滝川健司委員長** 松下まちづくり推進課長。

○**松下領治まちづくり推進課長** 教育の交流活動におけるオンラインでの直接交流や、小

中学生が加盟都市に関心を持つための事業につきましては、令和2年度には実施しておりませんが、市民の皆様が加盟都市に関心を持っていただこうと広報ほのかに、毎月ニューキャッスルアライアンス事務局のデイビッド氏から頂いた情報を掲載したり、ティーズいいじゃん新城で加盟都市を紹介したりしております。

なお、オンライン交流につきましては、現在、新城中学校がイギリスのニューカッスルアポタイン市にありますニューキャッスル・アライアンス事務局とのオンライン交流を計画しているところでございます。

○**滝川健司委員長** 小野田直美委員。

○**小野田直美委員** 令和2年度はオンライン交流は実施していないということですね。

動画がつくられたんですね、令和2年度は。

○**滝川健司委員長** 松下まちづくり推進課長。

○**松下領治まちづくり推進課長** 令和2年度におきましては、デンマークのニイボーグ市が中心となって行っておりますユーチューブへの動画投稿プロジェクトに参加するため、2本の動画を作成いたしました。

これは、ニューキャッスル・アライアンス会議2018の共同声明の教育分野において、若者のニューキャッスル・アライアンスの認知度向上、ニューキャッスル間の若者の交流の促進、英語学習の推進を目的としまして、ニューキャッスル都市に住む若者が自分の国やまちを他国に紹介する動画を作成し、ユーチューブに投稿するという他のニューキャッスルから学ぶプロジェクトでございます。

1本目は、新城市国際交流協会と共催で、観光スポットの紹介動画を作成いたしました。第6期若者議会国際交流委員会メンバーを中心としました有志9名の参加をいただきまして、鳳来寺山周辺、設楽原歴史資料館、長篠城址史跡保存館を紹介しました。長篠城址ボランティアガイドとして鳳来中学校の生徒3

名も参加をしております。ナレーションにつきましても、高校生が英語で参加をしております。

もう1本は、新城有教館高校の紹介動画です。授業、実習施設、部活動など日本の高校生活を市及び新城有教館高校のボランティア部の学生が撮影しまして、市で編集を行いました。

今後は、デンマーク・ニイボーグ市のピアコープ学校やスイス・ヌシャテル市のジャンピアンジェ高校の生徒が、お互いの動画を見て質問し合うような交流を予定しております。

○滝川健司委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 次、聞こうと思っていたことをいろいろと話していただきましてありがとうございます。

それで、実際私も見させていただいたら、すごくよくできているんですね。もう皆さん生き生きと動画に出ていらっしゃるといことなので、実際に動画の制作、発表が関わった学生たちとかあと見た小中学生等にどんな影響を与えたか、どのようないいことがあったかちょっと教えてください。

○滝川健司委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 参加した小中学生や高校生ということがございますけども、やはり自分の市だったり、学校だったりというところを英語で紹介しようということでもともと英語に興味のある生徒さんが参加されてはありましたけれども、あと鳳来中学校の生徒さんも確か動画の中で英語で自己紹介などしたりしておったかと思えますけれども、少しでもそういう英語に触れる機会ができたということがよかったかなと思っております。

○滝川健司委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 子どもたちにもどんどんいい影響を与えて、こんなことできるんだぞということをアピールしてほしいなと思うんですが、実際動画を見るためには市のホーム

ページからユーチューブに入ることができずし、ニューキャッスル動画と検索すると、上から2番目に出てきて、そこから新城市のホームページに入ってユーチューブとか見れるようになってはいるんですが、そこでちょっと気になる点がありまして、いいねの数とか、あとチャンネル登録数とか再生回数を見ると、実はもっとPRが必要であったのではないかなと感じます。

令和2年度、どのようにこれをアピールしたのか教えてください。

○滝川健司委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 動画も、確か観光地の動画につきましては3月上旬にアップしております。それから、新城有教館高校の紹介につきましては、今年度になってからですけど4月に動画をアップしております。今、広報誌のほうではそこに直接行けるようにQRコードを載せてございますけれども、まだまだ伸びていないということでございますので、もっと積極的に小中学校等にも情報を共有しながら広めていきたいと考えております。

○滝川健司委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ぜひお願いいたします。

では、次に行きます。

2の1の3広報広聴費、広報活動事業、84ページになります。成果報告書は11ページです。

市政モニターの紙面満足度の目標値と実績値についての分析は。

お願いします。

○滝川健司委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 それでは、お答えさせていただきます。

市政モニターの紙面満足度で、毎月読んでいる人の割合は、目標値64%に対して実績値が54.2%でした。毎月ではありませんけれども時々読む方が33.3%、ほとんど読まないという方が11.5%でした。実績値が対前年比で

約15ポイントぐらい下落したこと、あるいは目標値に至らなかったことについて真摯に受け止めて、原因を分析しました。

過去5年間で広報誌を毎月読んでいる人の平均値が62.6%に上ります。令和2年度はこの平均値よりも低い結果となっております。また、広報を全く読まない人の割合も過去5年間の平均の4.8%に対して、令和2年度については11.5%で過去5年の中でやはり一番低い率でした。

次に、令和2年度を年代別で比較いたしますと、全年代のうち10代から30代までの約23%が広報を毎月読んでいる人の割合になります。また、全年代のうち10代から30代までの91%が広報を全く読まない人の割合となっております。以上から、広報を読む人は年齢が高くなるほど読んでいる割合が高くなります。一方、若い世代は携帯電話だとかパソコンを利用する機会が多く、必要な情報を必要とときに得るという傾向があり、広報を読んで情報を取得する人がいないと認識しております。

最後に、令和2年度は新型コロナウイルスに関する最新情報を防災行政無線で概要等をお伝えいたしまして、詳細かつタイムリーな情報をホームページで取得するように誘導したことによって、情報入手のルートが分散されたと推測しております。

この紙面満足度につきましては、目標値も実績値も過去から統計的に毎月読むだとか、読みやすさという観点から測定してまいりましたけれども、今後は必要に応じまして年齢だとか、情報取得手段に左右されないような見直しも考えていかなければならないかなと考えております。

○滝川健司委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ほのかを見させていただくと、本当にいい情報がたくさん入っているんですね。特集なんかもしっかり考えられて掲載されていると思っていますし、もちろん

市民が知っておくといいなと思われる情報もしっかりと盛り込んであると思います。

先ほど、やっぱり若い人がなかなか見てくださらないという、見られないということなんですけど、これは市民編集委員と共同でつくってみえるんですよ。その中に、若い人といったら変なんですけど、若者というのは含まれているのかどうか、教えてください。

○滝川健司委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 現在の段階では、若い人という方がどの年代なのかというと、50代、60代を回った方がやはり多く見えるのが現状です。

○滝川健司委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 すみません。若いといってもいろいろと感じ方によって違うので。私の若いといった想像というのは20代、29歳ぐらいまでかなというイメージでお伝えさせていただきましたが。

ほのかの情報は、例えば紙媒体やホームページにももちろん掲載されてはいるんですけど、若い人たちにもどうやったらこのほのかの情報に興味を持ってもらえるのか、もちろん当事者たちの意見を聞くというのが、いわゆる若い人たちの意見をしっかりと聞くというのが大切なと思われるんですけど、そういった検討は、令和2年度されましたでしょうか。

○滝川健司委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 具体的な検討というところでは検討しておりませんが、この市政モニター100名の中の意見で、若い方の意見が含まれておればその方の内容について検討を要するという事は考えておると思います。

○滝川健司委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、次に行きます。

2の1の3広報広聴費、市政モニター事業ですね、84ページ。成果報告書は12ページになります。

- 1、時事を捉えたアンケートを行ったのか。
- 2、令和2年度のアンケート結果を施策にどのように反映するか検討したのか。

以上、お願いします。

○滝川健司委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 それでは、まず1番目の質疑にお答えさせていただきます。

時事を捉えたアンケートを行ったかという内容ですけれども、市政モニターアンケートにつきましては、年間4回ほど実施しております。アンケートのテーマは、昨年ですけれども15項目にわたりました。このテーマは、庁内各課に照会をかけさせていただきまして、項目を選定後アンケートを実施するため、1回のアンケートについては3問から5問のテーマが含まれているような状況になっております。

アンケートは、長期間にわたり同一のテーマから統計的な数値を把握し分析する内容のものから、その時々を捉えたテーマもでございます。

広報しんしろ「ほのか」というテーマは、ここ数年同一のテーマでアンケートを行っておりますけれども、令和2年の1月にホームページを更新したことに伴って、アンケートのテーマではないんですけれども、項目の中でホームページIDの機能を付けた質問を加えることや、新型コロナウイルスに関するテーマを設定するアンケートを行って、タイムリーなアンケートを行えるように努めているところでございます。

続きまして、2問目でございますけれども、市政モニターアンケートは、庁内各課にテーマの照会をかけさせていただきまして実施しているため、関係課にアンケート結果をリリースしております。担当課のほうでは、その結果を市政にどのように反映するか検討していただいております。例えば、秘書人事課では、市政への反映状況について担当課に確認を行うと同時に、その反映状況をホームペー

ジに掲載しております。

また、令和2年度では、公開政策討論会に関するアンケートの結果から開催方法だとか、運営方法などを参考材料とさせていただいております。あと、広報ほのかの文字サイズについても、このアンケートの内容を反映させていただいているところがございます。

○滝川健司委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、1番から再質疑します。

各課が取ってほしいと言われるアンケートが上がってくる場合と、もう1つが定期的に取り替えているアンケートがあるということでした。

令和2年度はやはりコロナ禍でしたので、それに関する各課からのアンケート依頼はどうだったかということをお聞きしたいんですが、実際に項目を見させていただくと令和2年度は観光振興以外はなかったと思うんですけど、そのあたりコロナに関する各課から上がってきたアンケートというのはあったのかどうか、教えてください。

○滝川健司委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 市政モニターアンケートの中では、おっしゃるとおり確かにコロナに関するアンケートにつきましては、この観光課の内容だけだったと思いますが、コロナに関するアンケートにつきましては、定額給付金だとかそういったところでアンケートを取らせていただいておりますというので、重複することがないように、市政モニターアンケートとしては入っておりません。

○滝川健司委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 分かりました。コロナはコロナでちゃんと取ってみえるということですよ。

もう1つお伺いしたいんですけど、令和2年度も100名からアンケートを取っているということなんですけど、対象人数が3万7千人ぐらいの人がいるんですね。その中で100名

で本当にアンケートとして足りるのかなと思うんですが、100名という人数の理由を教えてください。

○滝川健司委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 100名は、平成22年度に確かこの市政モニターアンケートが始まったかと思うんですけども、その当初からずっと変わらぬ数字で来ておりまして、なぜかといわれるとちょっとここにすぐに理由は出ないんですけども、その流れで来ておりまして、全体の人口からすると確かに少ないかと思うんですけども、慣例的に進めておるところで100名という形でさせていただいております。

○滝川健司委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 平成22年から慣例的にやっているということなので、一度このあたりでもう一遍見直して再検討していただけたらありがたいです。

では、次2番目の再質疑に移ります。

この市政モニター制度というのは、調べてみますと市政の重要政策等に関する意向などを市民から継続的に聴取するとともに、市政への市民参加を促進し、開かれた市政の実現を目指すとなります。

モニターアンケートというのは、市民の直接の声なので、ここから次年度以降の事業を考えることもできます。先ほども、そういったことを検討しているようなお話をいただいたんですが、実際に令和2年度のアンケートは次年度以降に活用する目的として使われてはいるのでしょうか、教えてください。

○滝川健司委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 アンケート結果の反映については、次年度以降も活用していくということですのでまいります。

○滝川健司委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 次年度以降というと微妙なところなんですけど、例えば次年度にそれを反映させるとなれば、そういう目的だった

としたら、アンケートは令和2年度は確か8月から始まって翌年の2月に終了する、その中で4回アンケートを取っているんですね。その時期になると、次年度の予算ももう決まりかけてしまっている時期なので、なかなか反映できないのではないかと思いますよ。

それで、例えばその次年度に反映させるというようなことであるとしたら、この令和2年度のアンケートもアンケートを取る時期というのをもうちょっと考慮する必要があったのではないかなと思うんですがいかがでしょう。

○滝川健司委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 委員のおっしゃるとおりでございます、実際のところ令和元年度に取った内容につきまして、令和2年度の中でもんで、令和2年度で反映できるものについては令和2年度に反映させる、あるいはそこで間に合わないものについては令和3年度という形で行っておるところですけども、令和2年度の中で早い時期に行き、時間的に間に合うものを早目早目に回させていただいて反映させていくというようなことも考えておりますので、そこら辺のところは反映できるのかなと思います。

○滝川健司委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、次に行きます。

2の1の9企画費、地域おこし協力隊運営事業、成果報告書19ページになります。

地域おこし協力隊として活動し起業したメンバーの令和2年度の活動は。

お願いします。

○滝川健司委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 平成26年度から現在に至るまでに9名が地域おこし協力隊員として活動しております。そのうち8名が任期を終了しているという状況で、そのうちの3名が本市に定住して起業しております。

1人目ですが、田舎暮らしが体験できる古民家宿泊施設を開業いたしました。ひょうた

んランプづくりなどの各種体験も可能となっていると聞いています。2人目は、一般社団法人ダモンデを起業するとともに、奥三河スポーツツーリズム事業の立上げや本市のスポーツ事業へも関わっていただいています。またカフェも開店したというところです。3人目は、合同会社フォレストエネルギー新城を設立し、湯谷温泉の加温配湯施設の業務委託を受けているところです。現在、本市の環境審議会委員に就任をされていると聞いています。

令和2年度の活動でございますが、やはり新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、思うように事業実施ができなかったようでありまして、今後も活動は継続をして、地域の活性化に貢献されるということを期待しているところであります。

○滝川健司委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 今、3名の方がおのおの起業して活動してみえると、本当にありがたい話だと思います。

それで、令和2年度はなかなかコロナ禍で活動できなかったということなんですが、実際ゼロというわけではないと思うんですが、そのあたり行政とメンバーとの連携して何か行おうとか、何か支援するとか、そのようなことは行われたのかどうか教えてください。

○滝川健司委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 先ほど3人目で御紹介をしました合同会社フォレストエネルギー新城を設立された方、市との連携というか市の業務を委託を受けておりますのでこちらの方については湯谷温泉で委託を受けて業務を行っておると。それ以外に、地元に対してはまきを作ったりだとか聞いておりますので、市の活動としても関わる部分が大いにあったかなと思います。

それから、お2人目で紹介したダモンデの方につきましても、いろんな活動を市からもお願いする部分もありますし、企画政策でい

えばいろんなところに出ていってお話をしてくれんかなとか、そのような関わりも含めて、市にはいろんな面で貢献をいただいております。

お一人目で紹介しました古民家宿泊施設につきましても、私、今、市の活動の中で特に関わりがあつてということは承知はしていませんけれども、地域の方と業を進められているとは聞いておりますので、順調に進んでいただけたらなとは思っているところでございます。

○滝川健司委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 分かりました。

それで、総務省のほうを調べてみますと、この協力隊の隊員をふやしていく方向に考えているということでしたが、そもそも新城市が令和2年度に募集をしなかった理由を教えてください。

○滝川健司委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 地域おこし協力隊につきましても、この趣旨に合う活動計画であつたり、活動内容をまず庁内の関係する部署と協議をした上で協力隊員の募集をするとしておりまして、令和2年度につきましても庁内で該当となる活動予定がなかったということで、令和2年度につきましても募集は行おうということがございませでした。

○滝川健司委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ということは、庁内で特に協力隊として活動してほしいというような要望がなかったと捉えてよろしいですか。

○滝川健司委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 はい、そのとおりでございます。

○滝川健司委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、続けていきます。

2の1の16地域自治区費、地域自治区運営事業、102ページです。成果報告書は28ページです。

令和2年度地域自治区制度による地域自治



向上についての総括、お願いします。

○滝川健司委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 地域の自治は、企画と実行力で評価されると考えております。

令和2年度は、コロナ禍でありましたが、地域ごとにオンラインによる会議の開催や書面会議、また会場レイアウトの変更など最善の対応をして地域自治体の運営に取り組んでまいりました。

コロナ禍での地域自治体運営については、多くの制約を受けるものでありましたが、地域活動交付金の審査、地域自治体予算の検討などを進めてこられたことは、地域協議会委員をはじめ地域自治体に関わる皆様の力であり、本市が取り組んできた地域自治の進化でもあったと総括いたします。

○滝川健司委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 分かりました。

1つ再質疑なんですけど、地域活動交付金は報告会を行うとか、成果が分かるような形になっているんですけど、自治体予算による各事業についてのそういった後追い調査とか、報告というのは行われているのかどうか教えてください。

○滝川健司委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 自治体予算につきましては、次年度の委員さんたちが前年度の実績を確認、検証して、また次年度建議のための検討だとか、そういった調査だとかいろんなものをしております。そちらのほうに反映するようにしております。

また、地域計画の進行状況等も皆さん、確認しております。

○滝川健司委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑をさせていただきます。

歳出の2の1の8車両管理費、車両管理事業になります。成果報告書は18ページになり

ます。

特別職専用車両の購入トヨタアルファードとありますが、主に誰が乗る車両なのか伺います。

○滝川健司委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 お答えします。

特別職専用車両のトヨタアルファードにつきましては、主に市長の公務に際しまして市長が乗車する車両となっております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 市長の公用車、専用車両ということなんですけど、今乗っているレクサスカ何かもあるかと思うんですけど、そこら辺のすみ分け等どうなっているのか伺いたいと思います。

○滝川健司委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 レクサスは、以前乗っておった車というか今はアルファードに乗っております。レクサスはオークションで売るようにしております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 じゃあ、もう今はレクサスではなくてアルファードに乗っているということでもいいかと思いますが、それでいいんでしょうか。

○滝川健司委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 レクサスはもともと2台ございまして、特別職、市長用と議長用と2台ありまして、そちらの市長用をこちらのアルファードにしてあります。

ですので、議長車両としてレクサスは1台、まだ残っております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。では、レクサスからアルファードの特別車両に変えたということで分かりました。

次の2の1の9企画費、地域おこし協力隊運営事業で、1点あります。

令和2年度、新たな隊員の募集は行わなかったとありますが、主な理由を伺います。

○滝川健司委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 先ほどの小野田委員への答弁と重なる部分がございますけれども、地域おこし協力隊につきましては、その趣旨に合う活動計画や内容を関係各課と協議の上、協力隊員の募集をすることとしておりますので、令和2年度につきましては、該当となる活動予定がなかったため募集を行っておりませんでした。

今後も関係各課と調整を取りながら、効果的に地域活性化につながる活動については地域おこし協力隊員の募集を行ってまいりたいと考えております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。この隊員の募集を行わなかったのは各課の意見を聞いて合わないということだったと思うんですが、過去のこういった協力隊員の話をお聞きすると、起業するような方々が多いかなと思うんですが、この地域おこし協力隊の趣旨というのは、起業をしなければならないとかそういった起業を目的にするようなものなんでしょうか。ほかにもまちの再発見ができるようなものになるのか、次回の募集がゼロだったものですか、何かほかにも今までとは違う視点で募集もかけれるのではなかったのかなと思ったんですが。

そこら辺の募集要項だとかそういった市のまちを起こしていくということで、人口が減っていつてしまっていますので、やはり私も人を呼び込むとか、あとはここで定住してもらうということは本当に喫緊の課題で同じ気持ちですので、そこら辺の認識はどうなんでしょうか。

○滝川健司委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 この地域おこし協力隊の事業でございますが、都市から地方へ移住をしていただいて地域協力活動に従事をするということがまず地域おこし協力隊でございます。

本市におきましては、平成26年度からこれまで活動を続けてきまして、これまで農業振興であるとか、スポーツ、観光振興、それから再生可能エネルギーの普及促進など、幅広い分野についてその地域外から地域に人材を受け入れて隊員活動を地域の活性化に貢献していただけるような活動をしていただいていること、ひいては、そのまま新城市に定住をいただいて起業していただければという思いもございますし、そうしないといけないわけではございませんが、それを目指している制度、事業でございます。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。多様なところの側面でこうしたまちおこし協力隊の人たちの協力を多く取っていくということは必要な状況かなと思っておりますので、また引き続き多方面でそういった募集を行えるような形で検討をしていただければと思っております。

次に、2の1の9企画費、会議録作成システム導入事業になります。成果報告書では20ページになります。

2点あって、1点がA I 音声認識による自動テキスト化による効果を伺います。

2点目、自動テキスト化の精度はどのぐらいなのか伺います。

○滝川健司委員長 山口情報政策課長。

○山口貴司情報政策課長 1点目のA I 音声認識による自動テキスト化による効果ですが、A I 音声認識システムにつきましては、令和3年2月からの利用を開始しまして、3月末までの2か月間で全庁で110件、合計117時間分の会議録の作成がありました。

効果といたしましては、これまで会議録作成時間については会議時間の2倍以上の時間を費やしていたという状況でありましたが、システムの導入によりましておおむね3分の2以下に削減することができました。また、利用した課への聞き取りでは、「一から作る

必要がないために時間短縮につながった」という意見を聞いております。これにより、削減した時間をほかの業務に振り向けることができ、業務の効率化につながったものと考えております。

2点目の自動テキスト化の精度につきましては、録音された音声の質に左右されるところが大きいため、テキスト化後は一部確認・修正作業が必要になりますが、作成時間の短縮につながっております。

録音精度を向上させるために、ワイヤレスアンプ、ワイヤレスマイク、集音マイク・スピーカーなどを併せて整備しておりまして、これを使用することでテキスト化の精度を格段に向上させることができますので、録音環境を意識した活用をしたいと考えております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 では、この音声認識で3分の2の時間短縮を行ったという大変大きな成果、技術で皆さんの仕事が以前と比べて大分楽になったのかなと思います。その分、ほかの仕事にということに理解をいたしました。

全庁的ということなので、全ての課でできるのかなと思うんですが、これは議会事務局の仕事もこういった文字起こしとか多いと思いますし、あとはいろいろなまちづくり協議会とか、自治振興事務所関係のそういった個々の会議とかも多いかと思いますが、そういったところでもこういった録音されたもの、テキスト化に利用できるという理解でいいんでしょうか、伺います。

○滝川健司委員長 山口情報政策課長。

○山口貴司情報政策課長 全庁で利用できますので、各課の関係する会議について活用が可能ということです。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。そういった会議が多いところ、全庁で利用できるということにどんどん利用して、皆さんの仕事短縮につなげていただければと思っており

ます。

次に、2の1の9企画費、鳳来総合支所等周辺整備事業に入ります。成果報告書では22ページになります。

1点目、決算額が1億2,595万8,368円ありますが、主な内容を伺います。

2点目、契約金額5,940万円ですが、名古屋の設計事務所と契約をしておりますが、市内の事業者でやれない仕事だったのか、どういう内容だったのか伺いたいと思います。

○滝川健司委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 それでは、1点目からお答えをします。

主な内容としましては、委託料と用地購入費となっております。委託料としましては、基本設計・実施設計の委託料、それから地質調査委託料、用地測量の委託料、保健センター改修工事の設計業務委託料、物件調査委託料、アスベスト調査委託料で、これらの合計で5,532万3,840円となっております。

用地購入費としましては、3名の方の所有する土地の購入をさせていただきました。合計で6,729万4,660円となっております。

主要施策成果報告書の22ページでは、「開発許可申請を行う」という記載がございますが、県との協議によりまして「開発行為又は建築に関する証明書の交付申請の手続」に変更となっております。

2点目の契約金額で市内事業者はやれない仕事内容なのかという点でございますが、基本設計・実施設計につきましては、公募型プロポーザル方式で事業者を決定しております。参加資格につきましては、1つ目として愛知県内に本社、本店、支店または活動拠点を置き、一級建築士事務所の登録を行っていること。2つ目としまして、県・市町村庁舎等の基本設計または実施設計業務の請負の実績があること。3つ目としまして、平成30年度、平成31年度に新城市での競争入札参加資格を有していること。4つ目としまして、公告の

日から見積執行の期間において、指名停止の措置、暴力団排除に関する合意書に基づく排除の措置を受けていないこと。5つ目としまして、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

以上の要件を提示しまして、参加者を公募し、プレゼンテーションを実施しまして事業者を決定しました。

市内の事業者からは、参加申込みがありませんでした。

○**滝川健司委員長** 浅尾洋平委員。

○**浅尾洋平委員** それでは、再質疑に入りたいと思います。

用地購入費とか委託料で1億2千万円以上の内容ということで理解をいたしました。

この成果報告書の中にも開発許可申請を行うということ、そうした経過がありますが、そこで保健センターと一体化をする中で排水計画の調整に時間を要しておりということで、実施設計の時間が遅れたということなんです、ここら辺の状況がもしも遅れた状況等延期ということはあったのかどうか、伺いたいと思います。

○**滝川健司委員長** 松井鳳来地域課長。

○**松井康浩鳳来地域課長** 排水計画につきましては、当初は保健センターと計画します支所、仮称市民センターの建物で考えておりました。そちらの排水のほうをどこへもっていくかということの中で、現状では第一駐車場、それから保健センターの砂利の駐車場と高さが違いまして、舗装してある駐車場のほうが高さが高いわけなんですけども、そちらの地盤を下げることによって平面にします。

ただ、排水のほうをどこへもっていくかということでいろいろ検討した結果、保健センターの建物の西側、今回用地購入をさせていただいたところに向かって高低差が下がっていくものですから、排水のほうはそちらへ流すのが一番自然流下で効率がいいということに最終的にはなったわけなんです、そちら

の検討をするのにちょっと時間を要したというところでございます。

○**滝川健司委員長** 浅尾洋平委員。

○**浅尾洋平委員** 分かりました。隣の保健センターとの接続等でそういった排水の複雑な状況があったんだなということで理解をいたしました。

2点目のほうは、私自身はやっぱりこういった地元の建物等建てる時は、なるべく市の事業者さんにこういった仕事等やっていただければ、そこで税金も落ちますし、そこから納税の発生もしますしということで、活性化については地元の企業さんにやってもらえるといいのかなと思って質疑をさせてもらっていましたが、今回残念ながら市内の事業者がプロポーザルに参加していないということで残念だなと思いますが。

先ほど言った1から5のプロポーザルに参加する要件を満たした市内業者さんというのはそもそもあるのかなのか伺いたいと思います。

○**滝川健司委員長** 松井鳳来地域課長。

○**松井康浩鳳来地域課長** 参加申込みがなかったという点から考えますと、全て要件を満たすことの一部が欠けていたのかなとは思いますが。

○**滝川健司委員長** 浅尾洋平委員。

○**浅尾洋平委員** これは要望なんです、今後こういった公共施設等を建てる時は、なるべく地元業者さんも入れるような選定の仕方をやっていただきたいと切に要望いたしますので、次のまた決算等もあるかと思いますが要望をいたして、次の質疑に入りたいと思います。

次は、2の1の9企画費、シティプロモーション事業になります。成果報告書は34ページ。

1点目は、決算額の38万5,649円の中で、藤が丘にあるアンテナショップの経費は幾らになるのか伺います。

2点目、アンテナショップの効果を伺います。

○滝川健司委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 それでは、まず1点目の決算額38万5,649円の中で、藤が丘にあるアンテナショップの経費は幾らになるのかにつきましては、36万円がアンテナショップに関する経費となっております。

それから、2点目、アンテナショップの効果につきましては、本来であれば、藤が丘において新城マルシェを開催し、新城市の宣伝・広告を行って、イベントに合わせてアンケートを実施し、新城市の知名度調査等を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、令和2年度におきましては全て中止しております。

ただ、前年度までのアンケート結果においては、新城市の知名度については微増ということではありましたので、増加傾向かなとは考えておるところでございますので、アンテナショップの効果としては表れているのではないかと考えておるところです。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、再質疑で1点お聞きしますが、この36万円でアンテナショップの経費だよということだったんですが、こちらのほうは、主な内訳を教えてくださいんですが、家賃とかあとは人件費、そこで雇っている方が何人いるのか分からないんですが、そういった36万円の内訳等分かったら教えてください。

○滝川健司委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 36万円につきましては、一月3万円掛ける12か月で年間36万円となっております。一月3万円につきましては、藤が丘の商店街組合と新城市との契約によりまして一月3万円と決めさせていただいておりますので、その場所代も含めまして利用料ということになっております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 月3万円の中に、人件費というかそこでレジを担当する人もいるかと思うんですが、そういった人も含めて3万円という理解でよろしいですか。

○滝川健司委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 藤が丘の商店街組合の方にアンテナショップの部分もお願いをしておりますので、そこも含めてということではよろしいかと思えます。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

アンテナショップのほうもマルシェとかできなくて大変だったとは思いますが、また微増ということで効果があったということですが、そういったところも含めて充実を考えていただければと思っております。

~~~~~  
○滝川健司委員長 浅尾洋平委員の質疑の途中ですが、再開を2時50分として休憩します。

休 憩 午後2時41分

再 開 午後2時50分

○滝川健司委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

~~~~~  
浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑をさせていただきます。

2の1の9企画費になります。若者が活躍できるまち実現事業ということで、成果報告書が23ページになります。

1点目、若者議会への参加者が目標20人に対して実績値が16人とされており4人減っている理由を伺います。

2、25歳成人式の参加人数と効果を伺う。

3、若者チャレンジ補助金がゼロ事業とありますが、状況と今後の課題を伺います。

4、若者ITチャレンジ講習、また手渡しは最高のコミュニケーション事業とはそれぞれ

れどういう内容と効果があったのか伺う。

○**滝川健司委員長** 松下まちづくり推進課長。

○**松下領治まちづくり推進課長** 4点御質疑をいただきましたので順次お答えさせていただきます。

若者議会委員の募集につきましては、例年3月に募集開始をしておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響で、愛知県内の高校が休校となったタイミングと重なったことから、高校を通じた周知ができなかったことが例年と異なって、応募者が減少した要因であると考えております。

25歳成人式の参加人数と効果ということでございますけれども、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、各中学校卒業生で構成します実行委員会での協議を踏まえまして、令和2年度の開催は中止としました。

過去に実施しました25歳成人式においては、年々参加人数が増加しまして、事後アンケートの調査結果で高い評価を頂いております。このことから、進学や就職で本市を離れた若者が25歳成人式をきっかけに一堂に会し、同年代とのつながりを再構築し、郷土愛を育む一助になったと考えております。

また、令和2年度におきましても、開催はできませんでしたが、開催の是非を検討する中で、同級生に連絡を取り合い、つながりの再構築につながったという声も聞いております。

続きまして、若者チャレンジ補助金の状況につきましては、令和2年度には相談が2件ございましたが申請書の提出には至りませんでした。

今後の課題としましては、今年度から始めた中学生が地域と意見交換をするつながる地域と若者の輪事業や若者議会などで、若者が自らチャレンジする機会や機運をつくり、それを市や地域などがサポートすることが重要であると考えております。

4点目ですけれども、若者ITチャレンジ講習の内容につきましては、プログラミングの基礎を短期間で学び、その後オリジナルWebアプリケーションの作成技能が習得できる講座を開催する事業で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況により自宅学習となる回もありましたけれども、全16回を開催して、4名が通年で受講しております。具体的には、オンラインプログラミング学習サービスでありますプロゲートを活用しまして、2か月間で基礎を学び、その後の7か月間はオリジナル教材にてWebアプリケーション開発の過程を体験するなど1年を通して学ぶ内容となっております。

効果につきましては、すぐに出るものではないと思っておりますけれども、受講者は、将来の仕事に本事業で学んだ技術を生かしたいという志があることから、今後、市内に住みながらその技術を生かした仕事をしていただけることを期待しております。

若者議会の提案事業であります手渡しは最高のコミュニケーション事業につきましては、のぼり旗等の広報啓発グッズを作成しまして、イベント等で直接パンフレットなどを手渡ししながら、市や若者議会のPRをするものがございます。令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からイベントへ参加してのPRは実施しませんでしたけれども、今後は作成しました広報啓発グッズを活用しまして市や若者議会のPRを実施してまいりたいと考えております。

○**滝川健司委員長** 浅尾洋平委員。

○**浅尾洋平委員** それでは、再質疑をさせていただきますと思います。

まず、若者議会の目標20人に対し16人だったということで、コロナと休校が重なって4人減っているということだったと思います。

心配しているのが、若者議会メンバーの方々の多くが高校生であつたりとか大学生で、学業をもつての事業になるということで、非

常に忙しい中での仕事、事業になるのかなと思っております。そこで、なかなか20名の目標というのは、今回コロナということでありますが、非常にみんながみんな集まれる目標の20人定員に達するのかなというところが心配ではあって質疑をさせていただきます。

この事業は非常に、始まっていくとタイトな事業になっていないかなと心配でお聞きするんですが、要は時間外になっていないかということであったりとか、あとは会議の回数が多いのではないかと思うんですが、そこら辺学業との両立ができていいのかどうか。資料を見ますと、4チームで分科会が158回に上ということでありまして、あとはそういった答申等まとめるのに、その間会議があるかと思いますが、そういった状況はどうなっているのか伺います。

○滝川健司委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 いつも会議につきましては夜間に開催することが多いです。学校が終わってから、部活が終わってから皆さん、駆けつけていただいたりしております。

開催回数も確かに多くなってございます。昨年度につきましては、オンラインを活用しておりましたので、部活があって今から帰る、今からでは間に合わないということでこれまで参加できなかった方たちも、オンラインでちょっと場所があればそちらのところで参加もできたりというようなこともありました。その辺で参加者はふえておると認識しております。

会議の回数というのが物すごく多いということで、これは以前から課題になっておるところでございます。今後も効率的な会議の運営を、若者議会の委員のみではなく、周りを支える市外委員ですとか、メンター職員等としっかり打合せをして会議を行ってまいりたいと思います。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ぜひ、会議のスリム化とか、あと会議時間を少なくしていく、効率のいい会議を努力して、工夫をして、ちょっとでも抑えるように考えていただきたいと思います。

あと今、少しメンター委員の話も出たんですが、市民の声とか聞きますと、やっぱり若者議会以外のメンバーも非常に多いのではないかという声を聞くんですが、この会議をすると若者議会のメンバー、また市の職員、さらにメンターの職員ということで非常に多くの方々の取り巻きが多くて大所帯になっているのではないかなという指摘を受けているんですが、決算の中でそうしたメンターの人数、またそういった方々に経費がかかっているかと思いますがそういった課題、またどのぐらいのお金がかかっているのか、そこら辺をお聞かせください。

○滝川健司委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 メンター委員ですとか市外委員の分けで、いま現在資料は持っていないんですけども、若者議会の委員も含めてということをございますけれども、報償費として若者議会の委員会、それから全体会に参加するメンターの職員とそれから市外委員の報酬というところでは第6期、昨年度では273万3千円ということをございます。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 270万円以上、人件費だけでもかかっているということなので、ぜひそこもスリム化できるところはしながら、会議は人が多いと会議自体もまとまらなくなったりとかしますので、ほんとに会議を短くするためにもメンバーをスリム化しながらコンパクトにしていくということも必要かと思しますので検討していただきたいと思います。

次に、25歳成人式のことでお伺いしますが、参加人数というのは大体、年々広がっている、多くなっているということは今お聞きしましたが、具体的に大体どのぐらい1回に参加人

数というのはいるものなんでしょうか、伺います。

○滝川健司委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 確か、始まった頃は100人を切っておったかと思いますが、近年その倍近い感じですか、150、60人集まってきておるような状況でございます。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今、コロナの時代に入ったものですから、今後飲み会だとかそういった人との、前みたいなマスクなしでのコミュニケーション等が取ればいいんですが、時代がもうコロナの時代に代わったものですから、なかなかこういったお酒の席でみんなが集まってお話するというような事業が当てはまるのかどうかというのは、私自身まだ分からないなと思いますので、またそこら辺は状況を見ながらだと思いますが、検討していただければと思います。

次、若者チャレンジのほうでゼロの事業だということで理解をいたしました、相談は2件あったけれども結びつかなかったということでもあります。ということなんです、基本的に率直に言って、この若者チャレンジの補助金という形が現状に合っていないのではないかなと思うんですが。

つまり、若者のチャレンジというところが、なかなか若者だからチャレンジするところというのが非常に難しいのではないかなと私、思うんです。学業で忙しかったりとか、部活で忙しいという人がさらにまたチャレンジのことでというところの事業が考える時間もないし、若者議会はそこで吸収してしまっているという状況がある以上、こういったゼロ事業に今後なっていくのではないかなと思うんですが、そこら辺の課題とか、具体的な相談があったけれどもそこに結びつかなかった結果というのは、何か今後に生かす工夫だとかそういうものはあるんでしょうか。

○滝川健司委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 昨年度の2件、相談があったというものは、割と主体となるものが学校から相談があったような形ではあったんですけど、そうしますと若者の主体性というか、それが何か授業の一環ではないかというようなところがあって、そこが解決できずに申請には至らなかったというところがあります。

一応、今年度は1件採択をしております。確かに、中高生の活動がこの若者チャレンジ補助金では多いんですけども、やはり一般の方たちの活用が増えてくるといいなどは考えておるところです。

若者議会も含めて、あと若者議会のOB、OGのネットワークもあるものですから、そちらのほうにもこのチャレンジ補助金の周知も行って活用していただけるようにPRはしていきたいと考えております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、次のITチャレンジの報酬のことでお聞きしますが、これは4人の受講生ということだったんですがちょっと少ないのではないかなと思うんです。定員は何人だったのかということ、今後4人という非常に私自身、多く若者がいる中で4人だけが恩恵を受けるような事業というのがこのままずっと続いているのかなと、税の平等性なんです、その観点から思うと4人だけこういったものに受講して進めるという事業はどうなのかなと思うんですが、そこら辺の定員の数、またその観点等伺いたいと思います。

○滝川健司委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 昨年度のITチャレンジ講習の定員につきましては、6名を募集したところ4人が受講されたということでございます。

過去には、参加された人数も10名を超える、20名をちょっと切るぐらいの人数が受講していたというときもあったようですけども、



もともと若者のプログラミング、そういったことで起業をされる方たちを育成したいというようなことがあったんですけども、近年むしろ中高生の確かに学習のような形になってきておって、ちょっと目的と変わってきておるということがありまして、事業の見直しを行いまして今年度につきましては、このITチャレンジ講習は実施しておりません。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。現状等は分かりましたので、そういうふうな形で検討とか変更等を現場で行っているということで理解をいたしました。

それでは、次の2の1の12路線バス運行費、公共バス運行事業で、成果報告書は25ページになります。

1、Sバス新城地区・鳳来地区での利用者の増減や効果について伺います。

2、作手地区でのデマンドバス運行の効果や課題について伺います。

3、東三河公共交通謎解きイベント実施とありますが、主な内容を伺います。

○滝川健司委員長 白井行政課公共交通対策室長。

○白井 薫行政課公共交通対策室長 まず、1番目の御質疑でございます。新城地区・鳳来地区での利用者の増減や効果についてでございます。

新城地区・鳳来地区のSバス利用者につきましては、全体で7万8,913人でございます。前年度、令和元年度と比較しますと1万1,420人の減少という結果でございました。内訳につきましては、一般客が900人、小・中学生が1万520人の減少となっております。新型コロナウイルス感染拡大の影響による不要不急の外出抑制や小中学生の児童生徒数の減少に伴う利用者数の減によるものと推測しています。

効果につきましては、主に移動手段のない児童生徒の通学のため、高齢者や運転免許の

ない方等の通院、買物といった日常生活に不可欠な移動手段として御利用いただいていると認識しております。

続きまして、作手地区のデマンドバス運行の効果や課題についてでございますが、予約をすれば乗りたい場所から目的地まで運行する作手地区のデマンドバスにつきましては、令和元年度に比べ44%ほど利用者数が増えている状況でございます。主に、70歳代から90歳代までの女性の利用が多く、日常のお出かけの足として利用していただいております。これまで家に引きこもっていた高齢者が外出するきっかけとなっていることから、移動手段としてだけでなく、福祉的な効果もあると思っております。

今後につきましては、幅広い年代から利用されるようPRに努めてまいりたいと思っております。

3番目の東三河公共交通謎解きイベント実施につきましては、東三河8市町村の公共交通担当部署で組織します東三河地域公共交通活性化協議会において実施したイベントでございます。新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして、電車やバスなどの公共交通機関の利用者が減少している中、新しい生活様式を意識しながら、電車やバスを利用して楽しめるよう、駅等に用意されたヒントを基に東三河地域内の電車やバスに乗り、謎を解いていく東三河リアル謎解きゲームで、参加者の中から抽せんで景品が送られるという内容でございます。

令和2年9月19日から11月30日までの期間で、景品の応募者数は547名、QRコードへのアクセス数は5,787件となりまして、大変多くの方に参加していただいております。

本市におきましては、NHK連続テレビ小説「エール」のロケ地となった旧門谷小学校跡地が謎解きのポイントとなりました。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。

全体的なという形で1点だけお伺いするんですが、利用者の地域、新城と鳳来の地区では、前年度比と比べて1万1千人ちょっと減っていると、コロナの影響があつてということで理解いたしました。7万人ぐらいの利用があつたということで理解をいたしました。

そこで、成果報告書のところでの表で感じたことなんですが、鳳来地区の皆さんがSバスに乗ったときには、2万8千人の方々が乗っておられて、作手地区の皆さんは3,200の方が足軽線等利用したよという資料をもらいました。

そこで、2つを比較しますと、決算額では、鳳来では3,800万円ほどの運用費で鳳来地区の人たちを2万8千人ぐらいの方を乗せているということで、一方作手の運行費は2,400万円で大体3千人の方の利用があるということなんですが、ちょっとこの利用者数の人数の比較と決算額の金額の比較をすると作手地区の運用のほうが高いのかなと感じるんですが、そこら辺何か理由があるのか。それとも、全然これが普通ですよということなのか、素人なものですから分からないもので教えていただければと思います。

**○滝川健司委員長** 白井行政課公共交通対策室長。

**○白井 薫行政課公共交通対策室長** すみません。それを基にした資料がございませんので正当なのかどうなのかというのが分かりかねるところがあるんですが、鳳来地区も作手地区も、委託の仕様書によりまして入札によって決められた業者でやっていたおるものですから、どちらかが効率的なのかという差はないと考えております。

**○滝川健司委員長** 浅尾洋平委員。

**○浅尾洋平委員** 分かりました。資料がないものですから、また後でもいいかと思いますが、差がないということだとは思いますが。

ただ私、さっと見たときに鳳来地区の運行

は5車線の運行費になっていまして、単純計算で割ると1車線当たり760万円ぐらいになるかなと。作手のほうは2車線の運行になるのかなと思って、1車線当たり1,200万円のあれかなという単純計算の比較で思ったことなんですけど。

1つ違うところは、オンデマンド運行をやっているのが作手なものですから、このオンデマンドの運行がかなり手間暇がかかって単価が高いのかなとは、推測ですけどそう思ったのでこの質疑をさせていただきました。

ですから、ちょっと急な再質疑だったものですから書類がないということなので、また分かったら、後日、今でなくてもいいのでお答えいただければと思います。

次の質疑に行かさせていただきます。

2の1の12路線バス運行費、高速バス運行事業になります。成果報告書は26ページになります。

1問目、バスの1台当たりの平均乗車人数を伺います。

2点目、目標人数は4万5千人に対して、実績値は7,357人と大幅な開きがあります。主な理由を伺います。

3点目、決算額の3,435万4,396円の中には補正額は入っているのか伺います。また入っていれば補正額は幾らなのか伺います。

**○滝川健司委員長** 白井行政課公共交通対策室長。

**○白井 薫行政課公共交通対策室長** まず、バス1台当たりの平均乗車人数というところがございますが、令和2年度の高速乗合バス山の湊号の1台当たりの平均乗車人数でございますが、1年間で7,357人の利用があり、1,748便運行しましたので、1便当たりは4.2人となります。

続きまして、目標人数は4万5千人に対して実績値は7,357人ということでございますけれども、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けまして、令和2年4月20日から4月

28日までの期間の平日7日間を土日の休日ダイヤの1日2便で、また、4月29日から6月21日までの53日間を全面運休としました。その後も緊急事態宣言や愛知県まん延防止等重点措置など不要不急の外出自粛の広がりを利用者の減少につながったものと認識しております。

補正額につきましては入っておりません。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 すみません。今、答弁していただいたんですが、補正額は幾らなのかと、補正額の金額をまだ言っていないかと思うんですが、分かったら教えてください。

○滝川健司委員長 白井行政課公共交通対策室長。

○白井 薫行政課公共交通対策室長 補正額については入っておりませんということで御答弁申し上げました。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 では、補正額は今のところ幾らかということは分からないということでもいいですか。

○滝川健司委員長 白井行政課公共交通対策室長。

○白井 薫行政課公共交通対策室長 補正額の意味が何月補正とかというところの補正額というところでは入っておらないのでございます。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 補正額の意味なんですけど、45人乗りのバスで25人以上乗れば黒字になるんですが、平均、今も4.2人ということだと差額が赤字になってしまっていて、その赤字分を補填するというもので、その額は幾らかということで補正額としたんですが、そこら辺が決算で出るかなと思ってこういうふうにかかせてもらったんですが、その額等どうなんでしょうか。

○滝川健司委員長 白井行政課公共交通対策室長。

○白井 薫行政課公共交通対策室長 令和2年度の運賃収入の確定後の精算額というところでのよろしいでしょうか。その額ですと、778万8,740円です。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

そういう形で、コロナもあったかと思いますが、45人乗りに4人から6人しか乗っていないバスに3,500万円、また補正確定の補助金、赤字の補填も700万円あるということで、非常になかなか私自身はこのバスの利用者は少ないと思うんですね。

この恩恵が受けられるバスに乗る人はいいますが、こういった3,400万円もの税金が投入されて乗れるということなんですけど、みんながみんな高速バスに乗って名古屋によく行くわけではないものですから、やはり4万都市の人口で恩恵が受けられる人と受けられない人への不平等な税金の使い方になりかねないなと思っていますが、そこら辺の認識というのは市の決算額、これら見て課題とかそういったものを考えているということはないんでしょうか。

○滝川健司委員長 白井行政課公共交通対策室長。

○白井 薫行政課公共交通対策室長 やはり、この令和元年度までの人数につきましては微増でありますけれどもふえてきておまして、少しずつではありますが皆さんに知っていただいて、乗っていただいておりますはありまして、ただ今回コロナのために45%ほどの大きな減になってしまったというところは、これは否めないところかなと思っております。

PRの件につきましても、令和2年度としては思っていたところで実施できないところもたくさんありました。今後、令和3年度についてもまだ緊急事態宣言等々ございまして、動けないところもあるのでございますが、知っていただく、PRさせていただきます。そして、

乗っていただくというところで今後PRをしていきたいと考えております。

○**滝川健司委員長** 浅尾洋平委員。

○**浅尾洋平委員** 知ってもらうように頑張るという答弁だと思うんですが、やはりこの事業を始めてから数年たつんですけど、やっぱり1台当たり4人から6人、7人ぐらいという状況が続いているわけですよね。すごくみんなが20人以上乗るとか、24人以上乗るといような黒字になるということは今までになかったわけで、やはり財政が今、困難な市ですよね。そういった中で、人口も減っていくし、年間3,400万円以上もここに費やすお金というのはやっぱり僕、難しい。逆に、中止するべきではないかと思うんです。

こういった3,400万円あれば、ほかの交通公共のバスの充実にも使えると思うんですが、4人から7人しか乗らないようなバスなんですけど、この決算をもってしてもいろんなPR、皆さん頑張っているのは僕も認めますけど、そういったことをやってきても、結局10人以上いかない、20人以上もいかないという状況で繰り返していますので、ここで決断して、この事業は一旦中止ということはこの決算で考えるべきだと思うんですが、そういった庁内の検討、また市民のそういった声、議員からのこういった声、そういったことは考えないのでしょうか。また、このまま続けるというスタンスなのか、伺いたいと思います。

○**滝川健司委員長** 白井行政課公共交通対策室長。

○**白井 薫行政課公共交通対策室長** 非常にごもつともなお話でございますが、今のところですけども、この高速バス、通学、通勤、通院の方もいらっしゃると思いますので、この事業は継続していきたいと考えております。

○**滝川健司委員長** 浅尾洋平委員。

○**浅尾洋平委員** そういう答弁ということであれですが、やっぱりいろんな意見等聞いて、検討をしていただきたいとは思っています。

次に行きたいと思います。

2の1の15行政対策費になります。地域集会施設移管事業、成果報告書は27ページになります。

1点ありますが、地域集会施設等移管事業では実績値としてゼロ件と、譲渡物件もゼロ件と書いてあるんですが、決算額が104万5,370円とあるんですがこの内容を教えてください。

○**滝川健司委員長** 中山財政課資産管理室長。

○**中山恭成財政課資産管理室長** 決算額104万5,370円につきましては、細川会館の敷地を細川区自治会へ譲渡するために、土地の測量分筆登記業務を委託した費用でございます。

これによりまして境界が確定し、前回6月定例会におきまして細川会館敷地の譲渡をお認めいただいたというものでございます。

○**滝川健司委員長** 浅尾洋平委員。

○**浅尾洋平委員** 分筆の件だということで理解をいたしました。

次の質問に入ります。

2の1の16地域自治区費、地域自治区運営事業になります。成果報告書は28ページから30ページになります。

1、地域協議会委員218名への総人件費は幾らなのか伺います。

2、地域自治区運営に当たり課題を伺います。

3、自治振興事務所長は現在何人いるのか伺います。

4、自治振興事務所長の報酬5名分で1,560万円の内訳を伺います。

5、費用弁償5人分の13万8,872円の内訳を伺います。

○**滝川健司委員長** 加藤自治振興課長。

○**加藤千明自治振興課長** 順次お答えさせていただきます。

1番目、総人件費ですけども、市内10地域自治区の地域協議会委員への総人件費は

669万6,105円です。

2番、課題です。地域自治区運営事業には、地域計画の見直し等もあります。その課題の1つとして、地域協議会委員の任期が挙げられます。委員の任期は2年となっていますが、地域の役職者として委員に選出された方は、その任期と同時に辞任されるので、委員を1年間で終えられております。地域計画の見直し検討には、1年を越える期間も要することもありますので、検討される委員さんには1年以上地域協議会に関わっていただけるのが最良と考えております。

その解決方法として、地域計画の作成に関わった協議会OBが地域計画の進行管理や見直しに関わっている協議会があります。OBと現役が融合し、うまく機能していると聞いております。地域自治区制度も、開始から8年6か月となりましたが、その間多くの方が協議会に関わられています。今後は、協議会OBの皆さんの御協力も必要になってくると考えております。

3番目、自治振興事務所長なんですけれども、現在5名です。

4番目、報酬の内訳ですが、所長お一人当たり月額22万円のほか、担当地区割として一地区につき月額2万円をお支払いしております。

5、費用弁償13万8,872円の内訳、通勤手当が2名分7万4,344円、協議会等開催時の旅費が4名分で6万4,528円となっております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

こちらのほうは、今、この地域自治区の所長は5人なんですけど、10人が目標っていうことでいいんでしょうか、伺いたいと思います。

○滝川健司委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 自治振興事務所長の目標は10名ではありません。地域マネージャー制度の導入の目標が10名という話はさせ

ていただいておりますけれども、所長は10名とは目標にはなっておりません。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 じゃあ、今、所長については5名ということで完了ということではよろしかったでしょうか。

○滝川健司委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 5名がずっと続くわけではなくて、地域自治ですので地域の方と話し合いをしながら、また減ることもありますし、ふえることもあるかと思えます。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。では、自治区は10か所あるものですから、みんながそれぞれ10か所の地域の人たちが所長が欲しいということになれば最大10名になって、また地域で所長は要らないよとなればまた5名以下とか5名とかという所長の認識でよかったですでしょうか。

○滝川健司委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 地域が所長さんがうちに欲しいとかっていう話ではなくて、今後、前に議員さんたちにお話をさせていただいたのでちょっと混同されているかなと思うんですけれども、今、地域計画ができて、それぞれの地域が自分たちで意思を持ってまちづくりをしようという流れになってきております。

そうした中で、地域を経営するマネージャーが10人必要になってくるのではないかという話は提案させていただいたということなんですけれども、事務所長に関しましては地域マネージャーが自治振興事務所長と重なる部分がありますので、地域マネージャーが10人ということはありませんけれども、地域のほうが事務所長を10人欲しいとかっていう事務所長の選び方はしていません。

ちょっとうまく説明できなかったですけど。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 すみません。ちょっと答弁

とこちらの意図がかみ合っていないのかなと思ったんですけど。

自分としては、単純に自治振興事務所長は何人最大いるのかなと思って質疑させていただきました。自分の中では、10か所自治振興の区分けになっているものですから10か所の所長さんが最大いるのかなと思って聞いただけでありますが、そこら辺の意思疎通が図れなかったかなと思って聞いたということです。

ですから、10名が大体、今は5名なんだけれども、みんながそれぞれ地域に欲しいということになっていけば、最大10名が所長さんがいる人数かなと思って聞いただけです。

何で聞いたかという、なかなかこの自治振興事務所長さんの名前の紹介がホームページ探してもないものですから、だから誰が所長さんになってというのがかなり、僕の検索の仕方が悪かったのかも分からないんですが、協議会員の人たちの名簿は分かるんですけど、所長さんの名前がホームページに市のところで幾ら探しても分からなかったのでお聞きしたんですが、そこら辺の認識どうでしょうか。

○滝川健司委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 ホームページに所長さんのお名前は上げていないです。ただ、地域協議会だとか、いろんなところで紹介はさせていただいております。

もう一度、先ほどの10人という話になるんですけども、今、私たちは所長さんが2地区を受け持っておったりだとか、4地区を受け持っておる所長さんも見えます。何でもかんでも市のほうが所長さんを契約で報酬をお支払いして雇うものですから、地域のほうはどういったまちづくりをしていく中で事務所長というところにつながってくると思うんですけども、地域が欲しいから「はいはい」という形なのか、今、そこからさらに一歩ステップアップして地域マネージャーということを考え出している地域もありますので、地域マネージャーができることに関しては、

民間の事務所長さんはいないという認識でおります。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。ホームページに載せていないということですので、ぜひここは税金を払っていますので、月に22万円ということで皆さんにお支払いしていますのでどんな方がされているということで、分かるためにもホームページは、やっぱり情報公開の意味もありますので、載せていただきたいと思うんですがどうでしょうか。

○滝川健司委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 検討してまいります。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 よろしくお願ひします。皆さん、一生懸命仕事をされておられますので、どんな方が所長さんだとか、どこが担当だとかというのは、やっぱり知っていただけるのはいいかなと思って、よろしくお願ひしたいとお伝えさせていただいたということでよろしくお願ひします。

次の質疑に入ります。

2の1の16地域マネージャー制度の調査研究事業ということで、成果報告書は33ページになります。

1点ございます。令和3年度以降の具体的な取組方針を決定することができたとありますが、主な内容を聞かせてください。

○滝川健司委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 令和2年度の地域マネージャー制度調査研究事業では、地域マネージャー制度の導入に向けて課内プロジェクトチームを編成し、検討した結果の取りまとめを行いました。このまとめの中では、令和3年度から希望する地域自治区ごとに、地域マネージャー制度に関する検討会を設置し、地域の実情に即した在り方について検討し、準備が整った地域自治区では制度の導入を進めていくこととしております。

しかし、地域マネージャーの導入については、地域協議会のみだけでなく、地域の組織、団体、住民皆様の御理解と御協力が不可欠であるため、それぞれの地域で丁寧に合意形成を図っていく必要があると考えております。

○**滝川健司委員長** 浅尾洋平委員。

○**浅尾洋平委員** それでは、1点だけ確認させてもらいたいんですが、この地域マネージャー制度の役割が、私にとってはなんですが、市民任用の先ほど言った自治振興事務所長のお仕事とダブるイメージがあるんですね。

そこで、役割は違うのかというのをお聞きしたいのと、あと役割のすみ分けをしっかりと考えているのかどうか、またそうではないのか、そこら辺のイメージ整理、ルール整理をどう考えているのか伺いたいと思います。

○**滝川健司委員長** 加藤自治振興課長。

○**加藤千明自治振興課長** 先ほども説明いたしましたけれども、令和2年度をもって全ての地域自治区で地域計画が作成されました。それに伴いまして、地域では意思を持って自分たちでまちづくりをしようと考えております。

その中で、持続可能な住民自治の実現を継続していくためには、やはり地域計画を住民が主体となって行っていくということが必要だと考えております。そうしますと、地域計画を進めるマネージャーという人は人材を育成したりだとか、団体をつくったりだとか、団体を連携させたりだとか、また資金のことだとかいろんなことを考えていかなければなりません。それをやっていただくのが市民なんです。

自治振興事務所長でも、確かに、実は地域のほうからすごく自治振興事務所長さんが信頼を受けておって、そういったものを作ってほしいと言われておる所長さんも見えますけれども、そこをイコールとして考えてしまうのではなくて結果的に一緒になる場合はありますけれども、基本は地域でそういった人を

探していただくというか選んでいただくというか、そういうふうになってくると考えております。

今の自治振興事務所長は、市側のほうがお選びしております。

○**滝川健司委員長** 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、5番目の質疑者、澤田恵子委員。

○**澤田恵子委員** それでは、歳出2の1の9企画費、地域おこし協力隊運営事業、主要施策成果報告書の19ページです。

この事業の成果と今後の取組について市の考えを伺う。

○**滝川健司委員長** 杉浦企画政策課長。

○**杉浦達也企画政策課長** 都市から地方へ移住をして、地域協力活動に従事する地域おこし協力隊について、本市では平成26年度から現在までの間に9名の隊員が活動してきました。そのうち令和2年度、昨年度においては、スポーツツーリズム推進課で受入れをしております1名が現役の隊員として地域内外の人々と交流を深めながら、サイクルツーリズムの推進活動に取り組んでくれております。

成果ということですが、これまで農業振興やスポーツ観光振興、再生可能エネルギー普及促進など幅広い分野において地域外の人材を受け入れて、隊員の活動により地域の活性化に貢献をしてまいりました。また、任期終了後も3名の隊員が本市に定住をするとともに、起業をされて活躍の場を広げていただいております。

今後も関係各課と調整を行いつつ、地域活性化につながる活動について地域おこし協力隊員の募集をしていきたいと考えています。

○**滝川健司委員長** 澤田恵子委員。

○**澤田恵子委員** それでは、今の地域おこし協力隊運営事業は、先ほどから小野田委員、そして浅尾委員からの質疑に答弁をさせていただいた部分がありますので、大分理解はできております。

違った方面から再質疑をさせていただきます。

こちらの事業において、3名の方が新城市に定住していただいているということで、1人は古民家の経営をしていらっしゃる、もう1人の方はスポーツツーリズムダモンデ、それからフォレストエネルギー、湯谷温泉の加温施設のほうで市の委託を受けて働いていらっしゃる。こういったことでよかったですね。

それで、せっかく平成26年度からこの事業を始めて3名の方が新城市に定住していただいたということで、これをさらに、せっかくここまで進めていただいているので、この後、市の行政側としてこういった既に定住していらっしゃる方に今後も協力体制をしながらもっと知り合いたとか、そういう発信をすることで広げていくという市の協力体制というのはできていくのでしょうか。

○**滝川健司委員長** 杉浦企画政策課長。

○**杉浦達也企画政策課長** 3名が定住をされ、起業をされた方々が今後新城市にお見えになるであろう地域おこし協力隊員に対して発信をしていくかどうかと、そういうふうにお聞きを今して、お答えさせていただきたいと思うんですが、それでよろしかったでしょうか。

○**滝川健司委員長** 澤田恵子委員。

○**澤田恵子委員** 今、例えば、こういった地域おこし協力隊の運営ということに関して、各地で行っているわけで、例えば新城市に興味を持っていただけるような方、そういった方たちに新城から、そして定住した方たちから発信をして新城に入ってきていただくという体制を市として応援していただけるのかなということです。

○**滝川健司委員長** 杉浦企画政策課長。

○**杉浦達也企画政策課長** 令和2年度の決算としまして、この地域おこし協力隊員の活動を紹介させていただきました。

既にそれぞれの隊員においては、個人それぞれでSNSを活用されて、いろんなところ

に情報発信をされていらっしゃると思いますので、そこがつながって新城市に興味を持ってこちらのほうにお越しいただく方も当然おみえになりますので、そうした活動を通じてそれぞれの分野においでいるんな方に新城市を紹介をしていただいているものと考えておるところであります。

○**滝川健司委員長** 澤田恵子委員。

○**澤田恵子委員** もう既に発信をしていただいているということで、令和2年度は募集を一切しなかったと、そういった事業がなかったという御説明でしたけれども、やはりせっかく始めた事業ですので、令和3年度は予算はついているのでしょうか。

○**滝川健司委員長** 決算ですので、令和3年度予算のことはちょっと。再度お願いします。澤田恵子委員。

○**澤田恵子委員** 令和2年度は募集をしなかったということで、今後市としてはもうそういった事業を継続的に進めていくような方策とかいうものを持っているのでしょうか。教えてください。

○**滝川健司委員長** 杉浦企画政策課長。

○**杉浦達也企画政策課長** 令和2年度につきましては、新規の隊員の募集は行っておりません。令和元年度に募集をした方が2年目の活動を1名しているというところでございました。

今後につきましても、関係をする各課と調整をしながら地域おこし協力隊員の活動が必要なところがございましたら、庁内でも調整を図りながら随時必要な場合に募集をしていきたいと考えております。

○**滝川健司委員長** 澤田恵子委員。

○**澤田恵子委員** せっかくですので継続の事業にさせていただけるといいかと思います。

それでは、次に参ります。

2の1の9企画費、鳳来総合支所等整備事業、94ページ。主要施策成果報告書の22ページです。



総事業費の概算金額は幾らか伺う。

これについては、予算委員会、そして本日の質疑からも答弁を頂いておりますので内容は分かりました。

それでは、別の方面から再質疑をしたいと思います。

この総合支所の基本計画の中で、現支所の建物の跡地利用についてを折り込まれているという説明がありましたけれども、この跡地利用の要件等はどういうものがあるか教えてください。

○滝川健司委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 跡地利用の要件等につきましては、今後検討して跡地利用を考えていきます。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 私が当初お聞きしましたら、新しい支所を建てるためにはこの跡地利用が決まらないとお聞きしていたものですから、そうしましたら、その後跡地利用の計画に折り込んであれば、新しいところの、前の駐車場のところに建築は可能だとお伺いしたんですけども、せっかく広い土地になりますし、今のものを壊して何かを建てるのか、そのまま利用するのかというところもまだ決まってませんか。

○滝川健司委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 取り壊す、取り壊さないも含めて検討してまいります。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 分かりました。

それでは、次に参ります。

2の1の9企画費、若者が活躍できるまち実現事業、96ページ、主要施策成果報告書の23ページです。

(1) 若者議会運営事業における成果を伺う。

(2) 今後この事業を推進するに当たり課題を伺う。

(3) 若者議会PR活動の成果について検

証をされたか。

以上、3点お伺いします。

○滝川健司委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 浅尾委員の質疑のところでは修正があるんですけども。

○滝川健司委員長 修正をしてから、澤田委員の質疑に答えてください。

○松下領治まちづくり推進課長 申し訳ございません。

先ほど、私が浅尾委員の質疑で、若者ITチャレンジ講習の定員について6名とお答えしましたけれども、5名の誤りでございましたので修正させていただきます。

それでは、澤田委員から3点御質疑を頂きましたので、順次お答えをさせていただきます。

若者議会運営事業につきましては、5名の市外委員、4名のメンター市民、5名のメンター職員の協力を得て、16名の若者議会委員が市長の諮問に応じ、若者総合政策の策定や実施に関する事項を答申できるよう運営を行ったものでございます。

令和2年度の第6期若者議会では、全員で行う全体会を14回、4つの検討テーマに分かれた委員会ごとの会議を158回行いました。

さらには、市議会議員との意見交換会、これは議員さんたちには一部ではございましたけれども行いました。それから、日本青年会館が主催しました全国まちづくりサミット2021での事例発表、それから他市で設立予定の若者議会委員候補者との意見交換なども行いました。

令和2年11月6日には4つの事業を答申し、令和3年3月22日には若者議会の運営改善に関する事項について報告をしました。

成果としましては、オンラインによる会議を導入し、コロナ禍においても政策検討を行うことができ、市長答申までに政策をまとめることができたことでございます。

また、多くの視察受入れや意見交換を続け

てきた結果、近隣や県外の市において、若者議会等が設置され出したことも成果と考えております。

2点目の今後の課題としましては、先ほど浅尾委員の御答弁でも説明させていただきましたけれども、委員募集から答申までの期間が短いことから、短期間で結論を出すことにより、若者の負担が心配されるということでございます。委員募集の開始時期を見直すとともに、短い時間でも効率的な会議となるよう会議運営に工夫が必要と考えております。

また、コロナ禍において、オンライン会議や対面とオンラインの併用による会議を実施しておりますけれども、感染防止や委員が会場まで移動せずとも会議ができることによる会議参加率の向上というメリットがある一方で、オンライン参加者は会場の雰囲気伝わりにくく発言がしにくいといった意見もございましたので、オンライン会議の運営についても改善が必要であると考えております。

続きまして、若者議会PR活動につきましては、第5期若者議会の提案事業であります手渡しは最高のコミュニケーション事業の一環で行う事業でございます。具体的には、のぼり旗等の広報啓発グッズを作成して、イベント等で直接パンフレットなどを手渡ししながら、市や若者議会のPRをするものでございます。

令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からイベントへ参加してのPRは実施しませんでしたけれども、今後はこの広報啓発グッズを活用して、市や若者議会のPRを実施していく予定でございます。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それでは、再質疑に入ります。

(1)の再質疑から行きます。この成果についてですけれども、若者議会も今、いろいろな活動をして成果を上げていると思うんで

すけれども、この成果を上げることによって市、そして若者議会の委員の方たちにどういった影響が出ていると市は考えていらっしゃるのでしょうか。

○滝川健司委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 若者への影響ということでございますけれども、若者議会に応募してくる委員皆さんそれぞれが、新城をよくしたいという気持ちで入ってきてはおりますけれども、この若者議会の委員を通して、1年間を通して、より新城を知るんだとか、ほかの委員さんたちの意見を聞いて自分の考えと違うであるんだとか、あと発言がなかなかしにくかったけれどもできるようになったというようなことで、自己成長の場でもあるかと思えます。

そういったことが、ほかの市町村の視察であったりだとか、いろいろなシンポジウムとかで事例発表するという、そういった経験もかなり成長につながっておるかなと思っております。

また、そういった面をほかの市町村がいいと感じて、広がりが生まれてきているかなと感じております。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 私も、他市でもやはり新城と同じように若者議会を開設するという動きが出ていることはお聞きしております。

ここで、若者議会と若者会議、使われるところが名前が違うところもあるんですけども、これについて若者会議と若者議会、これはどういうふうの違いがあるのでしょうか。

○滝川健司委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 この名前ですけれども、近隣でいきますと豊橋市ですと若者議会とっておりますし、昨年度意見交換をした青森県の平川市ではユース議会とっております。あと大阪府の富田林市では若者会議とやっぱり言っております。そこら辺は、制度上そう変わりはないんですけども、

あとはそれぞれの市での考えによるものかなと考えております。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それぞれ市の考え方によって名前が変わっているということで理解しました。

こういった若者に成長してもらうためのそうした施策というのはすごく必要だと思うんですけども、私が見ていまして行政が主導になっていくような感じがちょっと見受けられたんですね。最終的に答申に持っていくところがどこかというのを行政があえて持っていくように見えるところがあったものですから、やっぱりそれも1つ指針としてこういうふうな形でやっていくんだよっていう見本という形で受け止めればそれはそういうこともあるのかなと思いますけれども。

この参加してくる若者たち、若者議会に参加される方、結構ローテーションはしているのか、ある程度同じ方が2年目、3年目も引き継いでいるのかその辺の事情を教えてください。

○滝川健司委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 若者議会の委員さんは1年の任期ということですが、再任は妨げないということになっております。続けて翌年度も委員に応募されてくる方もいらっしゃるれば、高校生の頃に委員として参加しておったのが社会人になってからまた再度違う考え方で委員になってみたいというような方もいらっしゃいます。

委員さんの多くにつきましては、やはり元委員の経験者の方からの誘い、そういう方がやはり多いという状況でございます。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 せっかく1年ごとだということで、ほんとでしたら1年ごとだとなかなか慣れた頃に代わってしまうということもあって、やはりその辺はまた翌年もということはいいいのかなと思ってみたりとか、い

ろんな若者の方にこういった機会を持っていただくということを考えると、やはり1年ごとに交代をしていくということも大事なのかな、いろいろな面で能力を、今、能力がなくてもやっているうちに能力を発揮される方も見えるので、そういった形で市のほうはどのように、今、20人募集しても16名しか来なかった。その実情も踏まえて、どういうふうなお考えかお聞かせください。

○滝川健司委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 若者議会の委員さんが、確かに毎年毎年変わられるということも新鮮な意見を取り込んでいくということでは必要かと思えます。

あと、若者議会の委員を経験して翌年はメンターの委員さんになられる方もいらっしゃいます。それで、「私たちのときにはこういうような考え方をしていましたよ」ということを、現役の委員さんに伝えていただくということで、若者たちが同年代の子たちとサポートし合うというような今の会議の体制というのは、必要なことかなと考えております。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それは理解いたしました。

次に、3番目の若者議会のPR活動の件なんですけれども、以前も漫画を使った若者議会のPRだとか、いろいろなところに出向いてのPR活動をしていらっしゃると思うんですけども、委員の本人たちがそれをどのように継承しているのか。そして、行政側がそれについてどのように検証しているか、違う立場でどのように考えているかということをお聞かせください。

○滝川健司委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 この手渡しは最高のコミュニケーション事業につきましては、第5期の提案でございまして、令和元年のときに実際に自分たちが藤が丘のマルシェであったりだとか、新城の軽トラ市のほうで実際にパンフレット等を持って行って現地

の方たちと話を積極的にして、で、新城を知っていますかですか、新城で行ったことがあるとはどこですかというようなことを現地で調査をしたということです。

当然、人にそういう話をするという事は、自分たちも新城のことを知っておらなくてはなかなかできないということもあります。こういったPR活動、直接市外の方たちと触れ合うという活動というのは、すごく友好的だということを当時の若者議会の子たちがブログのほうでも書いておるといことです。

行政としまして、若者が実際にそういう場所でPRをするという事は市外の方たちにとっても、市の職員がPRをするわけではなく、実際に住んでいる方、特に若い方がPRをしていくというのはすごく有効なことかなと感じております。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 有効なのは、どのように効果があったのか、例えばPRすることによって新城市の観光事業だとか、こういったところに成果があったのか。ただ、若者議会を知っただけでは成果とは言わないと思うんですね。若者議会が何をやっているかということを知った上で、協力体制なりそういったものというのは必要になってくると思うんですけど、PR活動に意味するところ、ただ知ってもらっただけではあまり意味がないと思うので、どうなんでしょうか。

○滝川健司委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 この事業ですけれども、実際に若者が活動することに意義があると考えております。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 分かりました。

それでは、次に参ります。

2の1の12路線バス運行費、高速バス運行事業、100ページ、主要施策成果報告書の26ページです。

(1) 成果実績において目標値4万5千人

のところ、実績値7,357人をどのように評価しているのか。

(2) 年間の運行事業費3,435万4,396円について無駄ではないのか。

お答えください。

○滝川健司委員長 白井行政課公共交通対策室長。

○白井 薫行政課公共交通対策室長 澤田委員のお答えの前に、浅尾委員から頂いた件を答えてもよろしいでしょうか。作手のバスのほうが割高に感じられるというところでございます。すいません。そちらをまずお答えさせていただきたいなと思います。

○滝川健司委員長 許可します。

○白井 薫行政課公共交通対策室長 作手のあしがる線、オンデマンドバスを運行してあるんでございますが、こちらは予約に対して運行するという状況になっていまして、2台用意させていただいておりまして、お2人の運転手を常に配備、準備させていただいておる状況でございまして、運行委託料のほうが人件費に伴うものですからお高いという形に数値的にはなっておるといところでございます。

また、Sバスの鳳来地区の件につきましては、湯谷温泉もつくる新城線というこれは令和2年10月1日から新設されたバス路線でございまして、布里田峯線の運行しているバスをこの10時台から4時台の時間を利用して湯谷温泉もつくる新城線という新規路線に名前を変えて生まれ変わったような状況になっていますので、これは5路線という形であるんですけども、実質を言いますと4便、4路線という形で考えております。

というところで、割高感という形ではないのかなと思っております。

それでは、澤田委員の高速バス運行事業につきまして御答弁申し上げます。

成果実績において目標値4万5千人のところ、実績値7,357人をどのように評価するか

との御質問でございますが、利用者については、令和元年度実績までは、緩やかではありますが着実に増加してまいりました。しかし、令和2年度の実績につきましては、前年度比約45%の大幅な減となりました。この大きな要因につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響による運休、外出自粛、大学でのリモート授業等によるものであると考えております。

また、コロナの関係で藤が丘中央商店街の振興組合や長久手市、愛知高速交通株式会社等との連携によるPRイベントも全て中止になったことや高校生割キャンペーン等の利用促進策も思うように実施できない状況でありました。このような状況下でも、山の湊号を通学、通勤、通院で生活路線として利用してくださる方や、ふだん離れて暮らす家族の元へ帰省するために利用してくださる方もいらっしゃいます。

コロナ禍後の新しい生活様式として、そのような利用がふえていくのではないかと期待しているところです。

続きまして、年間の運行事業費3,435万4,396円について無駄ではないのかという御質問でございますが、高速乗合バス山の湊号の運行経費及び必要なPRのための経費でございますので、無駄とは考えておりません。

このような状況下でも使っていただいているところ、また離れて暮らす家族の元へ帰省するために利用していただいている方もいらっしゃいますので、無駄とは考えておりません。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 (1)については、先ほど浅尾委員に御説明をいただいたんですけども、実際にコロナによって随分と乗客数が減ったと言われておりますけども、(2)のほうにも及びますけれども、3,435万4,396円、こちらのほうの運行事業費になっているんですけども、そして、補填した金額が約

778万8千円、そうしますと約4千万円以上になるわけですね。果たして、この金額、幾らコロナ禍と言いながら、私が無駄だというのは、このお金をほかに使えるのではないかと思うんですね。

そして、通院、通学、通勤と言われていまずけれども、1便当たり4名、この4名が少ないからこれを使うな、確かに私、思うんですよ。年間4千万円使って、この方たちの安心・安全、便利性、いろんなことを考えてあげるといのもいいかもしれませんが、これは公平公正さを保つべき行政としてはどうなのかなって思うんですよ。やはり、ほかにやることはたくさんあります。それを考えたときに、これで納得ができないと思うんです。今、地域の住民の方たちががらがらのバスが走っているのを見ると心が痛い。税金をばらまいて走っているような気がしてどうにか止めてほしいという意見がたくさんあるんですよ。

やはり、そういったことにも耳を傾けながら行政というのは進めていただきたいと、私、思っています。

それから、無駄だって私が言ったんですけども、それを必要だと言われたんですけども、どうなんでしょうね、市民の声、耳に入らないかどうかお聞かせください。

○滝川健司委員長 白井行政課公共交通対策室長。

○白井 薫行政課公共交通対策室長 1つ、訂正というか私の説明がまずかったのかもかもしれませんが、この運行事業費3,435万4,396円、この中に令和2年度の精算額も入っておりますから、これを足して4千万円という計算にはならなくて、合算して3,400万円というところでございますので、御訂正をよろしくお願いたします。

市民の声が耳に入らないかという御質疑でございます。やはり以前出された署名もございます。また、こちらでは、回数券をお求

めになる方の御意見等も頂いておりますので、やはりその方々は有効に使われている方の御意見でございまして、その方々は高速バスを継続していただきたいという意見がございしますので、全くというところではございませんが、両方の御意見を頂いておると感じております。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それが違うと思うんですよ。年間3千万円何がしかのお金を使って、たった4名というとまた市長に怒られますけれども、やはり公平公正という立場をしっかりと考えていただいたら、市民の方がそう思うのは当然なんですよ。なかなか一度始めたことをやめられないのが行政の仕組みなんですけれども。

今回、これを始めるに当たっては、地域間幹線系統確保維持費補助金というのが、それをもってして今回、また3年間の契約をしたと思うんですけども、それについては一般質問のときにお話が出たと思うんですけども、これについても金額が幾らになるのか、そして。

○滝川健司委員長 澤田委員、そのあれは令和2年度には関係ない、令和3年。それから、決算の審査ですので、運営をするしないの議論ではない。

○澤田恵子委員 分かりました。訂正させていただきます。

やはり、これを続けていくということが、行政の人がこれはこの人たち4名の人でも守っていかなければならない、そして便宜性を図っていかなければならないという考え方は、もう少し考えていただければならないかなと、私、思うんですよ。このまま続けていけばもう言及してはいけないということですけども、またずっとこのまま続いてしまうんですね。やはり、しっかりと無駄かどうかということを、そんなに財政豊かではない新城です、考えていただきたいと思います。い

かがでしょうか。

○滝川健司委員長 穂積市長。

○穂積亮次市長 私は、この11月で任期が終わりますので、今回の決算が最後でございまして。その私が次のことを言うのははばかれるのでそれを差し引いてお聞きいただきたいと思うんですが、今回の決算を認定をいただきますと、この事業をどうするかは来年度、令和4年度の予算事業として計上されてくるかされてこないか、次の市長、市議会がお決めになることだと思います。

です、この場でこれが無駄かどうかということのやり取りをするというのはあまり適切とは思えないんですけども、この事業については賛否両論があるのは当然私も承知をしております。現在4名しか乗っていないではないかということについては、先ほど来お答えしているようにコロナ前の状況については少しずつ増加を始めていた状況でございました。そういう中で、コロナの中で現在4人で低迷しているのも事実。

コロナを言い訳にするのかというお話があるかも知れませんが、コロナというのはあらゆる意味で人流、流通、物流に大きな影響を与えました。あの東海道新幹線でさえ、JR東海でさえ赤字決算を打つというような状況に陥ったわけです。ですので、この現状のところでの4名がいいと私も思っておりませんので、そのことをもって無駄か無駄でないかというのは議論としてはちょっと不公平ではないかと、私は感じています。

その上で、この高速バス路線を運行した最初の開通のときに、私は皆さんの前で申し上げました。この事業は実証実験として始めるものであるが、いずれ市内に走っている様々なSバス、地域公共交通と同じように、この名古屋との往復のバスを見ていただけるようになるのが来るのを願っていると、こういうふうに申し上げました。

それで、市内で走る路線バスやSバス、こ

れは赤字ですよ。約1億円近くを投じています。これはいいけれども、名古屋間の往復に使うのはいけないという議論を超えていこうというのを、私はそのとき申し上げたつもりであります。

どういふことかといいますと、現在新城市には2万2千人の収容人口があって、約8千人が市外へ働きに出ている。一方で、市外から市内に5千人が働きに来られています。1日に1万3千人の方が行ったり出たり入ったりしている、そういう町であります。小さな町であるけれども、それだけの多くの交流、移動というものによって支えられている町でございます。その中の1つに名古屋圏というものがある。そこの往来が新東名高速によって直道の道が開けた。この中に、どうやって交流をつくっていくのか、そして、都会の利便性、向こうから見れば地方都市の豊かさ、こういうものを交流通じていかに新しい豊かさを見つけ出していくのか、こういうものへの1つのチャレンジとして考えてまいりました。

そして、それが地域間幹線路線として名古屋を含めた名古屋市の側の公共交通の会議の中で、この路線が認められようとしている。ということは、新東名高速道路を造った名古屋圏と直結をした路線をつくっているのが新城市だけでございます。それが、日常的な地域間の幹線路線として認めようではないかと、こういうふうになってきた経過があったということでもあります。

その背景には、私の考えではなくて、むしろぜひ御理解いただきたいと思うのは、去年の3月定例会のところで申し上げましたが、職員の多くの働きは、実は名古屋圏の路線バスというのは名古屋市交通局と名鉄バス、そして一部JRバスが、この路線ががちがちにもう詰まっているんですね。ラッシュの時間ではもうその中で詰まっている。その中で、新城市が路線バスの位置をつくっていくとい

うことに多大な労力を注ぎました。その中で、1つの一定の地方を獲得し、それが地域間幹線道路となって認められて、補助金として下りてくるんだと思います、豊鉄のほうですけども下りてきます。

こういうことを1つの大きなこととして、これからの名古屋圏との交流をどうやってつくっていくのか、その中には学生の通学もあるだろうし、通勤もある。それから、逆のあちらからの観光交流もある。それから、名古屋尾張の東部地域にずっとつながっている多くの大学病院、大学病院の中で高度医療を受ける方がこれを使った事例もありました。こういう中で1つ1つ積み上げていくのが我々の仕事だと思ってまいりました。

例えば、今回ジェイアールバス関東さんが東京大阪間の高速道路バスで新城に停留所を設けられます。最初は単なる乗務員の交代場所としてだけ考えておられた。それを、本市の職員が止まるならば停留所をつくり、そしてその中で新しい連携協定を結んでいこうという提案をさせていただいて、そういう中で今度の路線バスがつくられ、これから新しくなろうとしています。そうした1つ1つの努力、前を見据えた努力というのは我々の財産であり、それは形になって地域間幹線道路路線になったり、あるいはいろんな形で交流が深まったりします。

それを1つの価値と認め、それをさらに広げていこうとしていくのか、それともこんなものはもう無駄だからやめろというのか、1つの価値観です、価値判断です。ですので、この事業をどう論評するかの中には、新城市がどういうふうにして生きていくのか、どうやって発展をしていくのかということに関わる大きな哲学的な、価値観的なものが含まれていると思います。

ですので、澤田委員や皆さんがおっしゃるように4人で無駄だというのも1つの価値観、私としてはこれをやって切り開いてきたもの、

これから長久手ではジブリパークができます。名古屋では栄の再開発計画もあります。リニア新幹線、さらに2026年アジア大会、こういうものを見据えたところで本市の新しい経済的な交流の軸をつくっていく道として考えてまいりました。

それを現状の中でどのように評価されるかは、次の方々の判断に委ねるべきだと思いますが、少なくとも私はそういう将来展望を持ってこの事業を職員とともに始めてきたことに対しては何ら悔いるところがないということをお願いしておきたいと思えます。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 今、市長のほうから夢物語のような話をされましたけれども、実際この交流をした場合、この高速バスが名古屋と新城間を行き来するわけですけども、交流と言いますが新城の人たちは名古屋はすごく魅力的です。いろんな商店もありますし、いろんな楽しい遊びもあります。飲み屋さんもたくさんあります。

しかし、新城市は本当に自然なんですね。じゃあ、これを自然をちゃんと生かした観光に結びつけているかということ、新城市の場合その観光の基盤なるものが全然整備されていないではないですか。前々から言っているように、それぞれの観光地でのトイレさえ直してない状況で地域間交流なんてきれいなことを言っても、地元がしっかり足元を固めてなくて地域間交流もないと思えます。

確かに、言っていっちゃることはすごく夢のあることだと思いますけれども、やはり私たちがここに住んで、足をつけて生活しているわけなんですね。ジブリパーク、いいです。でも、長久手からどうやってジブリパークまで行くのかなとか、細かいところを言ったら、小さな子どもを連れていく。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員、令和2年度の決算審査、市長の話も広がり過ぎてましたけど、澤田委員の話もそれにつられて広が

り過ぎてますので決算審査に戻してください。

○澤田恵子委員 すみません。

いいです、これで終わりにします。ありがとうございます。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員の質疑が終わりました。

~~~~~

ここで再開を4時40分として、休憩します。

休 憩 午後4時29分

再 開 午後4時39分

○滝川健司委員長 休憩前に引き続き、会議を開き質疑を続けます。

~~~~~

次に、6番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 それでは、続いて始めてまいります。

2款1項9目企画費の水源地域対策事業、92ページに入ります。

まず、1点目であります。光熱水費77万5,112円及び修繕料が73万9,640円の内容についてお尋ねします。

2点目であります。工事請負費498万3千円及び負担金として1,407万8,053円の内容、また成果についてお尋ねします。

○滝川健司委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 それでは、1点目の光熱水費及び修繕費の内容でございますが、光熱水費の内容につきましては、鳳来地域課が所管します水源地域集会施設に係ります電気、水道及び農業集落排水使用料となります。

修繕料につきましては、水源地域の集会施設、名号温泉施設に係る修繕で、主な内容としましては、名号温泉施設の雨樋の修繕39万3,800円、名号集会所空調機修繕で14万8,500円となっております。

2点目の工事請負費及び負担金の内容、成果でございますが、工事請負費としましては、長楽集会所の改修工事でございます。主な内



容としまして外壁の塗装、空調機2台の更新となっております。成果としましては、この工事によりまして施設の機能回復、長寿命化を図ったところでございます。

負担金の主な内容につきましては、設楽ダム水源地域対策事業への支出となっております。内訳としましては、水源地域整備事業や水源地域振興事業、設楽ダム水源地域対策積立金などでございます。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 一通り分かりましたけれども、まず1点目のところでありましてけれども、集会施設の集排等々にまず光熱水費、充てられておると。それからあと、修繕料については名号の温泉のところということですが、これ水源地域の対策事業としてこれは位置づけられておりまして、そもそものこの財源を確保するに当たってはどのような状況で、令和2年度というのは行われたのか。今後のことも踏まえて確認をしたいと思っております。

○滝川健司委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 主な財源としましては、豊川水源基金の助成金を充てております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 水源基金の対応ということでありましてけれども、その水源基金の対応の資金そのものについての今後の見通しも踏まえて、当然これ名号温泉も含めて、また集会施設も含めて、まだほかにも水源地域の対策事業として取り上げられなければならない施設というものがありますので、今後のことも踏まえて財源確保というのはしっかりとできておるのかどうか、これを確認します。

○滝川健司委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 今後の財源につきましても、引き続き豊川水源基金の助成金を充当する予定でございます。

それから、施設の修繕につきましても、計画的に修繕をしてみたいと考えておりま

す。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 せんだって、名号温泉のことについて、総務部長でしたか、ちらっと閉館のことをおっしゃられました。とりあえず、平成2年度については切磋琢磨していただいて、いろいろなところの対応をしていただいたという結果が今回の決算で出ておりますけれども。

これは非常に私自身心配しておるわけでありまして、水源地域としてのこれまでの名号地域の努力というものが、今回違う方向性をもしかじを取られるようなことがあれば大変だなど、こんな思いがあるものですから。

今後の対応も含めてこの水源地域の対策事業としての財源確保、名号地域に対するいろんなこれまでのダムの振興対策ということで、これは行われてきたわけでありまして、そのあたりの確約といいますか、今後もしきつと地域の声を聞いて行政はこの水源地域としての対応をしていきますという決断、発言はできないのでしょうか。

○滝川健司委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 水源地域集会施設につきましては、ダムの関係で整備をしておるところもございまして、集会施設等につきましては、今後も助成金の活用等をして対応していきたいと思っております。

名号温泉施設につきましては、前回総務部長がお答えしたことになろうかと思っております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりましたけれども、とにかくこれは振興対策ということで、水に絡んだことで昨年度まで一生懸命努力をしていただいたということでありまして、これはやはり水源地としての地域対策として地元の方々いろいろな思いがございまして、そのいろいろな思いにきちんと応えるのが行政の役割だと思っておりますので、令和2年度はかろうじて何とかその声に応えていただけたのかなと。

午前中でしたか、コロナ対応の関係でも営業の補填もございましたようで、ありましたけれども、しっかりとやはり力を入れて、この地域対策というものを取っていただきたいと、これはちょっと申し述べて次の2点目のところへ入ります。

今回は長楽の集会所、それからあと、空調機ということでございました。こちらも、水源地域の対策として、これは寒狭川導水路事業としてのエリアになると思いますけれども。こちらのほうも水源地域対策事業として行っていただけるということで、まずこのところの工事請負について、もう一回確認をしたいと思います。

長楽地域、またもう少し広く行きますと寒狭川導水路の取り入れ口側の対応、それからあと、出口側の大野地域のほう、こちらのほうも当然影響してくるということで、令和2年度についてはとりあえず長楽集会所ということでありましたが、小異な部分についてはこれは出口側のほうにも多々あったと思うんですが、それについて令和2年度についてはどうだったのでしょうか。

○滝川健司委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 出口側ということだと、引地集会所とか大峠とか寺林のほうは寒狭川導水路の関係でいきますと該当になるかと思います。こちらのほうの集会施設につきましても、竣工が平成2年とか平成元年とかいう形で経年劣化が始まっておりますので、必要に応じて順次修繕をしていきたいと思えます。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 あと、2点目の公団の部分の負担金の関係であります。約1,400万円、これについては設楽ダムの整備事業だとか振興事業、まさに旧鳳来地域がいろんな地域対策ということで下流域から頂いたお金、これに当たるものだなと思えますけれども、最近の推計、令和2年度は1,400万円ということ

だったんですけど、過去から今年、来年以降に向けてどのような計画であられるのか、またその成果、設楽ダム振興策に対しての成果というものはどのように位置づけられて、新城市としてはどういうふうに見ていくのか、そういうことも必要ではないのかなと思って確認をしたいと思えます。

○滝川健司委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 この負担金につきましては、主に先ほど御答弁させていただきましたが設楽ダム水源地域対策事業への支出となっております。大きく分けまして、2つ分かれて内訳がございますが、いわゆる水特法、水源地域整備特別措置法に基づく水源地域の整備事業への負担、それと豊川水源基金への負担ということで水源地域振興事業等がございます。具体的な内容につきましては、林道整備やそれから各施設の整備という形になっておりますので、成果ということでございましたが設楽町が行うそれぞれの林道整備や施設整備等に下流市として負担金を出しておるという形になっております。

今後につきましても、令和2年度につきましても先ほど答弁の中にもございましたが、設楽ダム水源地域対策積立金とお話をさせていただきましたが、令和2年度いっぱいでの積立金については積立てが終了しておりますので、今後その積立てのほうから計画的に今後の維持管理等に使っていくという取決めがございましたので、今後も引き続き計画的に事業を進めていきたいとなっております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 決算でありますので、この辺にしておきますけれども、次の点に入ります。

今度は、企画費の自治基本条例の運用事業に入ります。

新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして全て開催中止となりましたけれども、

運用方法の検討はされなかったのか、お伺いをいたします。

○**滝川健司委員長** 松下まちづくり推進課長。

○**松下領治まちづくり推進課長** 自治基本条例運用事業では、市民自治会議、市民まちづくり集会、女性議会、中学生議会を行っておりますけれども、令和2年度につきましては新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、市民まちづくり集会、女性議会、中学生議会の開催を中止しました。

運用方法の検討につきましては、女性議会では、2回目の緊急事態宣言解除後、過去に女性議会に参加していただいた方たちと今後の女性議会の在り方について意見交換を行いました。

中学生議会では、地域とのつながりを意識した開催方法を検討しまして、今年度東郷中学校と東郷地域自治区をモデルとして行ったつながる地域と若者の輪事業につながっております。

市民まちづくり集会では、コロナ禍においても開催できる方法を検討し、オンライン開催も案として出ておりましたけれども、最終的にはオンライン環境のない方、不慣れな方も参加できるよう、会場を分散して人数を減らし、各会場をオンラインでつなぐ方式を採用しました。しかし、3回目の緊急事態宣言が発出され、少人数でも集まることはやめようと中止を判断しました。この経験を踏まえて、緊急事態宣言下でも開催できるように、今年度の市民まちづくり集会はオンライン開催で行ったところでございます。

○**滝川健司委員長** 丸山隆弘委員。

○**丸山隆弘委員** 了解しました。今年度ほかの部門についても、運用を図っていただきたいと思います。

次の点に入ります。

2の1の9企画費、新型コロナウイルス対策事業の中の水源地域対策事業の補償費377万811円でございますが、この内容につい

てお尋ねをします。

○**滝川健司委員長** 松井鳳来地域課長。

○**松井康浩鳳来地域課長** 令和2年4月と5月に新型コロナウイルス感染症感染拡大防止を図るために、名号温泉施設の指定管理者に対しまして休業要請を行いました。

これによりまして生じた令和2年4月及び5月の営業損失額について、雇用調整助成金等の新型コロナウイルス感染症関連助成金等を控除した額を補償したものでございます。

○**滝川健司委員長** 丸山隆弘委員。

○**丸山隆弘委員** 分かりました。

もう一回確認しますが、決算ですので令和2年度ということですね。これは、私も実際名号温泉の関係者の方といろいろなお話をこの間してまいりました。コロナによる影響というのは物すごくやはり影響を受けているのは全国的な傾向でありますし、湯谷温泉もちろんそうではありますが。

確かに補償費は補償費で置いておいても、水源地域対策事業としてほかにまだやるべきことができたのではないかなと思うんですね。直すところは当然直していただいて修繕等々進んでおりますが、営業努力という面でもう少し営業に打って出るような仕組みが、もう少しこういうコロナだからこそできるという仕組みがあると思うんですね。そんな話を、ちょうど澤田委員がリピーターでかなり温泉へ行かれるものですから、私も一緒に出向いたりして役員の方々とお話した経緯がございます。

そういう中で、何とかこういう営業努力の中でこれはできると、そういう見込みの話も一時はした経緯もございました。市として、やはりこの辺のところ、指定管理もやっているということでもありますので、指定管理契約上の中での解決方法というのを当然、これは令和2年度の中でも十分できたのではないかなという気がしたものですから。

このあたりについての令和2年度における

御協議の経過、それが結果的に令和3年度へ結びついておるものですから、ここを明確にさせていただければありがたいと思います。

○滝川健司委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 補償に当たりましては、名号事業組合と協議を行っております。感染症の予防対策として休業要請をしたわけですので、その間休館していただきました。その関係について、営業損失について補償するということで協議をさせていただいて、4月5月分の377万811円の分を補償という形で出させていただくという形で協議をしております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 ちょっと、次に入ります。

次の企画費のふるさと納税推進事業、94ページに入ります。

お礼の品、返礼品ですね、及びPR活動の内容についてお尋ねします。

○滝川健司委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 ふるさと納税推進事業のお礼の品及びPR活動内容につきましては、昨年度、関東圏において新聞広告を2回、全国紙のふるさと納税関連雑誌に1回掲載し、新城市の概要及びお礼の品のPRを行ったところでございます。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 特にこの中で再質疑したいのは、御礼の品がどのくらいベストに入ってくるのかというそんなところではありますが、令和2年度の状況、どんな具合だったでしょうか。

○滝川健司委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 新城市の御礼の品につきましては、令和2年度におきましては、品目数としては大体約100品目でございます。いま現在もう少しありますが。

昨年度、御礼の品として一番多く寄附された方が希望されたものは1番が鳳来牛（すき焼き用）肩肉約400グラムでございます。2

番目は次郎柿になっています。以下、3位、4位、5位とありますが、鳳来牛が多いような順位が昨年度の状況でございます。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 了解しました。

次に、入ります。

次の2款1項12目の路線バス運行費、公共バス運行事業について入ります。

湯谷温泉もつくる新城線の地域住民利用状況、及び観光客の利用状況についてお尋ねします。

○滝川健司委員長 白井行政課公共交通対策室長。

○白井 薫行政課公共交通対策室長 令和2年10月1日から運行を開始しました湯谷温泉もつくる新城線の令和3年3月末日までの利用者数の延べは676人で、秋の行楽シーズンである11月は、名古屋鳳来寺往復企画切符の利用者が突出して多い状況でありました。

これまでの実績から見ますと、観光客につきましては、本路線がもつくる新城南バス停を拠点とした観光二次交通の役割を果たしているものの、地域住民の生活の足としての利用は、いま一つ伸びていない状況にあると認識しております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 これも、先日の一般質問の中での回答から少し記憶をたどっておるわけでありますけれども、特に地元地域としての利益、メリットの部分については、部分的であると。それが地域的にいうと、井代、大野ですか、このように確か総務部長、答えていただいたと思うんですが。

それよりも先に総務消防委員会へ出された資料、湯谷温泉もつくる新城線の利用者数、令和2年の10月からこれは今年の7月までの統計数字を出していただいているんですけども、これから拾っていても、これこそ先ほどの市長のお話ではないですけども、1台当たりの乗車の方々の方が平均で割ってしまう

とコンマ幾つかという人間になってしまっ  
ね、利用者がほんとほとんど見えない状況が、  
今、地域住民の中で現状、数字としてまた出  
てきております。

昨年の11月の340人、一般、それからその  
うち、その中から企画切符を買われたのが  
201名の方、企画切符の方は、これは結構で  
あります。本当にありがたいことでもあります  
し。ただ、これを差し引いてやったとしても、  
かなり11月にしてはこれは一月の値でありま  
すので、その日数に合わせると非常に少ない  
わけですね。これで、たまたまJRの本長篠  
駅、この11月のときの状況を私もかいま見ま  
して、JRを使って本長篠で降りて、本長篠  
のバスターミナルのところへ行ってバスで乗  
車するというお客様が大変大勢見えたんです  
ね。ちょうど、運転手さんとも話ができる機  
会があったりして、「いやあ、ここから大勢  
乗っていただけますわ」とJR電車も当然効  
率よくお客さんが見えたということで、ダブル  
でこれはうまく活用できたのかなと思いま  
す。当然、11月になると、企画された臨時の  
バス、急行バスというのも出るかと思いま  
すけれども、やはりそこまで考えてみるとこの  
本長篠のJR駅というのが物すごい位置づけ  
で、今までの歴史というものをつくられてお  
るわけですね。

市長いわく、新城南、もつくる新城を拠点  
としたこのステーション化というのも、もう  
1つの方法かも分かりませんが、やはりこれ  
まで積み上げてきたこのJRを活用した観光  
政策、いろんなところから取り組んでいくと  
もう少しこのところ、政策をしっかりと位  
置づけを明確にしないといけないのではない  
かと、私は思います。

そういう面で、うまくこのところを活用  
していればこの利用者也当然増えてくるだ  
ろうということは、想定できますが、ただこ  
こにおいて、利用者の目標を鳳来寺行き、湯  
谷温泉行きの利用者の目標というのも当然出

されていると思うんですね。先日の話の中  
では、1日15人でしたか、ちらっと私の記憶  
の中では聞いておったんですが、1日で15人  
の利用なのか、それとも1台で15人の利用  
なのか分かりませんが、この利用者の目標値  
というものはどうなっているのでしょうか。

○滝川健司委員長 白井行政課公共交通対策  
室長。

○白井 薫行政課公共交通対策室長 15人1  
便とか、1日15人とかいう数値的なものはこ  
ちらからは出していないかなと思っておりま  
す。まだ、令和2年10月1日からの運行開始  
でございまして、これからまだ1年たってな  
いところもございまして。それで、1年たっ  
てどれぐらいの方がおみえになって、それで地  
域住民の方がまだ少ないというところは課題  
としてやっぱり上げていかなければいけない  
ところもございまして、やはり地域住民の方  
についてはPRだとか、乗り方講座だとか、  
バスを身近にさせていただくようなことをし  
ていきながら乗っていただくような形にしてい  
きたいと思っております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 利用者の目標値というんで  
すか、利用者目標というものは設定されてい  
ないということよろしいんですね。

○滝川健司委員長 白井行政課公共交通対策  
室長。

○白井 薫行政課公共交通対策室長 はい。  
明確な数字はまだ設定はしておりません。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 今年開催された公共交通の  
会議、こちらのほうでは明確に数字が出され  
ているんですね、5,032人という数字が。こ  
れ、目標値でございまして。これ、どうやっ  
て出されたのか、計算式もどうもこれ書いてあ  
るようではありますが、十分私認識できません  
ので分かりませんが。目標値が一方では出  
ておるんですけども、このところどういう整  
合性があるのか、首をかしげてしまうんです

けれども、説明していただけますか。

これは、公共交通会議があって、その中の資料、これは6月23日に行われた会議の中の資料のデータとして、令和4年度以降、利用者数としてカウントがされております、5,032人。それから、再来年が5,082人とこういうふうにずっと書いてあるんですが。

こういう目標値が一方で設定されている計画の中身になっておるんですね。この辺のところはどうも整合性がないのかなと思うんですが、何のためにこれ出してあるのかなと思ったんですけどね。

10月以降運行した経緯を見ながら、目標値が設定されたのか、説明をお願いします。

○**滝川健司委員長** 白井行政課公共交通対策室長。

○**白井 薫行政課公共交通対策室長** この令和4年度以降の数字ということで、令和2年度、令和3年度についてはまだ設定してなくて、この数値として計上させていただいた数字ということになります。

○**滝川健司委員長** 丸山隆弘委員。

○**丸山隆弘委員** あのね、この会議の中身の資料を1回見ておいてください。ここにきちんと書いてあるものですから、今の現状、この10月以降稼働した中での流れを酌んだ中でこれ策定されているはずなんですよ。なぜ目標数値というものを設定しなければならないのか。設定しなくていいとか、いい悪いを言っているのではないですよ。なぜ目標値を設定したのか、なぜ目標値を設定しなければならないのか。

先ほど市長が答えた中では、公共交通機関としての市民利便を生かすためには目標値を設定するのめいかがなものかと、こんな流れからいくと、また逆行しているような数値目標がまたここに出ているんですよ。だから、十分これ生かされていない中身になっているんですね。

最後、もう一回説明をお願いします。

○**滝川健司委員長** 白井行政課公共交通対策室長。

○**白井 薫行政課公共交通対策室長** 6月23日の公共交通会議の資料につきましては、国への補助金へ申請するための数字を掲載させていただいておりました、令和2年度、令和3年度については今後の実績を踏まえた形で設定していくということにしていきたいと思っております。

○**滝川健司委員長** 丸山隆弘委員。

○**丸山隆弘委員** そういうことではなくて、腹をくくって私も言っているんですけど、腹を割りながらやっているんですけども、要するに目標値を立てる、補助金目的だったらこういう計画をつくって出せば補助金が受けられますよというようなそういう論法ではないですか、今のは。

そうではなくて、目標値が本当に必要なかどうか、地域交通としてしっかりとSバスを維持させるために、地域住民のためにといならばそれでいいではないですか、そのところしっかりと打ち出せばと、私は思います。先ほどの澤田委員と市長との議論を聞いていて。

じゃないならば、目標値をきちっとしたものを設定しなさいよと、逆にね。昨年11月以降の中で数値が出ておりました。この実績も出ておりました。これを生かしながら、こういう数値ができてきたんだろうと、私はよく理解をさせていただいたんですが、今の答弁だとちょっとこれ、違いますわ。なってないですよ、この計画は、おかしいですよ、根拠がないですよ。だから、根拠をきちっと示しなさいよというのが、私の言い分であります。

令和2年度の実績、どういうふうにかかしているのか。また、どうやって生かそうとしているのか。それが明確になっていないではないですか。どうなんですか。

○**滝川健司委員長** 白井行政課公共交通対策

室長。

○白井 薫行政課公共交通対策室長 今、令和3年度になるんですけれども、令和4年度からの地域公共交通計画のほうに目標数値等を掲載して、計画を進めていきたいと思っております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 さっきの佐宗委員が一般質問をやったときに、総務部長は15人という数字を明らかにおっしゃいましたね。どういうところにその数字が、根拠、目標があるのか。これは10月以降の運行バスの活用を見て設定されておるのか、それともそうでないよということならば、私の聞き間違いでしたら訂正していただければありがたいですけれども、ひとつお願いします。

○滝川健司委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 15人といいますのは、山の湊号の輸送量のお話の中で、私、15人と申し上げた覚えはあるんですが、湯谷温泉もつくる新城線の関係で申し上げた記憶はございません。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。それでは、山の湊号が15人という目標ということが分かりました。頭、切り替えさせてもらいます。

とにかく、こういう令和4年以降の目標値というものが明確にここに載っておるものですから、この数値の所在を明白にしていけないと、その基礎になるのはこの間運行してきたこの数値が反映されているだろうと。そのようによく私は理解してあげたいんですよ。しかし、補助金目的のためにこれ鉛筆をなめるような形で、この上段の、今持っていますか、持っていないようでしたらあれですが。この上段のところに、計算数値も書いてありますわ、計算数値が書いてあります。

だから、そこら辺の整合性がちょっと合っていないというところでもあります。

それから、再度確認したいと思うんですけ

れども、住民の利用の方々は676名ということでした。これは、10月から3月いっぱいまでということですのでよろしいですかね。

○滝川健司委員長 白井行政課公共交通対策室長。

○白井 薫行政課公共交通対策室長 はい、令和2年10月1日から令和3年3月31日までの湯谷温泉もつくる新城線を利用された方の延べ人数でございます。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。

私としてはもっと利用していただきたいわけでありまして。当然、当時の議論の中でもありましたが、地域自治体の活用といいますか、そんなお話もしていただいた議員さんもいらっしゃいましたが、不十分であります、このやり方は。

あまりにもちょっと地域住民に対して、もう少し手厚いPRの仕方というものがあるのではないかなど。もっともっと活用できるんですよ、活用しようと思えば。路線上の問題、また時間的な問題、いろいろこれは多々あります。それをしっかりと精査すべきだと、また連結ですね、時間の連結をしっかりと取れるような、これも総務部長、おっしゃってましたよね、この間の一般質問の中でも。

ですから、それに努力をするということが必要ではないですか。その努力なくして、こういう花開くような路線、確かに私ども鳳来地域にとっては結構であります、もっと夢を持てるように、間違いなくこれだったら地域の人たちの足になるという、そこまで断言できるような決算の結果にしてくださいよ、どうですか。

○滝川健司委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 乗降客の実績が思ったように伸びていないという御指摘だと思いますけれども、我々といたしましてはこれまでたくさんの方に乗っていただくように、私たちに努力はしてきたつもりでございます。

すが、結果が伴っていないということでございますので、これからこれまでの取組をしっかり反省しまして、さらに皆さんに利用していただける路線となるように取り組んでいきたいと思っております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 ところで、この計画値、令和4年以降の逆算していきますと、292日間営業している。これで、6便走るわけですね、往復で6便ですわ。これ、逆算すると1台当たり2.87人。この数字はあまり言いたくもありませんけれども、確かに3人近い利用者が令和4年以降おみえになってくると。

それだけに、行政としての地域に対する取組というのは、黙っておってはこれまたマイナスなんですよ。しっかりとした対応、監査の結果から見てすべきであると思うんですね。そのところについては努力をお願いしたいと思えます。

次の高速バスのところへ入ります。

2款1項12目に入ります。

これについては、高速バスの山の湊号の利用状況及び検証について、少し答弁ダブるような格好になると思いますけれども、ひとつよろしく願いいたします。

○滝川健司委員長 白井行政課公共交通対策室長。

○白井 薫行政課公共交通対策室長 令和2年度における高速乗合バス山の湊号の利用状況につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けまして、4月18日から28日までを土休日運行とし、4月29日から6月21日までの期間を運休しました。1年間7,357人の利用がありまして、1便当たりの平均乗車人数は4.2人でした。

今回、新型コロナウイルス感染拡大の影響による運休、外出自粛、大学のリモート授業等によるものであると考えております。

また、藤が丘や長久手市、愛知高速交通株式会社等との連携によるPRイベントも全て

中止になったこと、高校生割のキャンペーン等の利用促進策も思うように実施できない状況でありました。このような状況下でありましても、山の湊号を生活路線として利用してくださる方や、ふだん、離れて暮らす家族の元へ帰省するために利用してくださる方もいらっしゃると思います。

コロナ禍後の新しい生活様式として、そのような利用がふえていくのではないかと期待しています。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 この中では、特に数字はあまりとやかく言いたくないんですけども、先ほどの総務部長が言われたこの15人という目標数値が明らかになりました。

そういうところで、特にその前の令和2年度は実証実験の契約の年だったと思うんですけども、ではなかったでしょうか。実証実験が終了して、新たな契約になる年ではなかったでしょうか。

○滝川健司委員長 白井行政課公共交通対策室長。

○白井 薫行政課公共交通対策室長 実証実験が済みまして、令和2年度から3か年の長期継続契約を締結して、今、運行しておる状況です。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 ということは、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの契約ということによろしいですかね。

○滝川健司委員長 白井行政課公共交通対策室長。

○白井 薫行政課公共交通対策室長 令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3か年ということでございます。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 そうなりますと、もう既に先ほど澤田委員が質疑していただいたこの国の補助金に絡む仕事も含まれて動いているということによろしいですね。



○滝川健司委員長 白井行政課公共交通対策室長。

○白井 薫行政課公共交通対策室長 はい、今のところその3か年契約の下、事業を進めておるという状況でございます。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 先ほどの澤田委員のところで、途中で止まってしまったものですから、あれっと思って首をかしげておったんですが、要するに令和2年度の決算の中では、この国の補助金事業として動いておったということを確認させていただきました。

そういう中で、特に検証がなかなか、ちょうど年度切りのときにいろいろ全員協議会等々でも説明をいただいたりいろいろあったわけではありますが、検証結果に応じてさらなる飛躍に向けての対策というものが、なかなかこの議会の中に示していただけなかったと。この1年を通じた中で少しずつ対応をしていたという、今を振り返ればそんな感想であります。いろんな特別な切符を発行したりとか、利用拡大するために高校生の利用キャンペーンだとか、いろいろ対策を練っていただいたわけではありますが。

そういう中で、特に強く訴えておられるのが定住人口の確保、また関係人口の確保だとかそういうことがやはり目標値の中にもうたわれております。それをもっとより具体的に新しい補助金事業としての取組の中にも当然網羅された中での15人という数値になってくると思うんですが、その辺の関係というのはどのように動いておるのでしょうか。

○滝川健司委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 すいません。15人という数字ですけれども、先ほどからお聞きしていますと、丸山委員、15人というのは1車当たりの平均乗車人数という意味で15人と捉えていらっしゃるような気がするんですけれども、15人というのはあくまで国の補助金の算定上の、国が算式はすごい細かな算式がある

んですが、輸送量としての15人ということでございますので、ちょっと1車当たりの平均乗車人数とは違いますのでその点だけは御理解をいただきたいと思います。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。

それで、この間の一般質問の中でもございましたけれども、国の補助事業に対するコロナの情勢の中で緩和の措置が講じられて、補助金は確定はしているんだという発言も頂きました。令和2年度はそういう補助事業として動いてきたんだというそういう解釈でよろしいですね。

○滝川健司委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 はい、そのとおりでございます。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 そういった中で、主たるこの目的であります、先ほど少し触れましたが、交流人口だとか、また定住人口についての対策であります。

ここを令和2年度として確保するための努力というのはどのようにされたのか、ここを述べていただきたいと思います。

○滝川健司委員長 白井行政課公共交通対策室長。

○白井 薫行政課公共交通対策室長 令和2年3月に、コンサルから出された項目の中で令和2年度としては11枚つづりの回数券の発売であったり、10月1日から土休日も1日3往復にしたり、新城発の第1便の出発を20分早めて名古屋の中心部まで行けるような形、学校も通えるような形の利用促進策というものをやってまいりました。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。もっと広く捉えて、ひと・まち・しごと構想も当然動いておるわけであります。定住人口、それから交流人口、関係人口、ここに結びつけられるような総体的なお考えが示していただけるも

のかなと思っておりましたが、残念であります。

こういう高速バスもうまく活用すれば、そういうような夢ひらく場合になるということは当然私たち議員も、承知は一方ではしておりますが、しかし現状、本当に利用者の皆さんを見ますと、先ほどから議論があるように、本当に少数なごく限定された方々、リピーターの方もおみえになるようでありますが、これでは本当に悲しくてしょうがないです。これで、果たして何ができるんだと、先が見えてくるのだろうか。先ほどの澤田委員の質疑の中でもありましたが、夢が本当にひらいてくるのだろうか、非常に残念な思いであります。

次のところに入ります。

2款1項15目の行政対策費、行政区等活動3密対策補助事業について入ります。

主な内容と成果についてお尋ねします。

○滝川健司委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 行政区等活動3密対策補助事業は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策と地域活動の両立を図るため、行政区または行政区と同一の区域である自治会が行う主な施設の改修、または物品の整備等を補助対象事業としまして、上限額20万円、補助率10分の10以内で実施しました。

主な内容につきましては、アルコール消毒液、検温器、空気清浄機を整備した行政区が多くございました。

成果につきましては、103行政区117施設で補助金を活用していただきました。各行政区の状況に応じて御検討いただき、必要なものを整備されたと認識しております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 大変これ、地域の皆さん、地域ごとにかなり大変援助をいただく中で助かったことであります。

この中で、これを生かした形で今、こうし

てあいスタ認証というのがあるんですけど、愛知県のスタンダード認証、これがあるんですけども、要するにそれぞれ活用した、例えば店舗であります、安全安心に過ごしていただくための第三者認証というこのような制度が愛知県でできまして、これが6月28日からスタートしたそうであります。新制スタートです。

これ、限定されて、地域とはまた違うんですけども、いろんな感染拡大防止対策を取った中での認証制度であります。大いにまたこれを、令和3年度にも決算を踏まえた経緯を踏まえて、また生かしていただければと思います。

これについては御承知しておりますか。

○滝川健司委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 すみません。私、承知しておりませんでした。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 また、見ておいてください。各店舗が書いてございます、これは愛知県のホームページを見ますと新城市内の店舗が登録されたところが10か所ぐらい載っております。一回確認しておいていただきたいと思えます。

次に入ります。

2款1項16目の地域自治区費の地域自治区運営事業について入ります。

住民自治と協働のまちづくり推進の成果についてお尋ねします。

○滝川健司委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 事業は、地域計画の作成・変更や地域自治区予算の提案、地域活動交付金の審査を行う地域協議会への支援等であります。令和2年度の協議会はコロナ禍で多くの制約を受けながらも、119件の予算提案と63件の活動交付金の審査ほか、地域計画の検討等に尽力をされました。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 再質疑、再確認をしたいと

思います。

協議会の委員そのものについて、特に地域協議会の関係に入っていきますが、地域住民の皆さんと共同のまちづくりの推進をやっていくんだというところの成果、今、おっしゃっていただきましたが、いま現状、いろいろな問題点がこの間出てきておるわけですが、市政の参加の問題、市政への市民の参加の問題、これが大分心配される、将来に向けても。それから、あと人材の育成の問題ですね、人材の育成をどういうふうにやっていく、地域共同、まちづくりをつくっていくために、人材もやはり必要だと。それからあと、今に関連して成り手不足、地域による成り手不足、地域協議会も含めた共同のまちづくりの推進に向けては、これだけのデメリット部分があるわけですね。

そこをどうやって解消していくのかというところも、出てくるのではないかなと思うんですが、令和2年度の推進成果というのは確かに分かりますが、全体としてどういう方向性で取っていかうと思っていらいしゃいますか。今、3点述べさせていただきましたが、これについても意見があればお願いしたいと思います。

○滝川健司委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 今、市政への参加の問題と人材の育成、あと手不足というその3点頂きました。まとめて言わせていただきます。

やはり、地域活動の認知の向上といいますかそういったものはやはり地域の皆さんが主体になること、それ以外ないと思っております。地域の活動団体がいろいろなことをやっても、「あの人のところは好きでやっている」だとか、「今頃何か頼みに来た」とかという話を言われると。「もっと最初からいろんな情報を皆さんに流しておけばよかった」と言われる団体の話をよく聞きます。全くそのとおりだと思ひまして、地域活動だとか、

いろいろなことをやる時に情報提供だとか、人への声かけ、そういったものを回避すると後で必ず反発が来ると思います。

そうしたことから、人材の育成という面で多くの人にやはり声かけをしてまちづくりに参加をしていただく。そういったことが必要ではないかなと思います。

あと手不足ということなんですけども、地域協議会にはいろいろな役職の方が協議会に入っておりますので、皆さんいろいろなスタンスで入って地域協議会に臨んで見えます。そのスタンスの違い、要するに、区長さんとして来る方だとか、PTAの代表、お母さんの代表、みんなスタンスが違って入ってきます。そうすると、地域協議会の中で自分の認識だとか、考えている部分が違ったりするわけです。それをお互いに是正し合いながら、地域協議会を進めていく。そういったものがなくて、地域協議会に関わった人は「一番最初に大変だとか言ってるんだけど、最後終わる頃には、こんな大変なことをやっているとは思わなかった」と。いろんな人に関わってもらいたいというようなことをよく聞きます。

ですので、やはり情報提供だとか、人への声かけというのは地道にやっていく、それしかないと思っております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 今、最後のところで、これは大変だという役員さんが1年通じた中で地域協議会としての責任者としての一歩前へ踏み出せられるようなそんな環境づくりをされてというような道筋を立てていただいたような話がありましたが、確かにそうであります。

最初にお役に立たれた方、昨年私の地域のほうでもおられました、大変だ、大変だ、大変だ。それは自己主張もされながら、みんなでもやはり囲い込んで一生懸命もって私の力になってよというようなそんなアピールも一方ではあったんですね。それで、今はもう

うまく本当に動いております。本当に、今、加藤課長が言われたような流れがここにできておると感じました。

そこで、次の自治区の活動交付金のところに最後のところ入ってまいりますけれども、これもやはり地域の問題点というのを協議会の委員の皆さんが話し合ったり、また地域とも話し合ったりしてよりよくするために意識の高揚を図っていくわけですね。この意識の高揚を図っていくための行動というものが、非常に今、必要であります。

そのところで、やはり地域に対するそれぞれの立場である委員の皆さんの気づきというものが当然必要であると思うし、そんな形で昨年度のこの地域計画も含めて、各それぞれが確立した計画というものを立てられたのかなと、私、思っているんですが、担当の部署としては、私が今、言ったような発言でよろしいかどうか、もっと違う形で表したいということでありましたら、ちょっと述べていただければと思うんですがよろしく願いします。

○滝川健司委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 地域の皆さんは、今、丸山委員が言われたような思いで、地域計画を策定されております。

○丸山隆弘委員 終わります。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

次に、7番目の質疑者、山田辰也委員ですが、本日欠席しておりますので質疑は取りやめたいと思います。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

~~~~~  
お諮りします。

本日の会議はこれまでにとどめ、散会した

いと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔不規則発言あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

次回は、明日14日午前9時から再開します。

閉 会 午後5時39分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 滝川健司